

蕨市こども計画（仮称） 【最終案】

令和7年

蕨 市

(表紙裏頁)

はじめに

蕨市では、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画の基本理念に掲げた「すべての子どもたちの笑顔と未来が輝く、日本一のコンパクトシティ蕨」の実現を目指して、様々な取り組みを進めてまいりました。これまで、こども・子育て支援の課題の中心であった待機児童問題は、保育園の大幅な増設により、令和3年度に待機児童ゼロを達成して以降、ほぼ解消しております。



一方で、子育て家庭にとっては、依然として、仕事と子育ての両立がしにくい環境や子育ての経済的・精神的負担感などにより、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、更なる子育て支援の充実が求められています。また、こどもを取り巻く状況についても児童虐待の相談対応件数の増加やこどもの貧困問題、ヤングケアラーなど困難を抱えるこどもたちへの支援が喫緊の課題となっています。さらに、未婚化、晩婚化の影響を含め、少子化は予測を上回る速度で進行しています。

こうした状況の中、国では、こどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、令和5年4月にこども家庭庁を設立し、こども基本法が施行されました。蕨市においても子育て家庭のニーズに応えるため、多機能型地域子育て支援センターの開設や産後ケア事業の充実をはじめ、高校卒業までの子ども医療費の完全無料化や2人目以降の学校給食費無償化、物価高騰に伴う給食費の負担軽減等に取り組むとともに、令和5年10月の新庁舎の開設に合わせ、児童福祉法の改正よりも半年前倒して「蕨市こども家庭センター」を設置し、子育ての相談支援体制や児童虐待防止対策を強化したほか、令和6年3月には、ヤングケアラー支援条例を制定するなど、こども・子育てに関する取り組みを力強く進めております。

この度、こども基本法に基づき、蕨市のこどもに関する施策を一体的かつ総合的に推進していくため、従来の計画に少子化対策やこども・若者育成支援、こどもの貧困対策などを加えた、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする「蕨市こども計画」を策定しました。新たな計画の策定にあたっては、「こども・若者ヒアリング」等により、こども・若者の意見を聴取し、こども政策への反映に積極的に取り組みましたが、今後も、本計画に基づき、市民の皆様との協働により、子育てしやすいまちづくり、未来を担うこどもたちの笑顔が輝くまちづくりを一層進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「蕨市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、アンケート調査やこども・若者ヒアリング等にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進につきましても、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

蕨市長 頼高 英雄

(余白頁)

目 次

第1章 計画の概要	3
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画策定にあたっての流れ	5
第2章 こども・子育てをめぐる本市の現状	9
1. 人口	9
2. 女性の労働力・婚姻の状況	11
3. 教育・保育、地域こども・子育て支援事業等の現状	12
4. 「子ども・子育て支援事業等に関するアンケート調査」結果の概要	14
5. 「子どもの生活状況調査」結果の概要	24
6. 「こども・若者ヒアリング」結果の概要	34
第3章 計画策定の基本理念と基本的な考え方	41
1. 基本理念	41
2. 計画の体系	42
第4章 総合的な施策の展開	45
基本目標1 こども・若者の笑顔と未来が輝くまち	45
【ライフステージを通じて】	45
基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	45
基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	47
基本施策3 こどもの貧困対策	54
基本施策4 障害児支援・医療的ケア児等への支援	56
基本施策5 児童虐待防止対策の推進とヤングケアラーへの支援	58
基本施策6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	60
基本施策7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	63
【ライフステージ別】	65
基本施策1 こどもの誕生前から幼児期までの支援	65
基本施策2 学童期・思春期のこどもへの支援	69
基本施策3 青年期のこども・若者への支援	73
基本目標2 安心して子育てができるまち	75
基本施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	75
基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進	76
基本施策3 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	78
基本施策4 ひとり親家庭への支援	79

第5章 子ども・子育て支援法に係る「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」の評価及び「第3期蕨市子ども・子育て支援事業計画」量の見込みと提供体制、確保の方策	83
1. 「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」の評価	83
(1) 教育・保育施設	83
(2) 地域子ども・子育て支援事業	86
2. 「第3期蕨市子ども・子育て支援事業計画」量の見込みと提供体制・確保の方策	91
(1) 将来のこども人口	91
(2) 教育・保育事業等の提供区域の考え方	92
(3) 計画の推進方策	92
(4) 教育・保育の一体的提供およびその推進に関する体制の確保	103
(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	103
第6章 計画の推進体制と進捗管理	107
1. 取組みの方針	107
2. 計画の推進体制	107
3. 計画の進捗管理と点検・評価	107
4. 評価にあたっての指標	108
資料編	111
1. 蕨市子ども・子育て会議条例	111
2. 蕨市子ども・子育て会議委員名簿	112
3. 蕨市子ども・子育て会議開催経過	113
4. 蕨市こども計画策定庁内連絡会設置要綱	114
5. 蕨市こども計画策定庁内連絡会委員名簿	115
6. 蕨市こども計画策定庁内連絡会開催経過	115
7. 用語集	116

第1章 計画の概要

(余白頁)

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、こどもの健やかな成長および子育て支援の充実を図るため、様々な施策が進められてきました。また、こども・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困の解消対策、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境や課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ、取り組みが進められてきました。しかしながら、子育て家庭の孤立や子育ての不安感・負担感は増大し、少子化の進行には歯止めがかかっておらず、ヤングケアラーやいじめ、不登校、こどもの貧困、児童虐待等こどもを取り巻く課題は、ますます深刻化・多様化しているのが現状です。

こうした現状を踏まえ、国では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策をわが国の社会の真ん中に据えて、すべてのこどもの健やかな成長を社会全体で後押ししていくための司令塔として、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を設立し、同日に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども・若者等に関係のある施策(以下「こども施策」という。)の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等が定められています。

蕨市(以下「本市」という。)でも、平成26年度に「蕨市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～令和元年度)を策定し、令和2年度には子ども・子育てをめぐる関連法の改正内容および国の動向等を踏まえ「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定しました。

今般、令和6年度をもって「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了しますが、新たに策定する計画は、「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐとともに、こども基本法第10条に基づき、少子化対策および子ども・若者育成支援、こどもの貧困の解消対策等の各種法令に基づく計画を加えた「蕨市こども計画」として策定することで、市内のこども施策に全体として統一的に横串を刺し、総合的に推進していくものとなります。

2. 計画の位置づけ

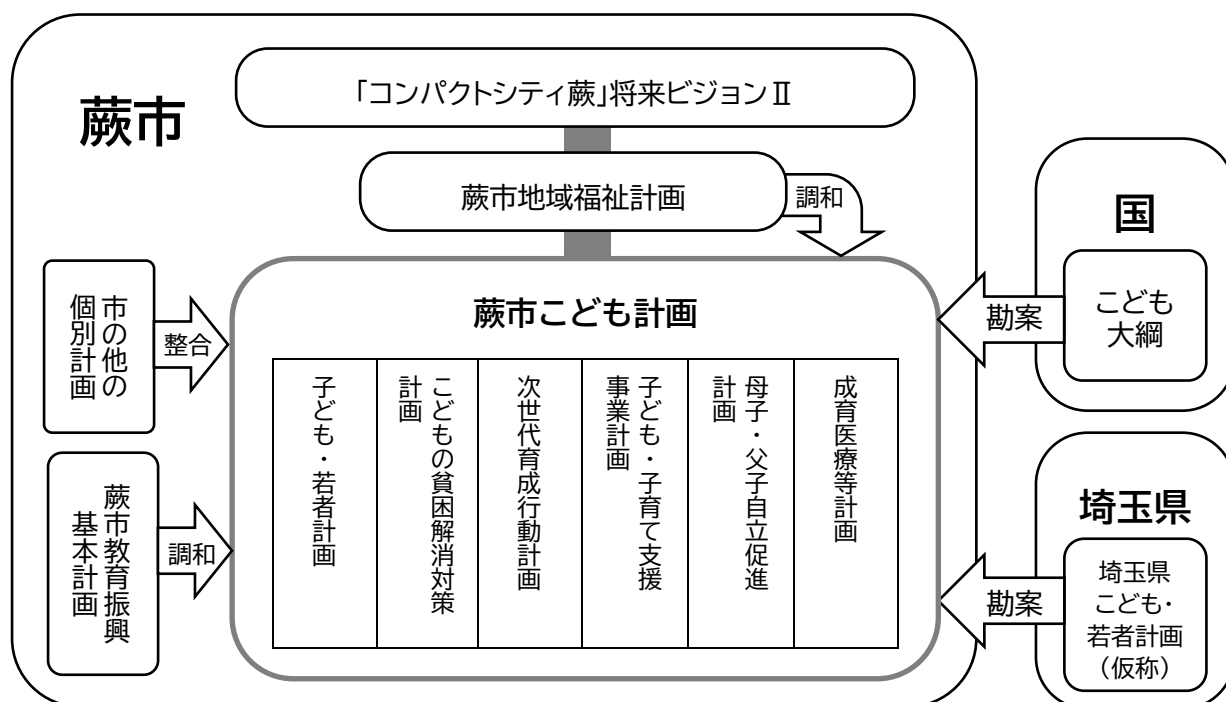
◇新計画である「蕨市子ども計画(仮称)」(以下「本計画」という。)は、本市の最上位計画である『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ』を上位計画とした子ども・子育て分野の個別計画として位置づけられるものです。

◇本計画は、令和7年3月策定予定の「蕨市地域福祉計画」を上位計画とした児童福祉分野の個別計画として位置づけられるものです。

◇本計画は、こども基本法第10条に規定する「市町村子ども計画」として、国の「こども大綱」および「埼玉県こども・若者計画(仮称)」を勘案して策定するものであり、併せて、下記の計画と一体のものとして作成し、本市のこども施策を総合的に推進するものです。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する「市町村計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」
- ・子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」
- ・成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

◇本計画の推進に当たっては、こどもの健やかな成長に向けて、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であることから、令和7年3月策定予定の「蕨市教育振興基本計画」と相互に連携を図りながら取り組むものです。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画の期間	「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン (平成26年度～令和5年度)				「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ (令和6年度～令和15年度)					
	第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～6年度)					蕨市こども計画 (令和7年度～11年度)				
	調査 計画策定 必要に応じ見直し									

4. 計画策定にあたっての流れ

(1) 調査の実施

蕨市こども計画の策定のための基礎資料として、下記のアンケート調査を行いました。

- ① 子ども・子育て支援事業等に関するアンケート調査
- ② 子どもの生活状況調査

(2) こども・若者の意見聴取の実施

「こども基本法」第11条に基づき、蕨市こども計画の策定にあたり、本市のこども政策へこども・若者の意見を反映させるために、下記のヒアリングを行いました。

- ① こども・若者ヒアリング
- ② 出向型ヒアリング

(3) 子ども・子育て会議等での意見聴取等の実施

蕨市こども計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「蕨市子ども・子育て会議」の意見を聴くとともに、市内の子ども・子育てに関する施策に関連のある課所館長等で構成する「蕨市こども計画策定市内連絡会」を設置し、市におけるこども施策に関連する事業の総合調整を行いました。

(4) 市民の意見の反映

蕨市こども計画(素案)について、広く市民から意見を求めるため、パブリック・コメント(こどもパブリック・コメント含む)を行いました。

本計画における「こども」と「若者」について

これまで、第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画においては、根拠法である「子ども・子育て支援法」に準じ「子ども」という表記を使用してきましたが、本計画では、「こども基本法」第2条に規定されている「こども」という表記を使用することとします。

ただし、他の法令等に根拠がある場合や固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は除きますので、本計画では「こども」という表記を中心に、「子ども」、「子供」、「児童」、「少年」、「青少年」という表記を使用します。

「若者」については、法令上の定義がありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合などには、特に「若者」と記載しています。

【参考】

(こども基本法)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

第2章 こども・子育てをめぐる本市の現状

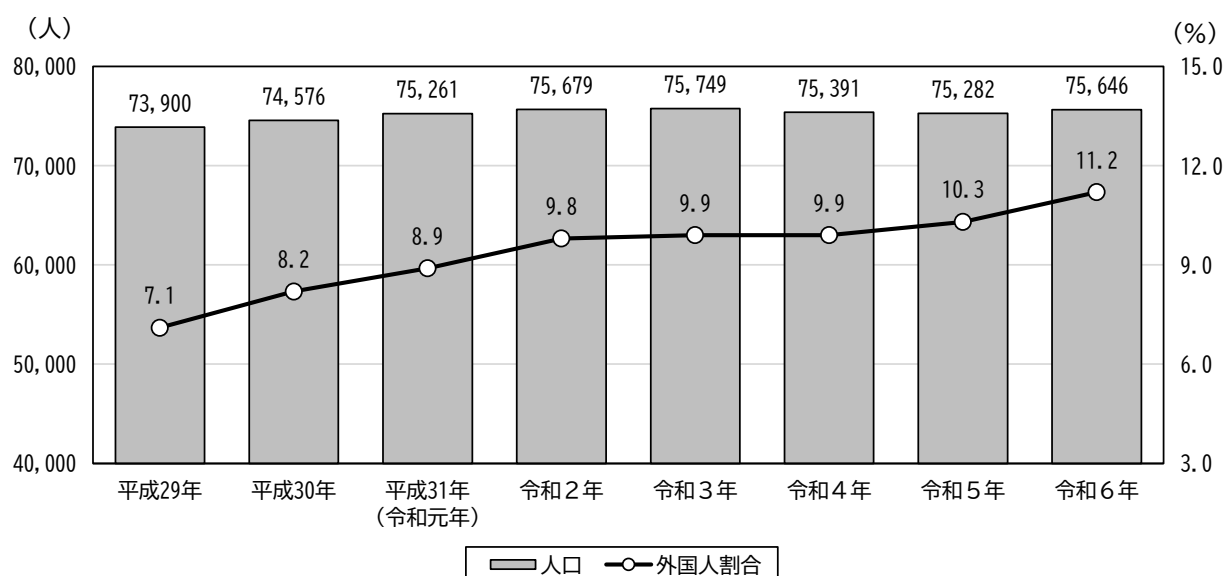
(余白頁)

第2章 こども・子育てをめぐる本市の現状

1. 人口

(1) 人口の推移

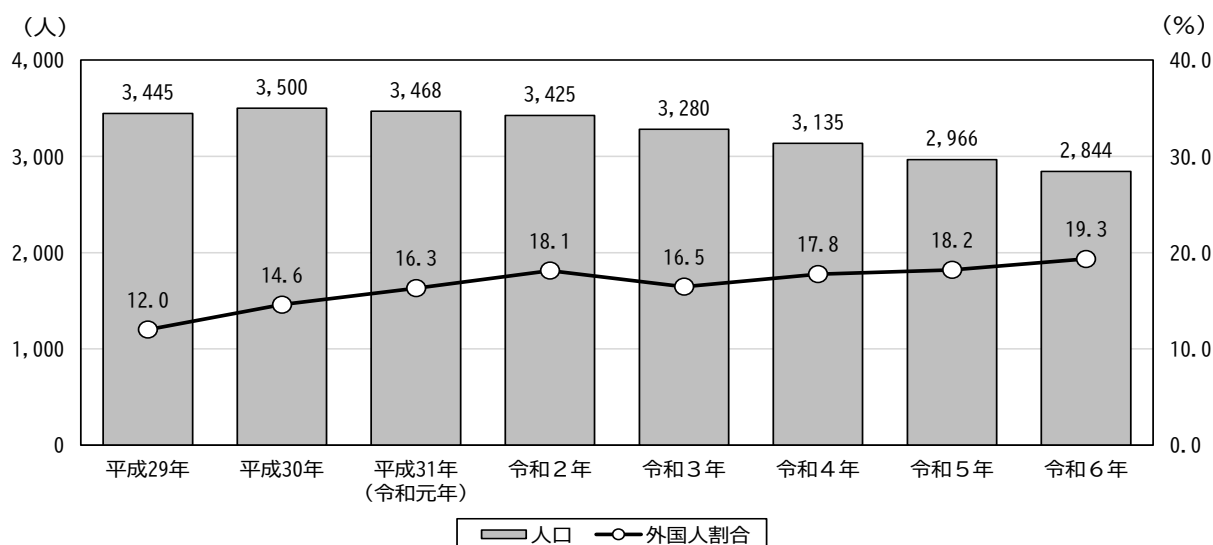
本市の人口は、増加傾向にあり、令和6年には75,646人となっています。増加の要因は外国人の増加によるところが大きく、総人口に占める外国人の割合は、コロナ禍を除き、毎年1ポイント前後の伸びを示しており、令和6年には11.2%となっています。



(出典：蕨市ホームページ「各年次別人口統計」、各年1月1日現在)

(2) 0歳児～5歳児人口の推移

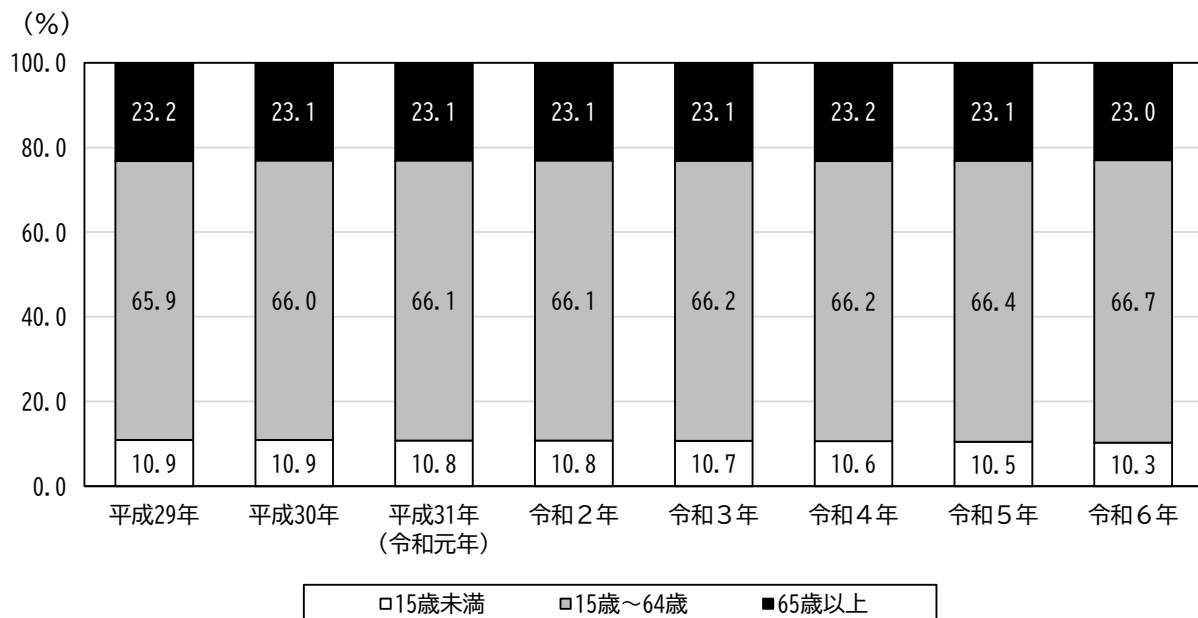
本市における0歳児～5歳児の人口(以下、幼児人口)は、平成30年をピークに減少傾向にあります。幼児人口に占める外国人の割合は増加傾向にあり、令和6年には19.3%となっています。



(出典：蕨市ホームページ「年齢別人口統計」、「蕨市資料」、各年1月1日現在)

(3) 人口構成の推移

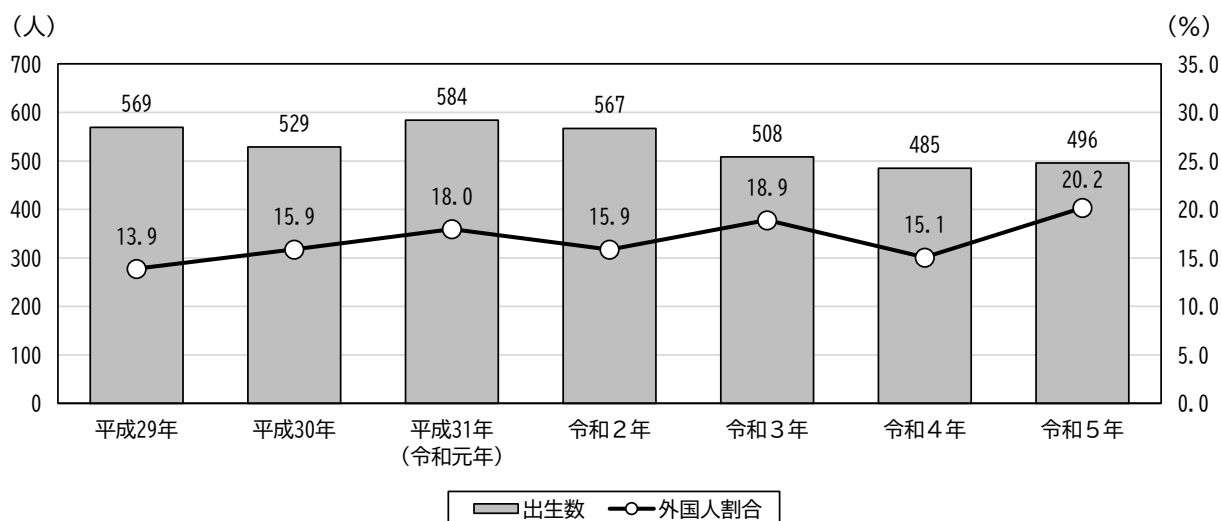
人口構成をみると、65 歳以上の高齢者人口は平成 29 年の 23.2%から令和6年の 23.0%と横ばいに対し、15 歳未満の年少人口は平成 29 年の 10.9%から令和6年の 10.3%へと微減傾向を示しており、本市においても少子化の傾向が表れています。



(出典：蕨市ホームページ「年齢別人口統計」、各年1月1日現在)

(4) 出生数の推移

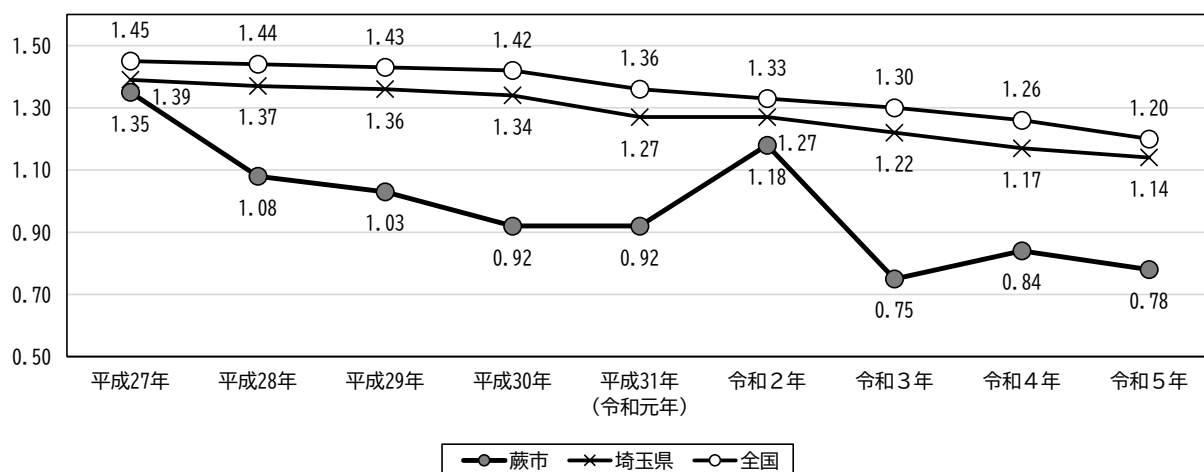
本市の出生数は、年によって増減はあるものの減少傾向であり、令和5年は 496 人となっています。出生数における外国人割合は増加傾向にあり、令和5年は 20.2%となっています。



(出典：蕨市資料)

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を見ると、国や県よりも低い水準にあり、年々減少傾向にあります。令和5年には0.78となっており、人口を維持するのに必要と言われている人口置き換え水準※を大きく下回っています。

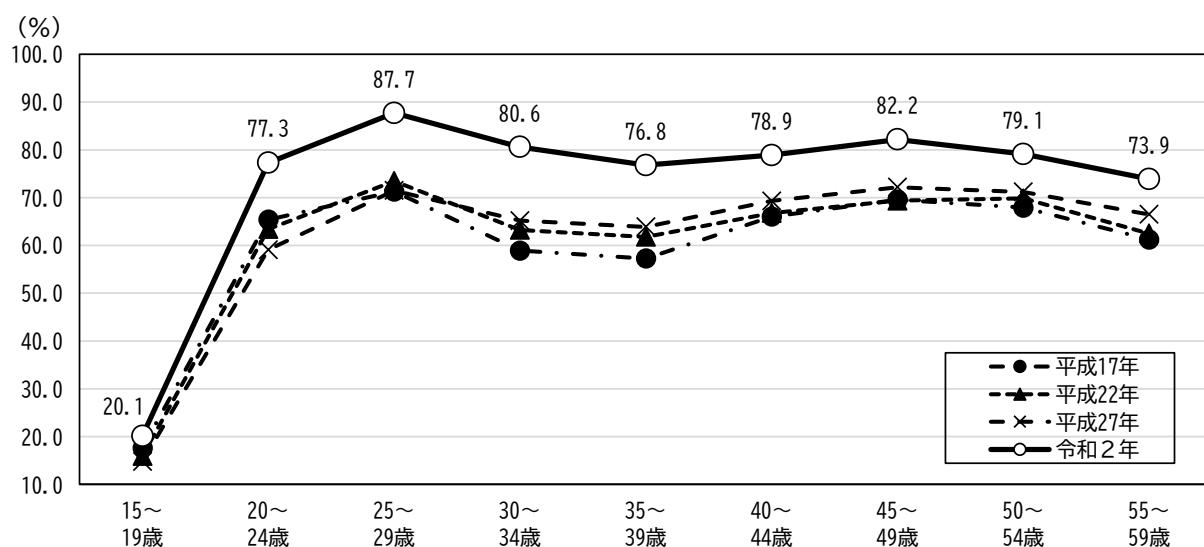


(出典：埼玉県「合計特殊出生率の年次推移（保健所・市町村別）」)

2. 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に離職し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年では、その曲線が緩やかになってきており、令和2年では、すべての年代で労働力率は平成27年以前を上回っています。

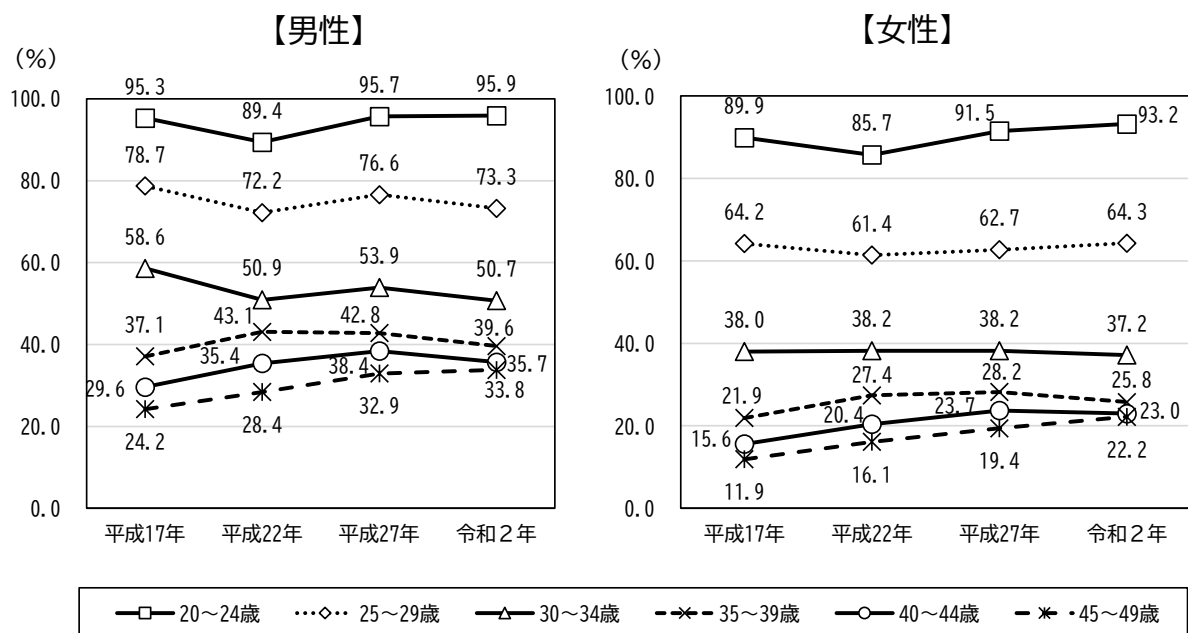


(出典：総務省「国勢調査」)

※ 人口置き換え水準：人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口置き換え水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するため一概にはいえないものの、日本における令和4年の値は2.07（国立社会保障・人口問題研究所において算出）。

(2) 未婚率の推移

令和2年の未婚率は、男性は20～24歳および45～49歳、女性は20～29歳および45～49歳の世代で、平成27年と比較し増加しています。また、男性、女性ともに45歳以上で、平成27年以前の増加傾向が依然、継続しています。

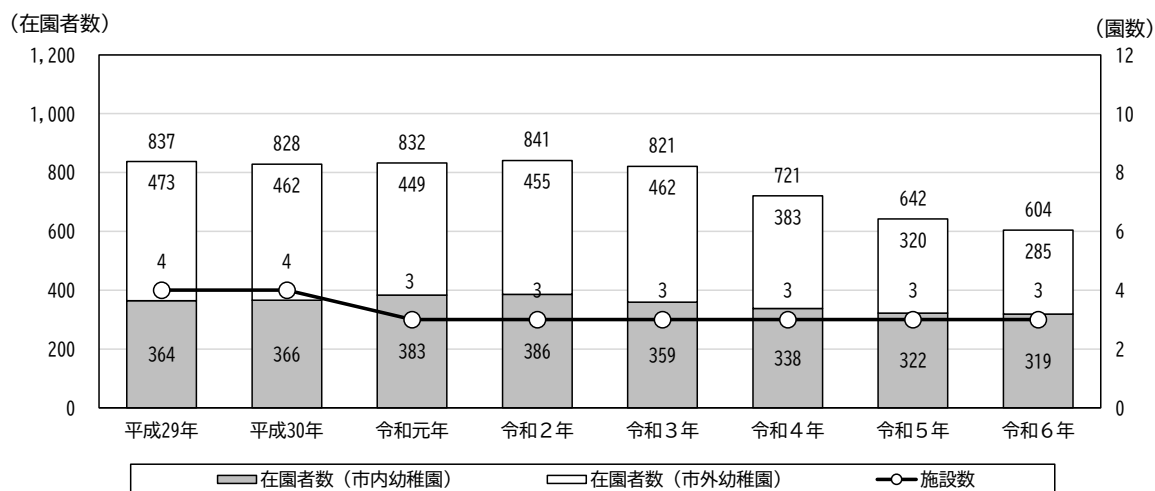


(出典：総務省「国勢調査」)

3. 教育・保育、地域こども・子育て支援事業等の現状

(1) 幼稚園の状況

令和6年現在の市内の幼稚園の施設数は3園で、在園者数は平成29年から令和3年まではおおむね横ばいでしたが、それ以降減少傾向となっており、令和6年では市内幼稚園319人、市外幼稚園285人の合計604人となっています。

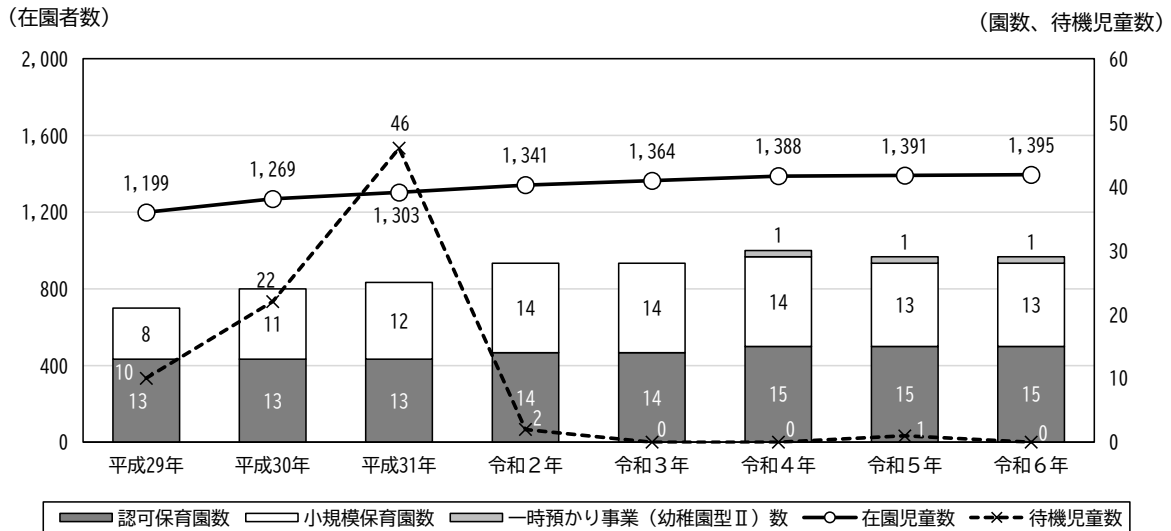


(出典：蕨市資料、各年5月1日現在)

※在園者数(市内幼稚園)は、市内幼稚園に在園する市内在住児童であり、在園者数(市外幼稚園)は、市外の幼稚園に在園する市内在住児童で、認定こども園(教育部分)を含む。

(2) 保育園等の状況

令和6年現在の保育園等の施設数は、認可保育園が15園、小規模保育園が13園、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)が1園となり、計29園となっています。在園児童数は増加傾向が続いており、令和6年では1,395人となっています。一方で、待機児童数は平成31年の46人をピークに減少し、令和6年では0人となっています。

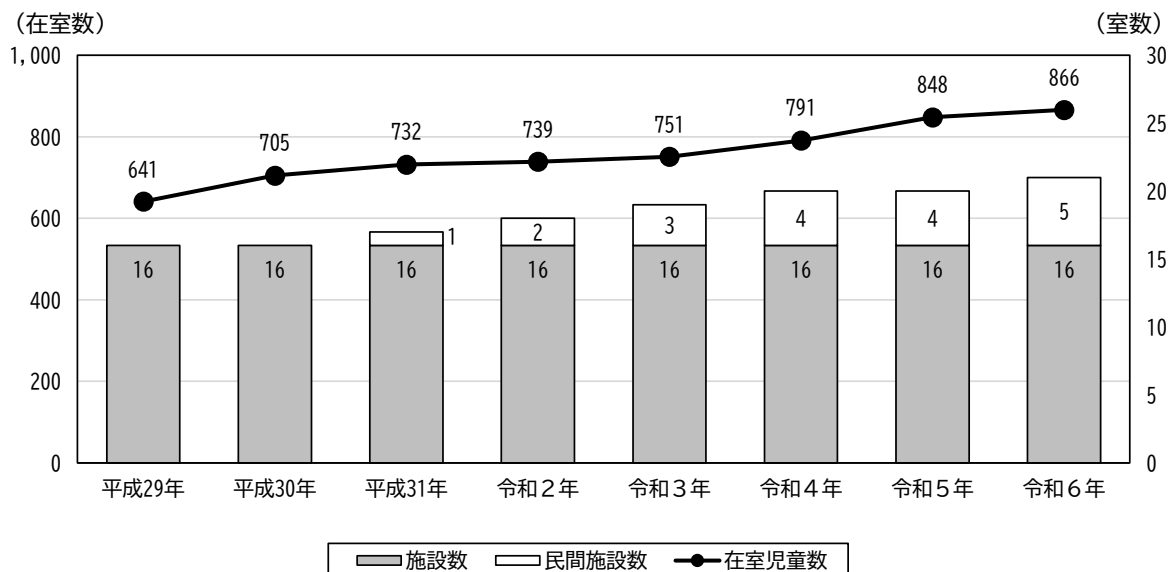


(出典：蕨市資料、各年4月1日現在)

※在園児童数は、市内外の認可保育園および小規模保育園、市外の認定こども園(保育部分)および事業所内保育園に在園する市内在住児童数。

(3) 留守家庭児童指導室(放課後児童クラブ)の状況

留守家庭児童指導室は16施設で、平成31年以降民間施設が毎年1施設程度開室し、令和6年では計5施設となっています。在室児童数は平成29年以降増加傾向となっており、令和6年で計866人となっています。



(出典：蕨市資料、各年4月1日現在)

4. 「子ども・子育て支援事業等に関するアンケート調査」結果の概要

■ 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和2年3月に策定した第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画の終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする新たな計画の策定に際し、本調査を実施しました。本調査は、策定に必要となる各事業の利用状況、市民ニーズの把握等をアンケート調査により明確にし、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しています。

■ 調査概要

(1) 調査地域

蕨市内全域

(2) 調査対象者

- ① 就学前児童の保護者 1,000 人
- ② 小学校児童の保護者 1,000 人

(3) 抽出方法

住民基本台帳より無作為抽出

(4) 調査方法

行政連絡員による配付、郵送回収

(5) 調査期間

令和6年2月6日(火)～令和6年2月 22 日(木)(令和6年3月6日到着分まで集計)

■ 回収状況

	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (C/A)
就学前児童の保護者	1,000	419	419	41.9%
小学校児童の保護者	1,000	484	484	48.4%
合計	2,000	903	903	45.2%

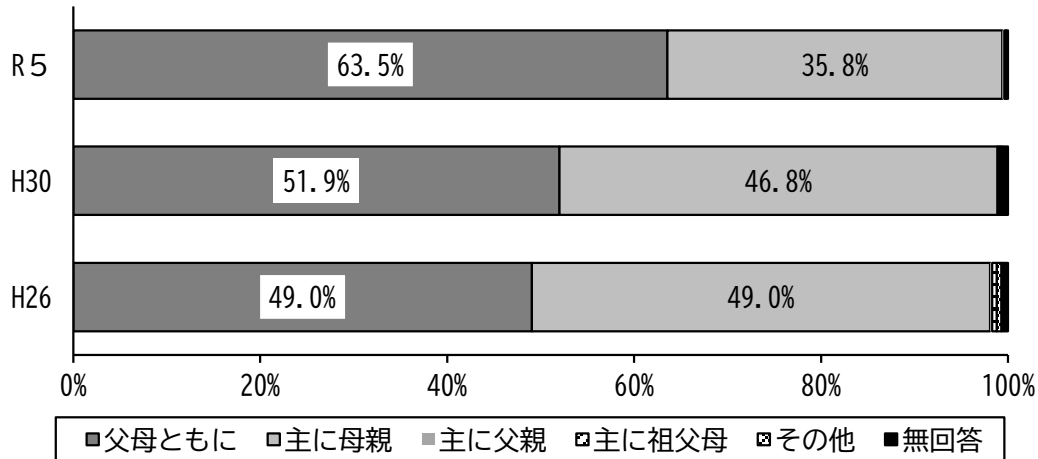
■ 調査結果の概要

【就学前児童の保護者】および【小学校児童の保護者】の調査の結果について、次ページ以降に主なものを抜粋して掲載します。過去2回の調査(平成 26 年度、平成 30 年度に実施)と比較して、変化の大きかった調査項目については、前回、前々回の調査結果も表示し、比較ができるようにしています。

【就学前児童保護者調査】

① 子育てを主に行っている人（問6）

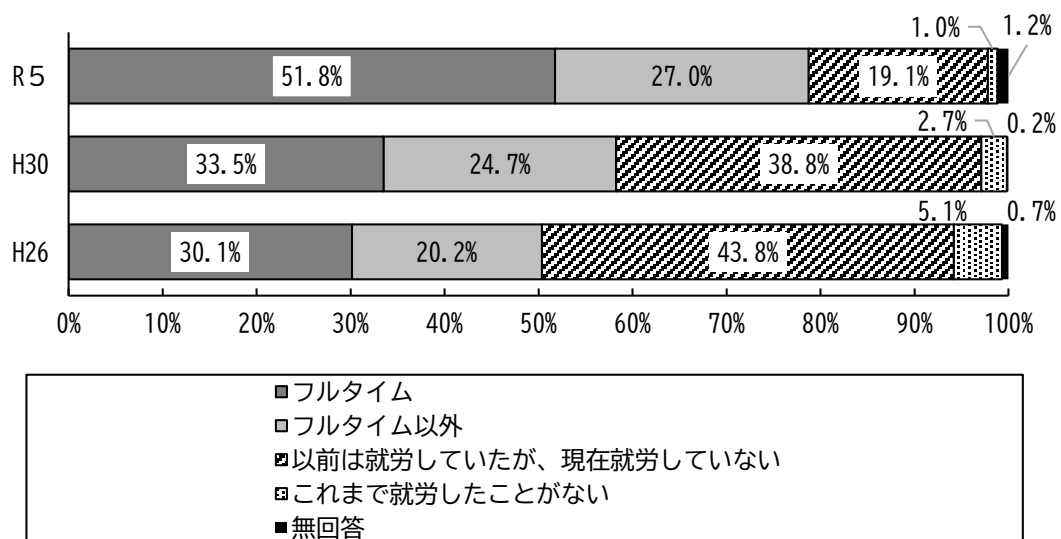
子育て（教育を含む）を主に行っているのは、「父母ともに」が 63.5%で最も多く、次いで「主に母親」が 35.8%となっています。調査を重ねるごとに「父母ともに」が増加し、「主に母親」は減少していることから、父母で協力して育児を行っている割合が増加していることが分かります。



② 保護者の現在の就労状況（問12）

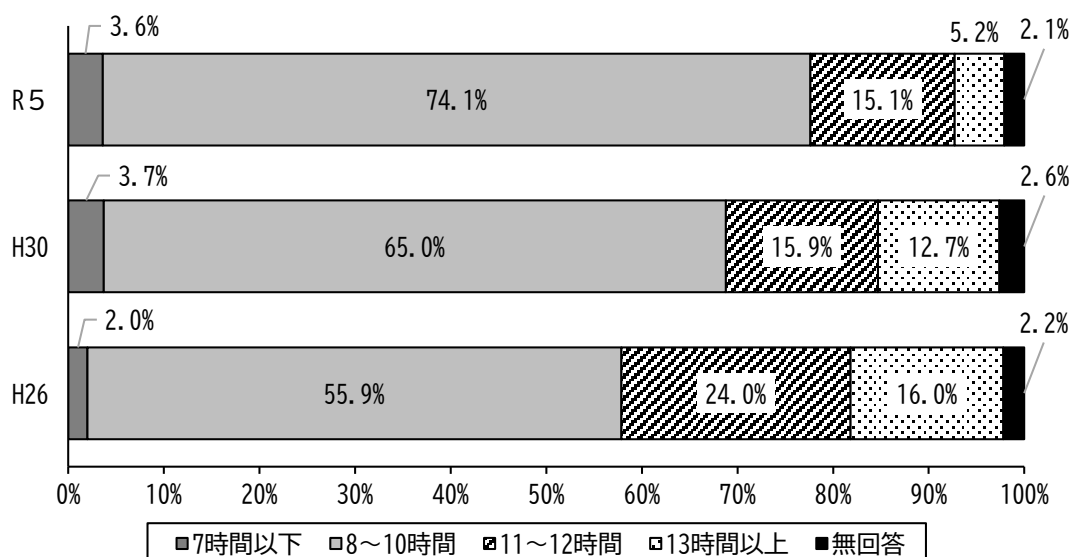
【母親の就労状況】

母親の就労状況については、「フルタイム」が 51.8%で最も多く、次いで「フルタイム以外」が 27.0%となっています。調査を重ねるごとに、これまで最も多かった「以前は就労していたが現在就労していない」が半減し、「フルタイム」が大幅に増加していることから、出産により離職する母親が減少し、フルタイムで就業継続する母親が増加していることが分かります。



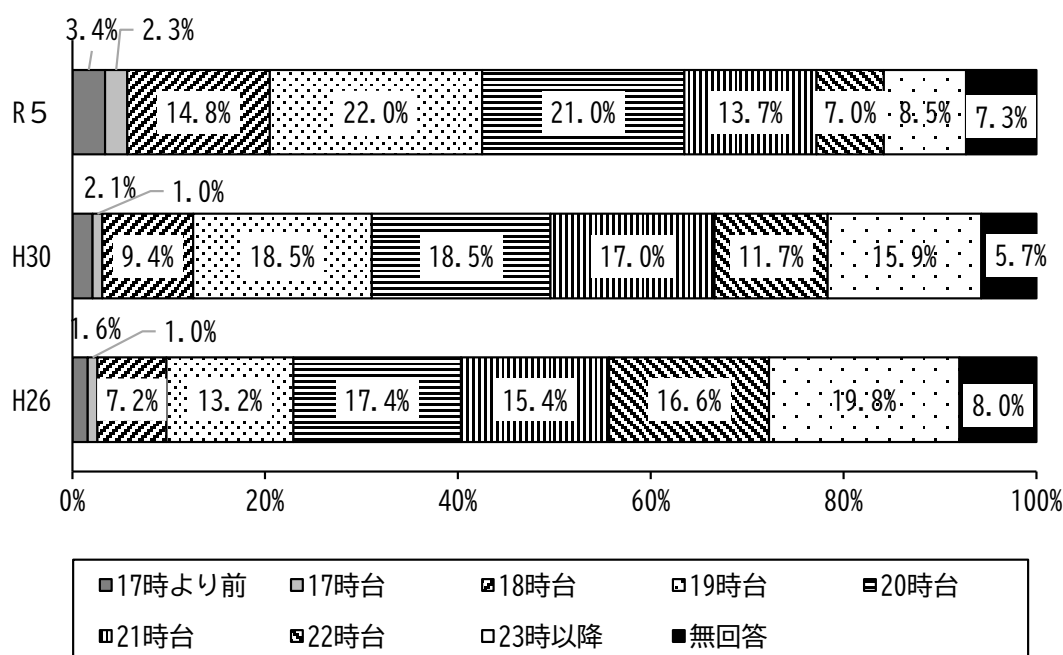
【父親の1日の就労時間】

父親の一日あたりの就労時間については、「8～10 時間」が 74.1%で最も多く、次いで「11～12 時間」が 15.1%となっています。調査を重ねるごとに、「8～10 時間」が増加し、「11～12 時間」および「13 時間以上」が減少していることから、父親の長時間労働が緩和されていることが分かります。



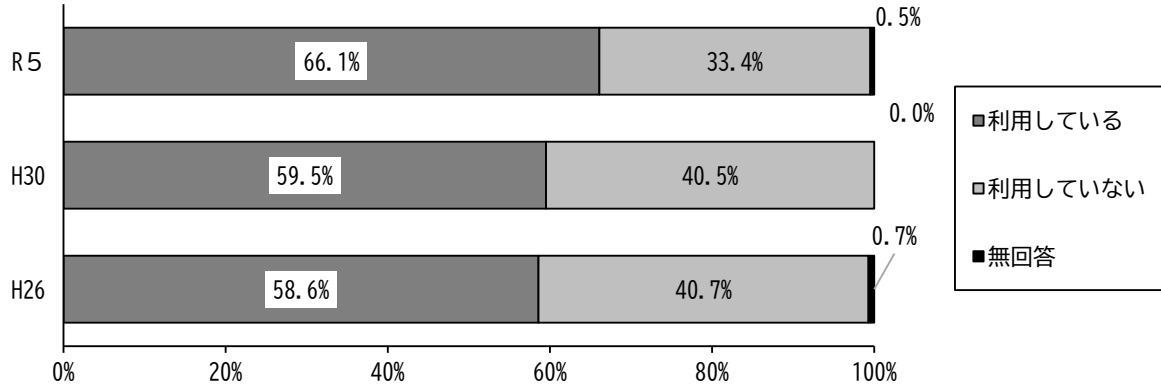
【父親の帰宅時間】

父親の帰宅時間については、「19 時台」が 22.0%で最も多く、次いで「20 時台」が 21.0%となっています。調査を重ねるごとに、「20 時台」までに帰宅する父親が増加し、「22 時台」および「23 時台以降」に帰宅する父親は大幅に減少していることから、父親の帰宅時間が早まっていることが分かります。



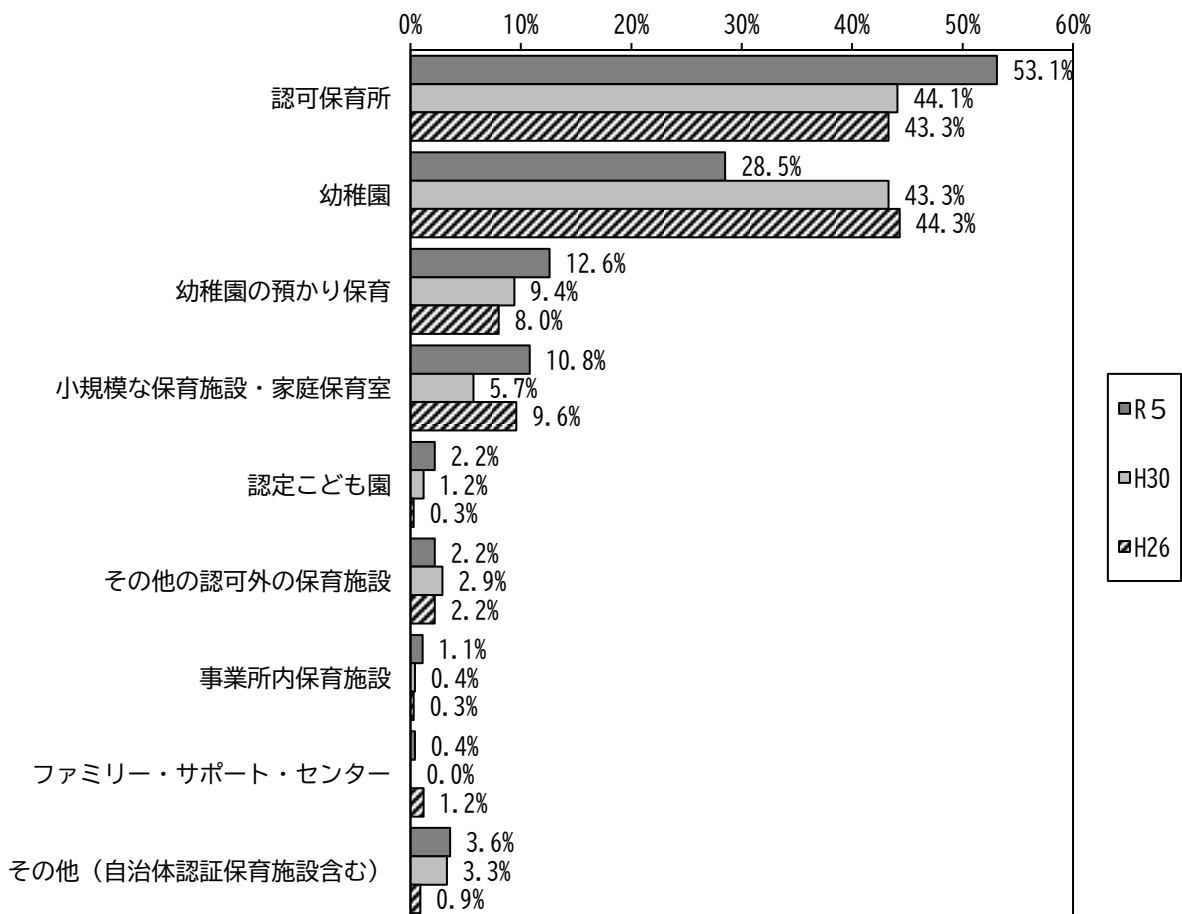
③ 平日の定期的な教育・保育の事業の利用の有無（問 15）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無について、「利用している」は66.1%、「利用していない」は33.4%となっています。調査を重ねるごとに、「利用している」が増加していますが、これまでも4歳以上のこどもはほとんどの子が利用していたことから、3歳以下の子の利用率が上がっていることが分かります。



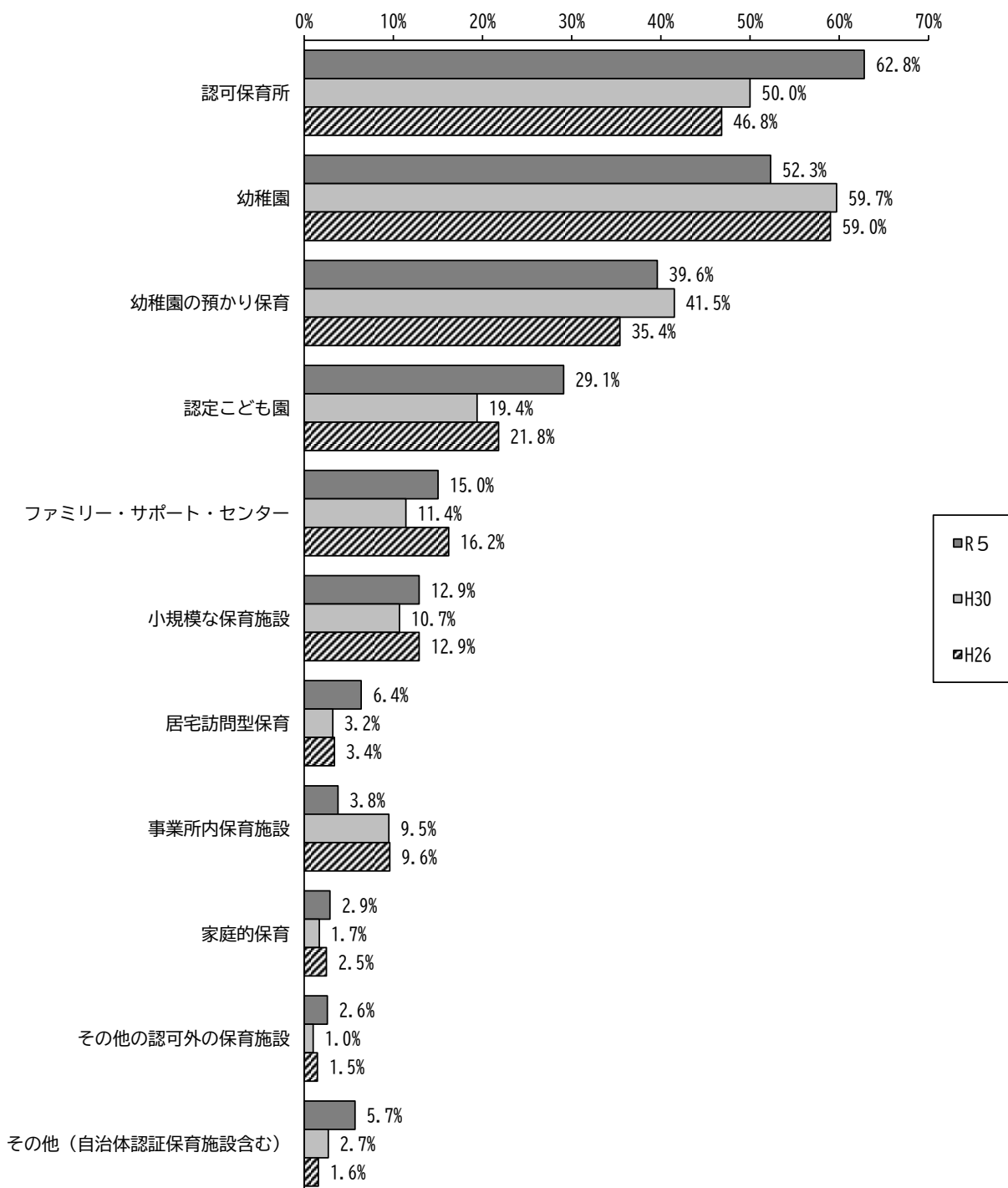
④ 利用している事業（問 15-1）

平日の教育・保育事業の利用種別は、「認可保育所」が53.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が28.5%となっています。調査を重ねるごとに、「認可保育所」および「幼稚園の預かり保育」が増加し、「幼稚園」が減少していることから、保育ニーズが増加していることが分かります。



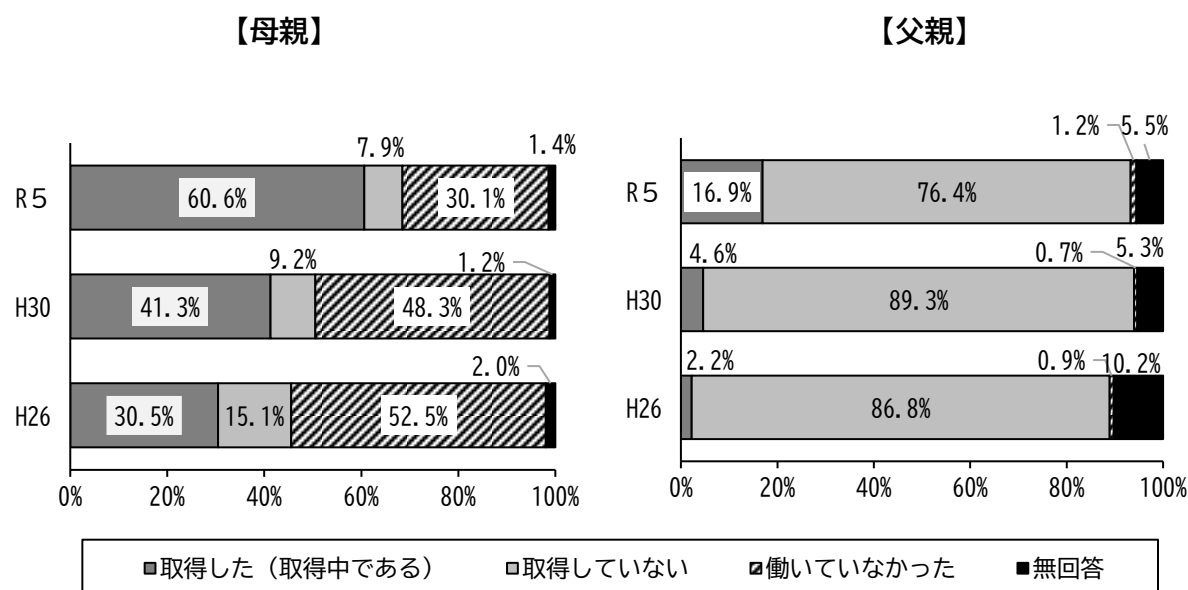
⑤ 平日に定期的に利用したい事業（問 16）

平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が 62.8%と最も多く、次いで「幼稚園」が 52.3%となっています。調査を重ねるごとに、「認可保育所」の利用希望が増加し、「幼稚園」の利用希望が減少していますが、「幼稚園」については、現在の利用状況（28.5%）よりも利用希望が大きく上回っていることから、幼稚園を希望するものの、何らかの理由により実際は幼稚園を利用していない方が多くいることが分かります。



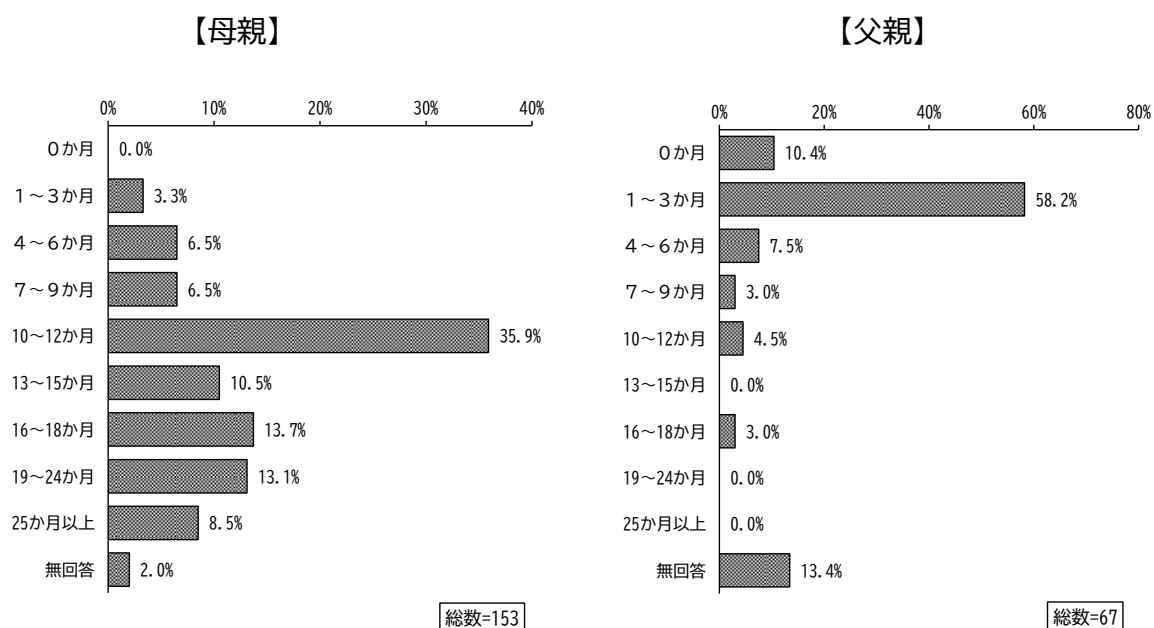
⑥ 育児休業の取得状況（問 30）

こどもが生まれたとき、育児休業を取得したのは、母親では 60.6%、父親では 16.9%となっており、父母ともに育児休業の取得率が上昇しています。



⑦ 職場復帰時の子どもの年齢（問 30-4）

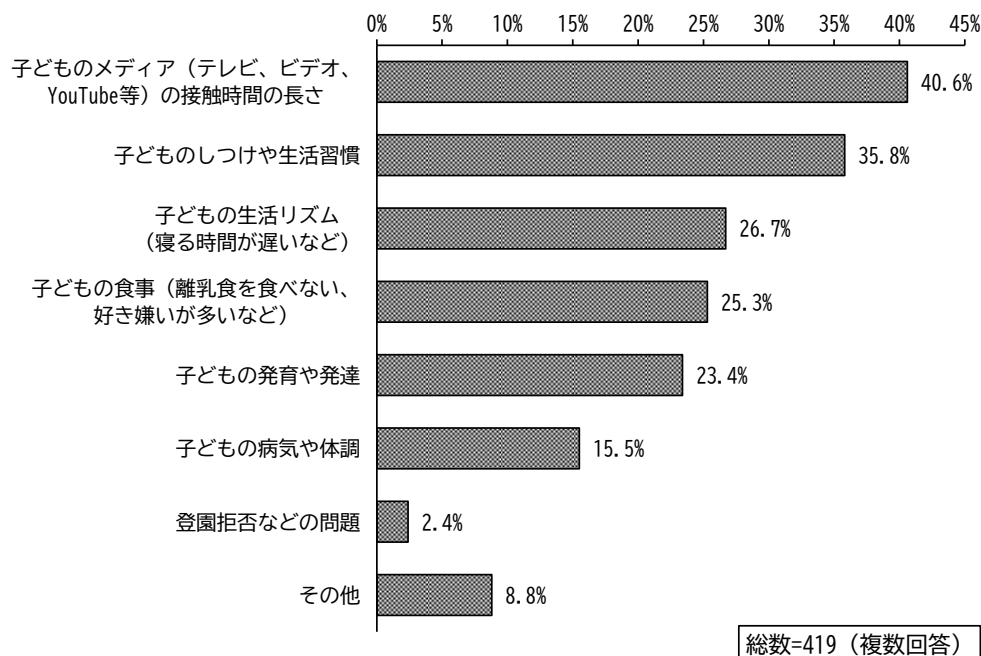
育児休業から、「実際」に職場復帰したときのこどもの年齢は、母親は「10～12 か月」が 35.9%と最も多く、次いで「16～18 か月」の 13.7%、「19～24 か月」の 13.1%となっており、父親は、「1～3 か月」が 58.2%と最も多く、次いで「0 か月」の 10.4%、「4～6 か月」の 7.5%となっています。父親の育児休業取得率は上昇しているものの、産後を中心に短期間の取得であることが分かります。



⑧ 子どもの子育てについての悩みや不安（問 33）

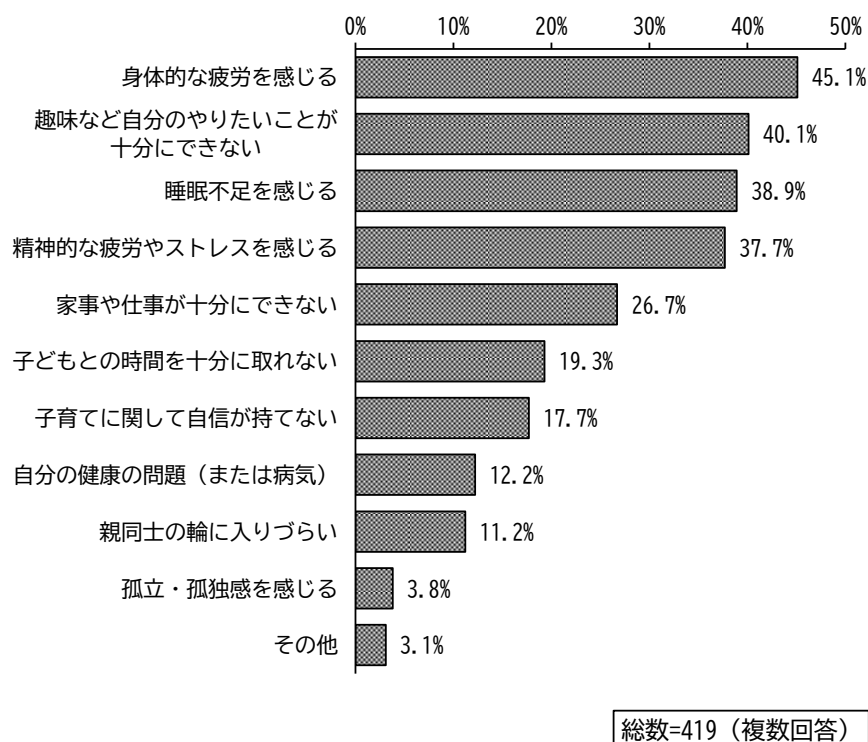
ア. 子どもについて

こどもについての悩みや不安は、「子どものメディア（テレビ、ビデオ、YouTube 等）の接触時間の長さ」が 40.6%で最も多く、次いで「子どものしつけや生活習慣」が 35.8%、「子どもの生活リズム（寝る時間が遅いなど）」が 26.7%となっています。



イ. 保護者自身について

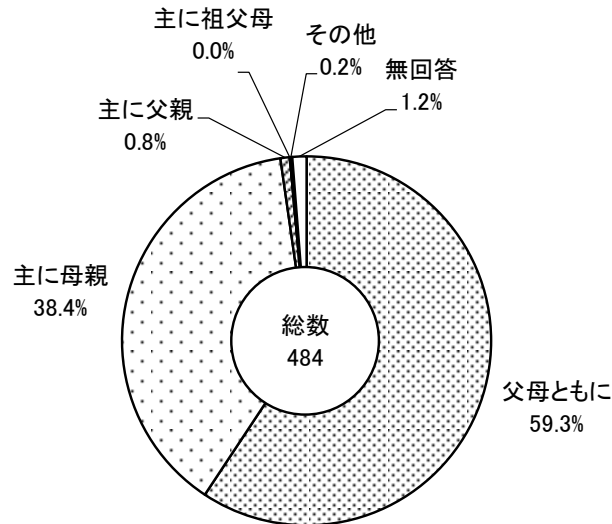
保護者自身の悩みや不安は、「身体的な疲労を感じる」が 45.1%で最も多く、次いで「趣味など自分のやりたいことが十分にできない」が 40.1%となっています。



【小学校児童保護者調査】

① 子育てを主に行っている人（問4）

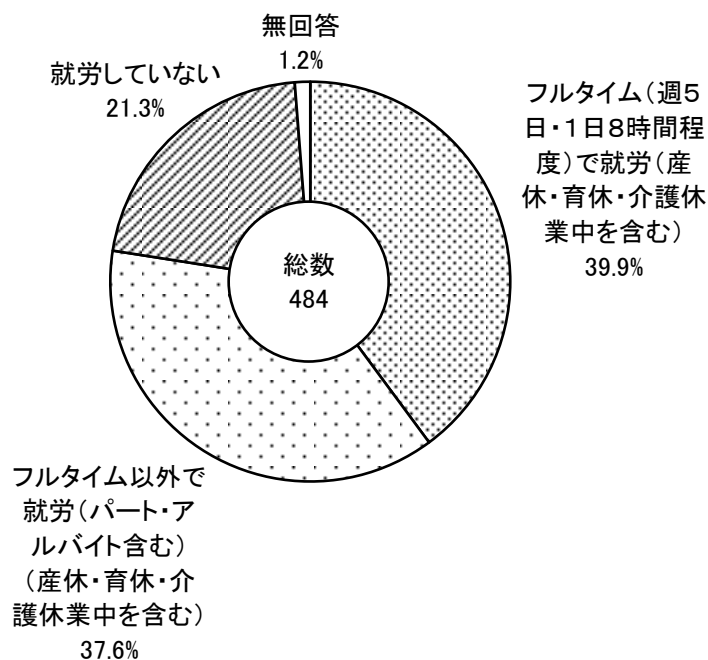
子育て（教育を含む）を主に行っているのは、「父母ともに」が 59.3%で最も多く、次いで「主に母親」が 38.4%、「主に父親」が 0.8%となっています。



② 保護者の現在の就労状況（問5）

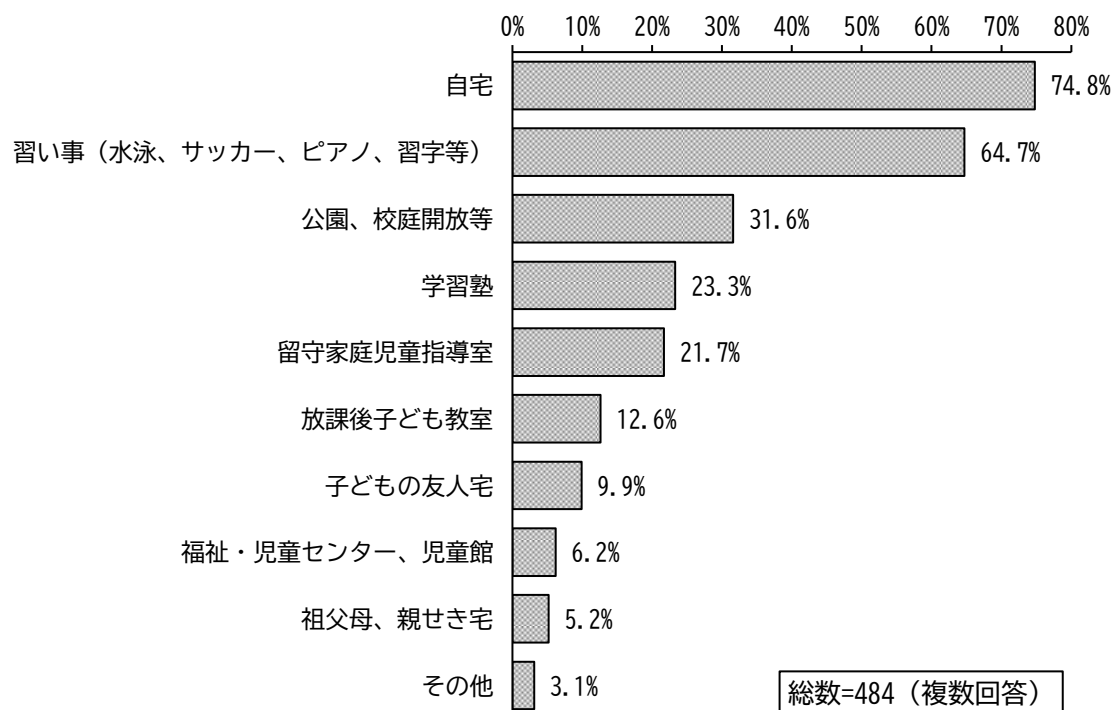
【母親の就労状況】

母親の就労状況については、「フルタイム」が 39.9%で最も多く、次いで「フルタイム以外」が 37.6%となっています。



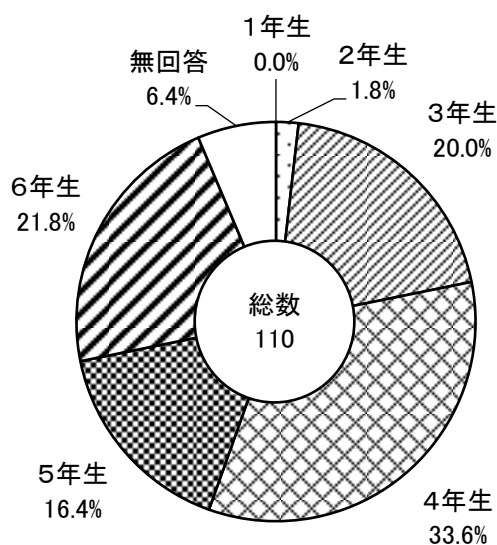
③ 平日の放課後の過ごし方（問6）

こどもの平日（月曜日～金曜日）の放課後の過ごし方について、「自宅」が74.8%で最も多く、次いで「習い事（水泳、サッカー、ピアノ、習字等）」が64.7%、「公園、校庭開放等」が31.6%となっています。



④ 留守家庭児童指導室を何年生まで利用させたいか（問7-4）

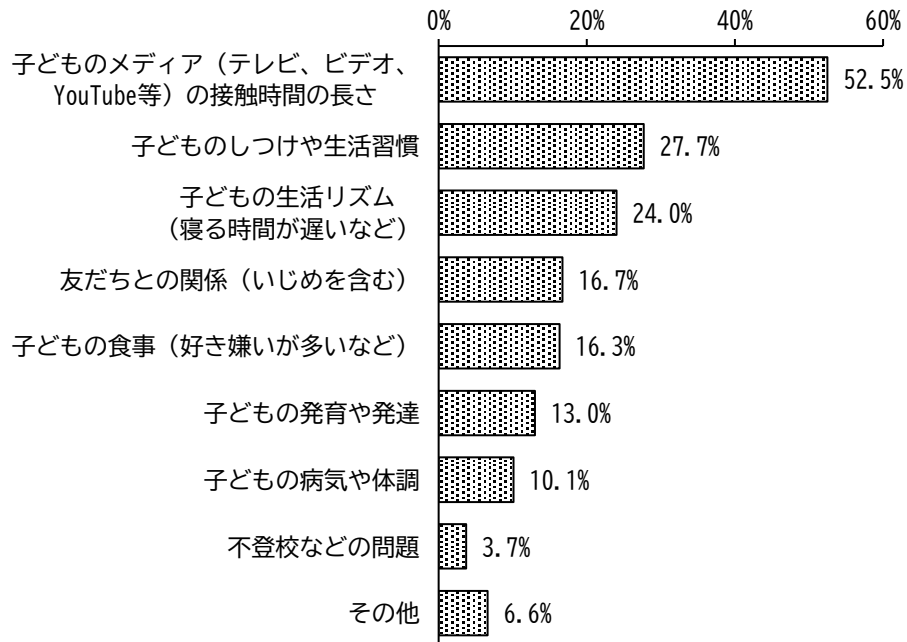
現在、留守家庭児童指導室を利用している方に、何年生までの利用を希望するか聞いたところ、「4年生」が33.6%で最も多く、次いで「6年生」が21.8%、「3年生」が20.0%となっています。



⑤ 子育てについての悩みや不安（問 10）

ア. 子どもについて

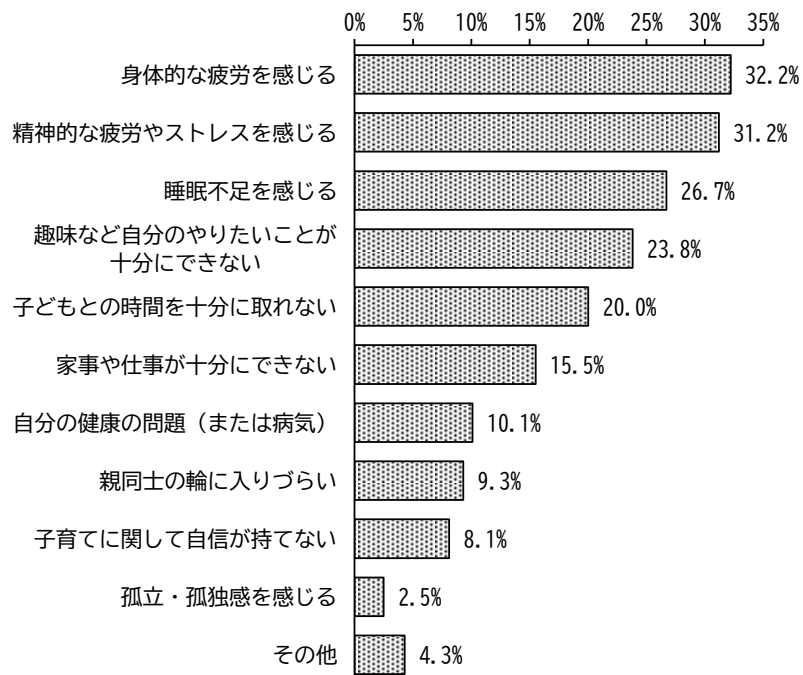
こどもについての悩みや不安は、「子どものメディア(テレビ、ビデオ、YouTube 等)の接触時間の長さ」が52.5%で最も多く、次いで「子どものしつけや生活習慣」が27.7%、「子どもの生活リズム(寝る時間が遅いなど)」が24.0%となっています。



総数=484（複数回答）

イ. 保護者自身について

保護者自身の悩みや不安は、「身体的な疲労を感じる」が32.2%で最も多く、次いで「精神的な疲労やストレスを感じる」が31.2%となっています。



総数=484（複数回答）

5. 「子どもの生活状況調査」結果の概要

■ 目 的

本調査は、「蕨市こども計画」と一体的に策定する、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する「市町村計画」の策定にあたり、こどもや保護者の生活の状況を把握し、施策に活かすため実施しました。また、令和6年3月に制定した「蕨市ヤングケアラー支援条例」に基づく取組の推進にあたり、ヤングケアラーの状況を把握するための調査項目も含めました。

■ 調査期間

令和6年6月11日(火)～ 令和6年7月12日(金)

■ 調査対象者

蕨市内に在住で、小学5年生、中学2年生の児童・生徒およびその保護者を対象に、学校を通じて配付・回収を行いました。

■ 配付数および回収数

	配付数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
小学生調査	536 件	525 件	97.9%	524 件	97.8%
中学生調査	476 件	438 件	82.0%	438 件	82.0%
小学生保護者調査	536 件	450 件	84.0%	447 件	83.4%
中学生保護者調査	476 件	376 件	79.0%	374 件	78.6%

※白紙回答が、小学生調査で1件、小学生保護者調査で3件、中学生保護者調査で2件あり

■ 困窮度の設定

調査結果について貧困との関連性を把握するため、3段階の困窮度を設定し、クロス集計を行いました。なお、本調査における「貧困」とは、家計の所得が相対的に低い状況を指すこととし、困窮度については、換算世帯収入と同居している家族人数より等価世帯収入を算出(等価世帯収入＝換算世帯収入÷ $\sqrt{(\text{同居している家族人数})}$)し、貧困線を算出します(貧困線＝中位数(等価世帯収入を昇順に並べた中央値)×0.5)。

・等価世帯収入と貧困線により以下の困窮度を設定。

等価世帯収入	実数	困窮度
貧困線未満	1,677,051 未満	1 高
貧困線以上～中央値未満	1,677,051～3,354,102 未満	2
中央値以上	3,354,102 以上	3 低

※1 > 2 > 3 の順で困窮度が高くなります。

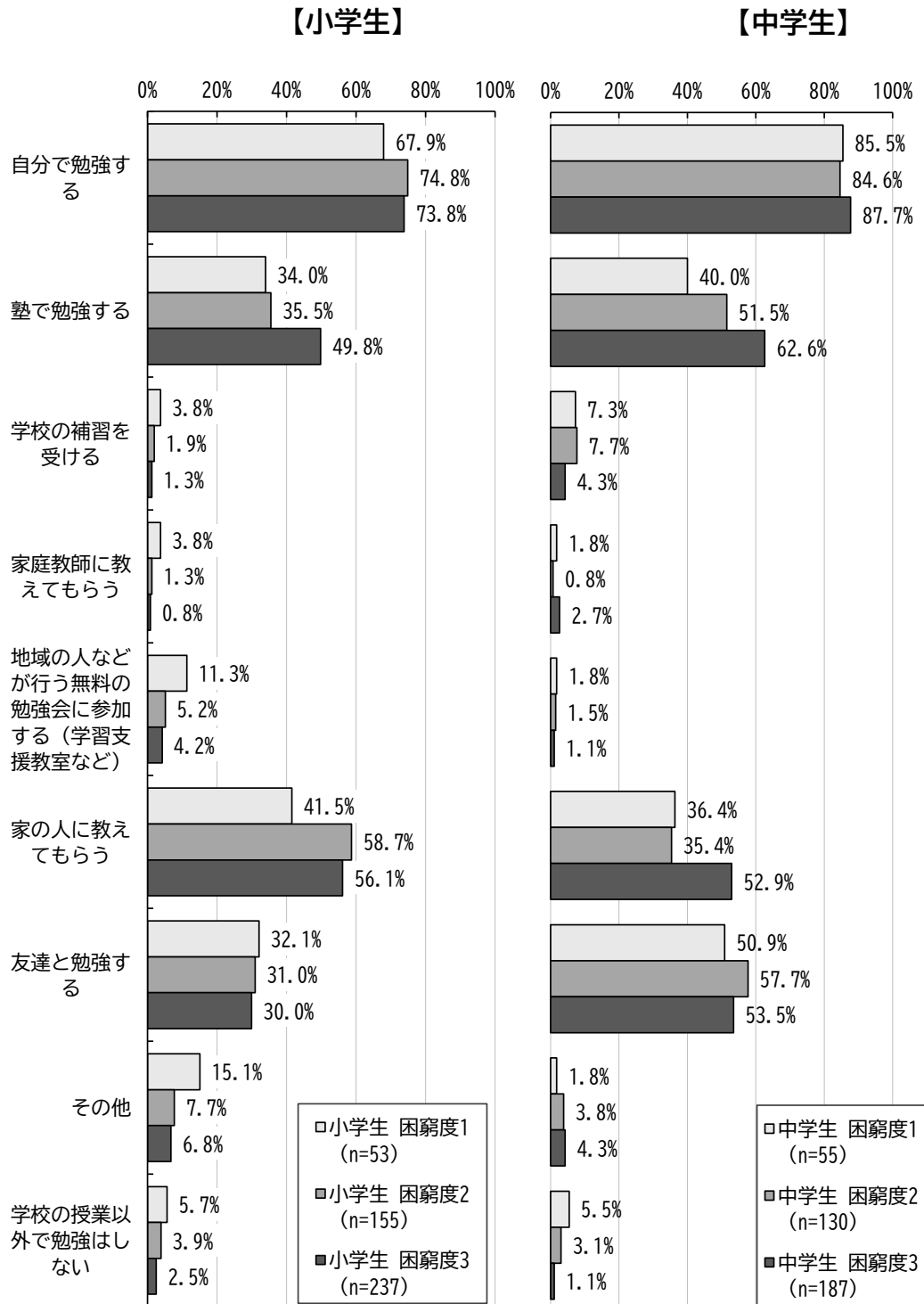
■ 調査結果の概要

調査の結果について、次ページ以降に主なものを抜粋して掲載します。特に、貧困との関連性が見られた調査項目およびヤングケアラーに関する調査項目を中心に掲載します。

【小学5年生の児童・中学2年生の生徒調査】

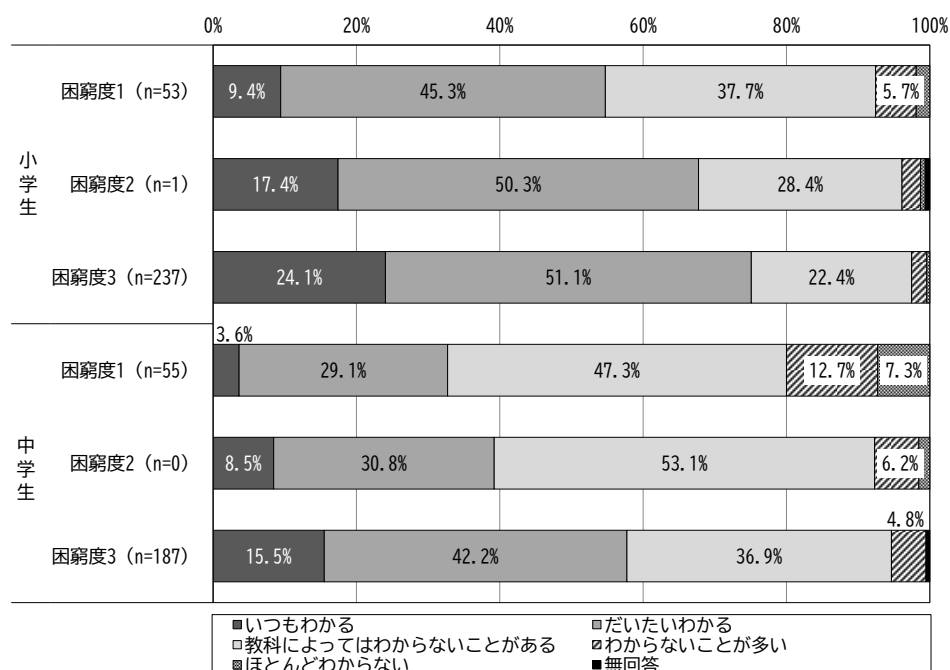
- ① あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。※勉強には学校の宿題もふくみます。（1～8については、あてはまるものすべてに○）（問5）

ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしているかについて、困窮度が高いほど「塾で勉強する」割合が少なくなっています。



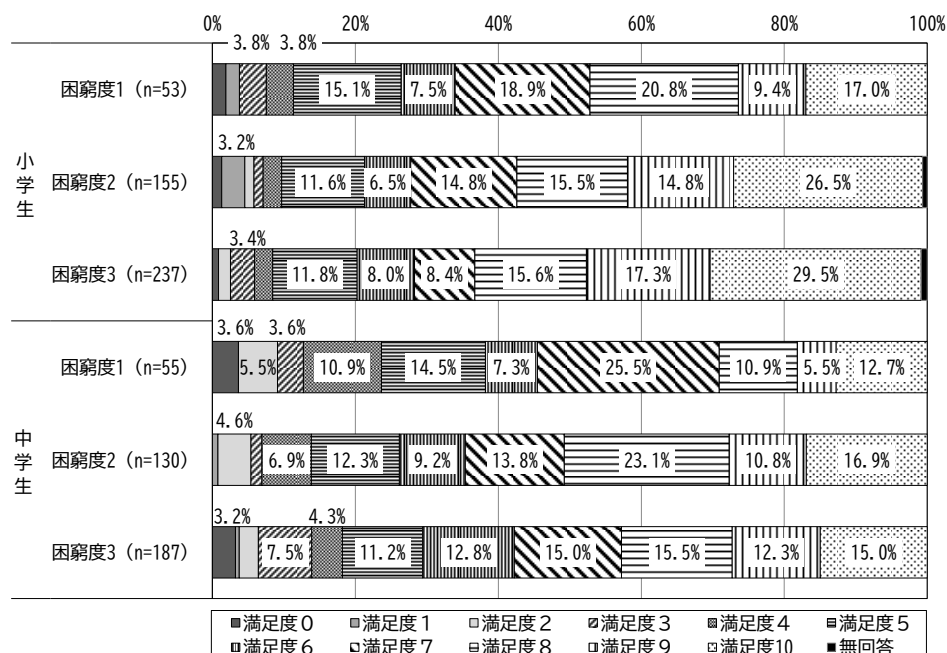
② あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。（あてはまるもの1つに○）
（問8）

学校の授業でわからないことがあるかについて、小・中学生ともに、「いつもわかる」「だいたいわかる」という人は困窮度が低いほど多く、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」は、困窮度が高いほど多くなっており、困窮度と学習の理解度に関連が見られます。



③ 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。（「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字のあてはまるもの1つに○）（問18）

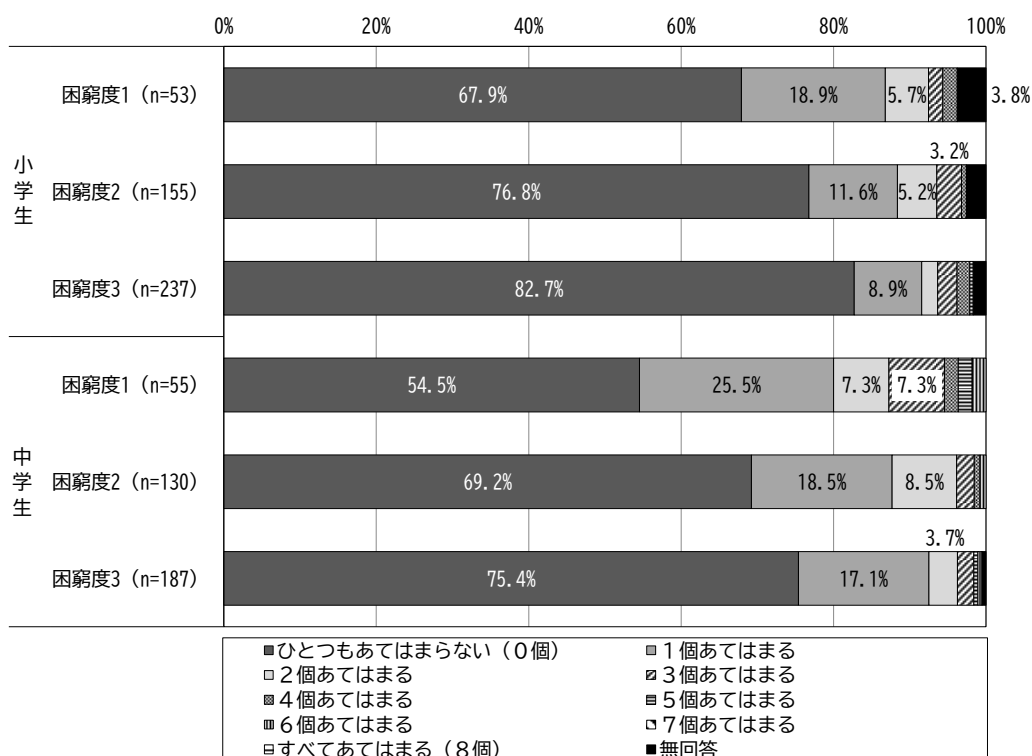
生活の満足度について、小学生は困窮度が低いほど生活の満足度が高い人が多くなっていますが、中学生は、困窮度2の方が困窮度3よりも生活の満足度が高い人が多くなっています。



④ あなたは今までに、以下の a～h のようなこと（逆境体験）がありましたか。あてはまる個数を教えてください。（あてはまるもの1つに○）（問 20）

- a：一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
- b：一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
- c：家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
- d：必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- e：両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
- f：一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある
- g：一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
- h：一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

今までに、上記の a～h のような逆境体験があったかについて、小・中学生ともに、困窮度が高いほど1個以上当てはまる人が多くなっています。



<ヤングケアラーについて>

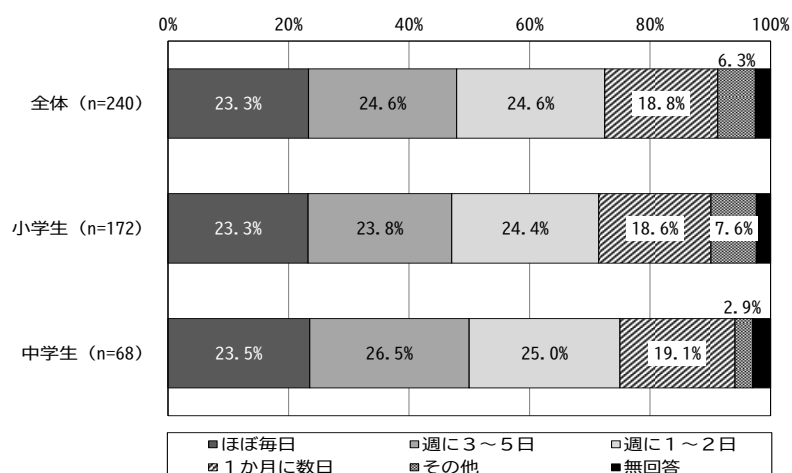
⑤ あなたは、障害や病気、ひとり親などの家族のために、下記のような本来大人がやる家事や家族のお世話をしていますか。(あてはまるものすべてに○) (問 23)

本来大人がやる家事や家族のお世話をしているかについては、全体では、「特にしていない」が70.0%と最も多く、「家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)」が20.2%となっています。小学生では、「特にしていない」が61.8%、「家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)」が25.4%となっており、中学生では、「特にしていない」が79.7%、「家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)」が13.9%となっています。

(上段：度数 下段：割合)											
	家事（買い物、料理、掃除、洗濯など）	幼稚園・小学校等の送り迎えなど	障害や病気のあるきょうだいの世話や見守り	障害や病気のある家族の身の回りの世話や入浴、トイレの手助け	障害や病気のある家族の感情面のサポート（グチを聞く、話し相手になるなど）	（日本語ができない家族や耳の聞こえない家族のために通訳など）	日本語が話せる家族や耳の聞こえない家族への対応	その他	特にしていない	無回答	回答者数
全体	194	50	18	15	16	23	6	16	673	3	962
	20.2%	5.2%	1.9%	1.6%	1.7%	2.4%	0.6%	1.7%	70.0%	0.3%	
小学生	133	33	14	9	10	13	5	13	324	28	524
	25.4%	6.3%	2.7%	1.7%	1.9%	2.5%	1.0%	2.5%	61.8%	5.3%	
中学生	61	17	4	6	6	10	1	3	349	21	438
	13.9%	3.9%	0.9%	1.4%	1.4%	2.3%	0.2%	0.7%	79.7%	4.8%	

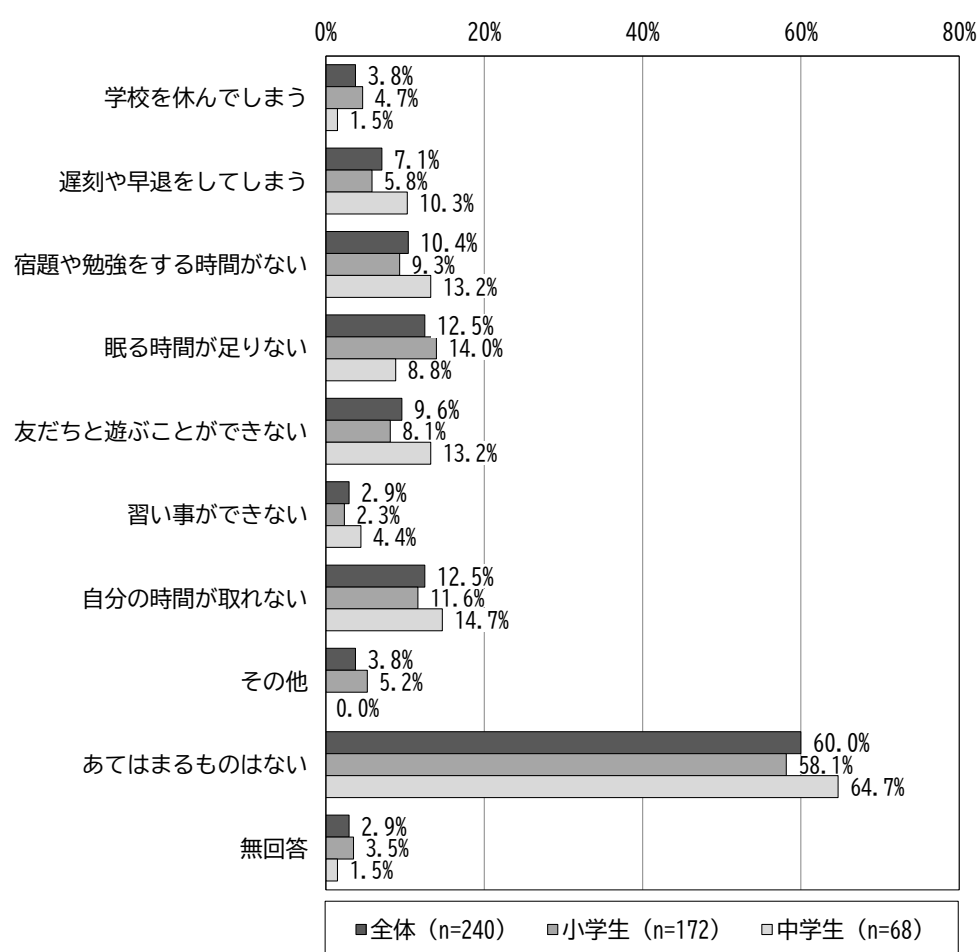
⑥ (問 23 で「家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)」～「その他」を選択した方のみ回答) あなたはどのくらいお世話をしていますか。(あてはまるものすべてに○) (問 24)

どのくらいお世話をしているかについては、全体では、「週に3～5日」、「週に1～2日」がともに24.6%と最も多く、次いで、「ほぼ毎日」が23.3%となっています。小学生では、「週に1～2日」が24.4%と最も多く、次いで、「週に3～5日」が23.8%、「ほぼ毎日」が23.3%となっており、中学生では、「週に3～5日」が26.5%と最も多く、次いで、「週に1～2日」が25.0%、「ほぼ毎日」が23.5%となっています。



- ⑦ (問23で「家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)」～「その他」を選択した方のみ回答)
お世話をしていることで、以下のような経験をしたことはありますか。(1～8については、
あてはまるものすべてに○)(問25)

お世話をしていることで、次のような経験をしたことはあるかについては、全体では、「あてはまるものはない」が60.0%と最も多く、次いで「眠る時間が足りない」、「自分の時間が取れない」がともに12.5%、「宿題や勉強をする時間がない」が10.4%となっています。小学生では、「あてはまるものはない」が58.1%と最も多く、次いで、「眠る時間が足りない」が14.0%、「自分の時間が取れない」が11.6%となっています。中学生では、「あてはまるものはない」が64.7%と最も多く、次いで、「自分の時間が取れない」が14.7%、「宿題や勉強をする時間がない」、「友だちと遊ぶことができない」がともに13.2%となっています。

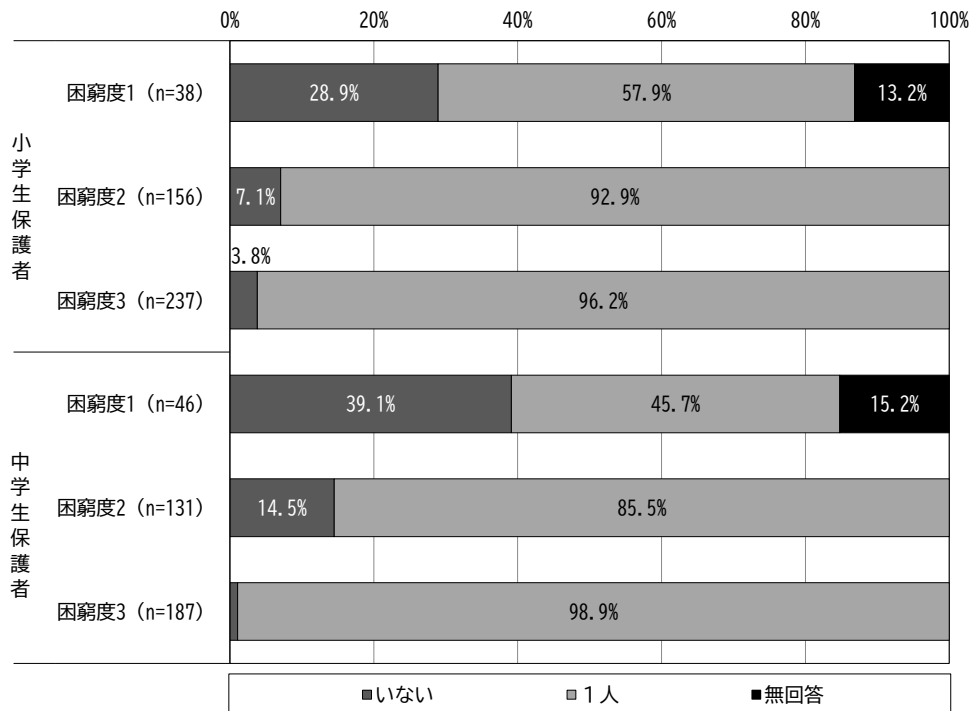


【小学5年生保護者・中学2年生保護者調査】

① 生計を同一にしている家族の構成と人数（問2）

【父親】

小・中学生の保護者とも困窮度が高いほど、父親が「いない」割合が高いことから、母子家庭の困窮度が高いことが分かります。

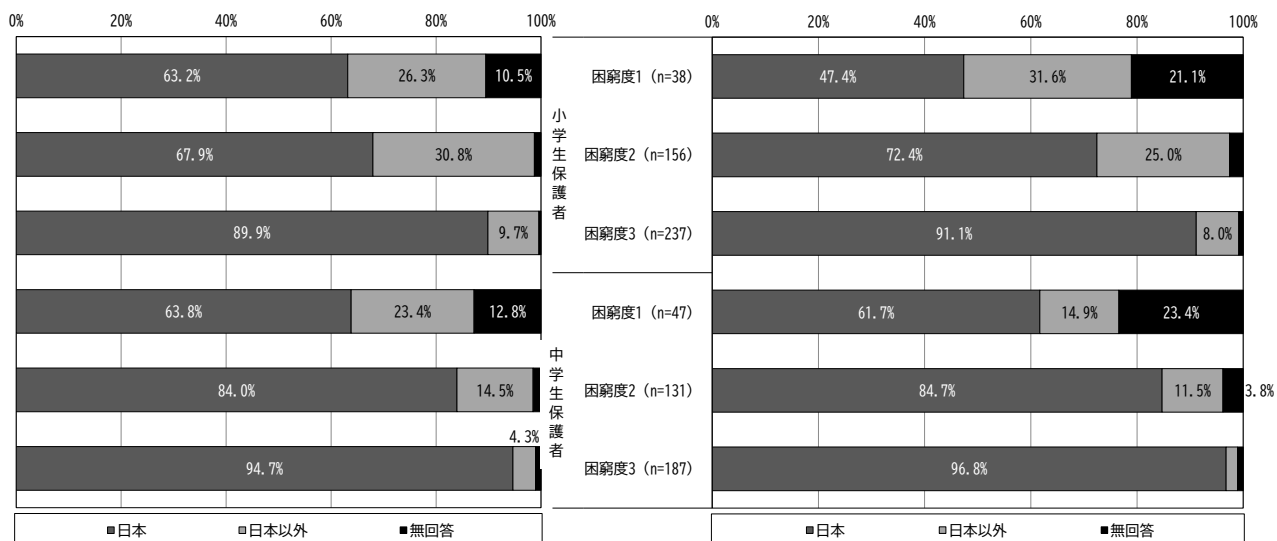


② 親の国籍（問7）

小・中学生の保護者とも困窮度が高いほど、「日本以外」の国籍の割合が多いことが分かります。

【母親】

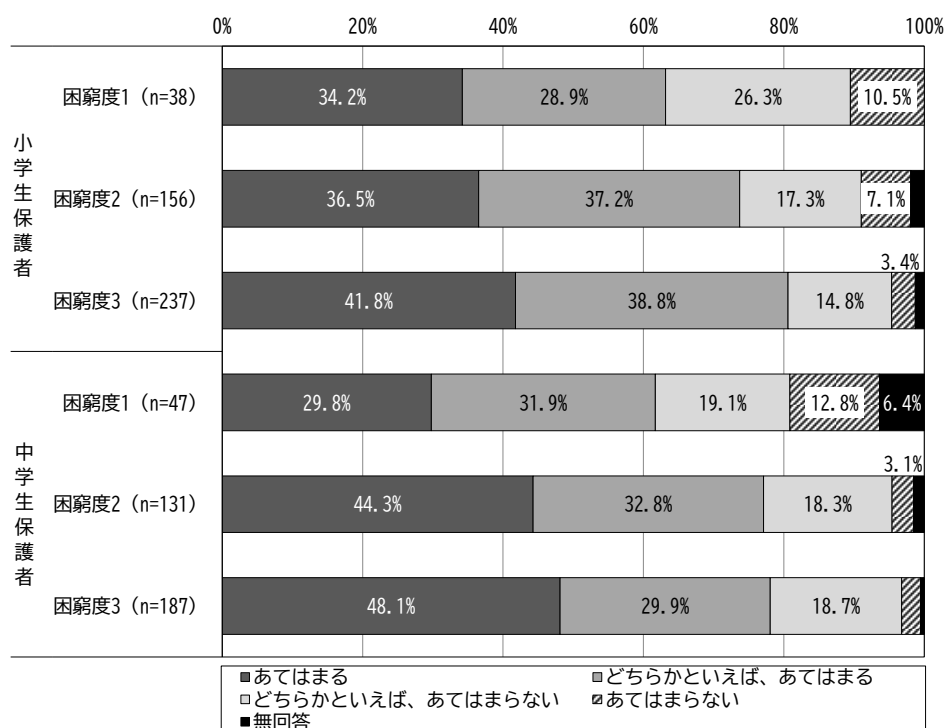
【父親】



③ あなたとお子さんの関わり方について（問 14）

【こどもが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた】

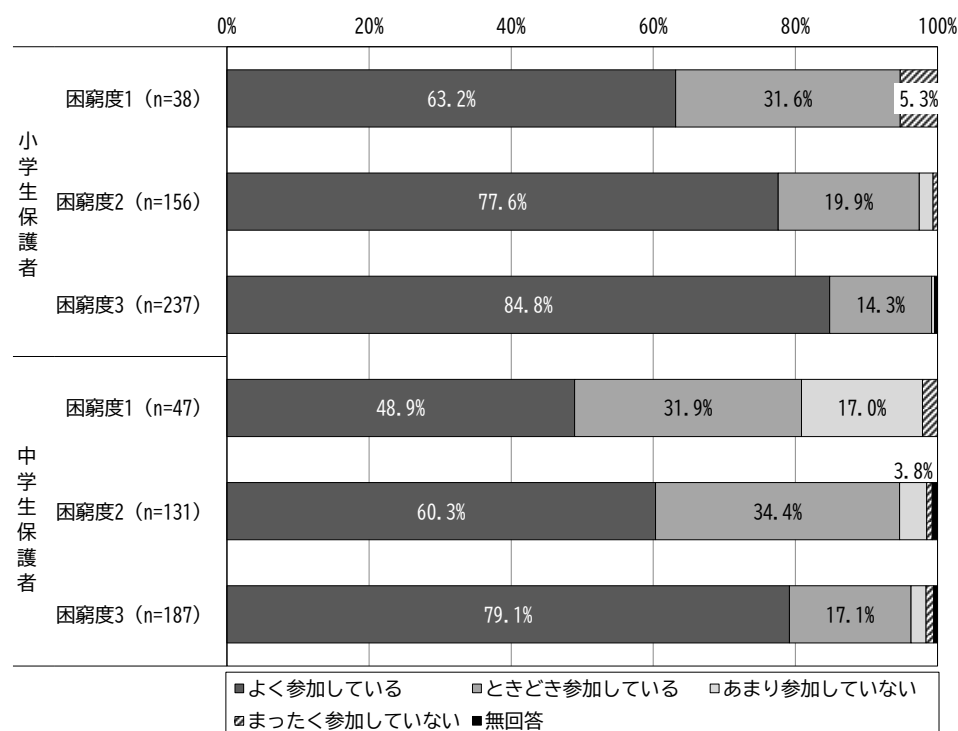
小・中学生保護者とも、困窮度が高いほど「あてはまる」が少なくなり、「あてはまらない」が多くなっています。



④ あなたは、次のようなことをどの程度していますか（問 15）

【授業参観や運動会などの学校行事への参加】

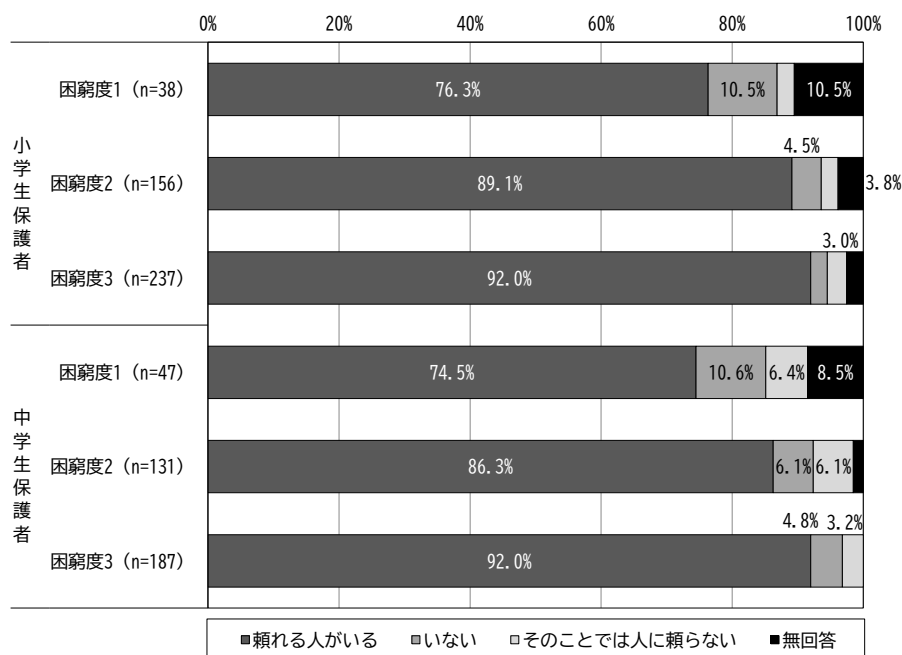
小・中学生保護者とも、困窮度が高いほど「よく参加している」が少なくなっています。



⑤ あなたは、次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。（問 18）

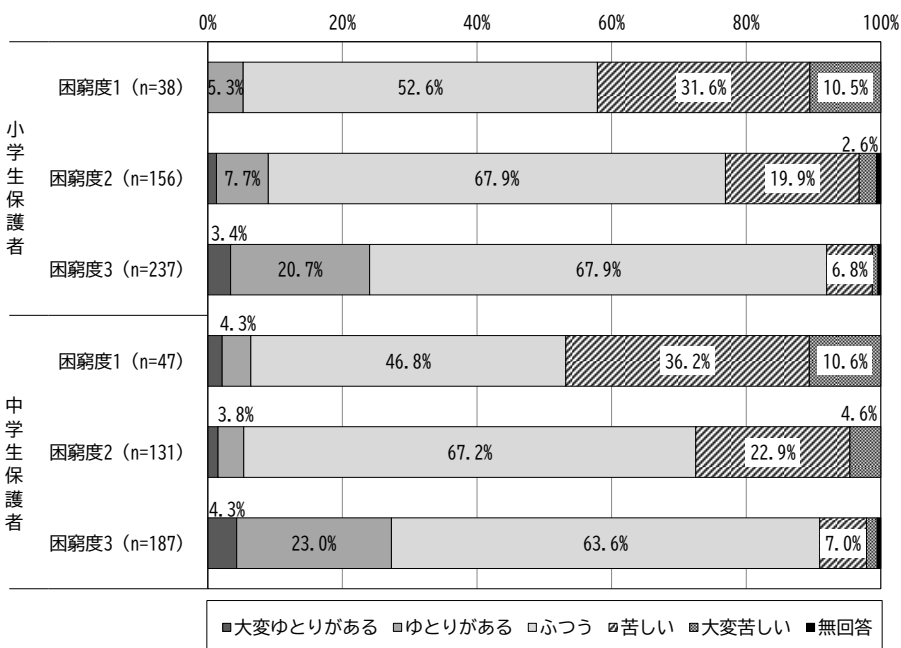
【重要な事柄の相談】

小・中学生保護者とも、困窮度が高いほど「頼れる人がいる」割合が少なく、「いない」割合が多くなっています。



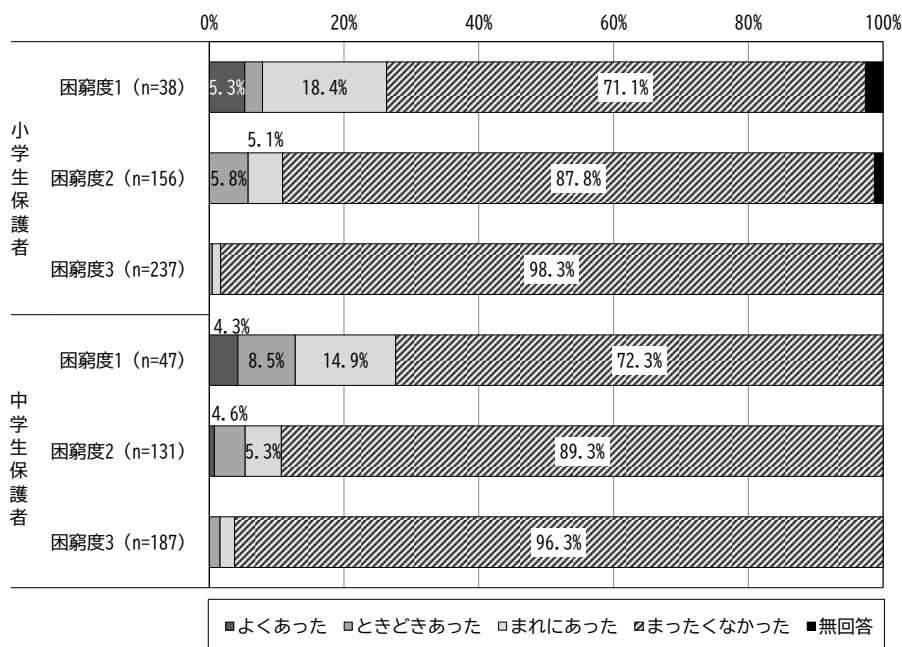
⑥ あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。（問 19）

小・中学生保護者とも、困窮度が高いほど「苦しい」「大変苦しい」割合が多くなっています。



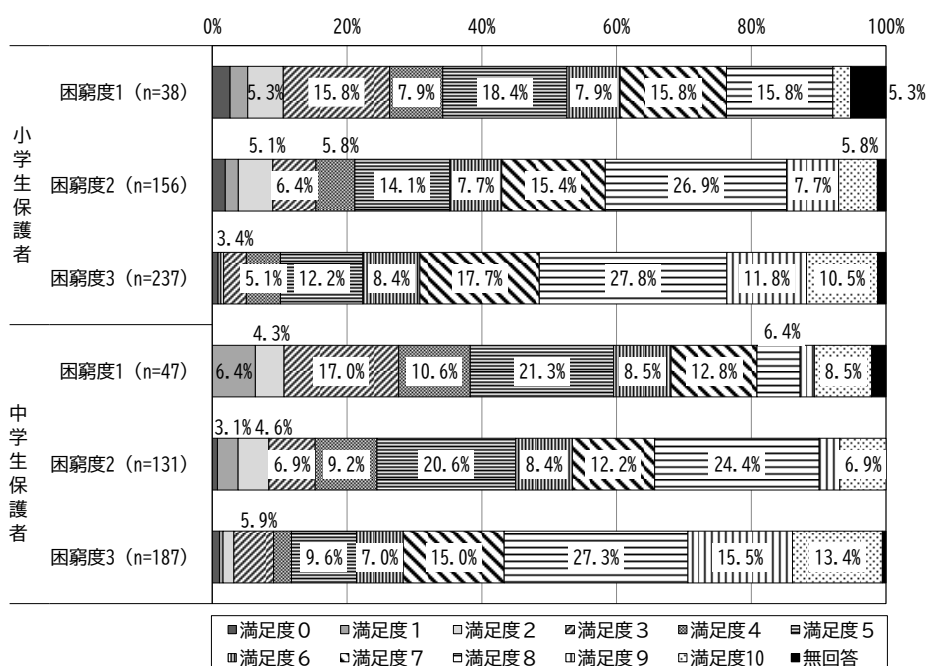
⑦ あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(問 21)

小・中学生保護者とも、困窮度が高いほど「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」が多くなっています。



⑧ 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。(「0」(まったく満足していないから「10」(十分に満足している)の数字のあてはまるもの1つに○) (問 26)

小・中学生の保護者ともに困窮度が低いほど生活の満足度が高い人が多くなっています。



6. 「こども・若者ヒアリング」結果の概要

■ ヒアリングの目的

「こども基本法」第 11 条に基づき、こども施策の策定に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、地方公共団体に義務付けられていることから、「蕨市こども計画」の策定にあたり、本市のこども施策へこども・若者の意見を反映させるために、こども・若者へのヒアリングを実施しました。

■ 開催日時・人数等

【こども・若者ヒアリング】

No.	日時	場所	対象校・学年	参加人数
1	7月30日(火) 午前10時～12時	中央公民館	南小、中央小、中央東小 4～6年生 一中 1～3年生	23人
2	7月30日(火) 午後2時～4時	中央公民館	北小、西小 4～6年生 二中 1～3年生	18人
3	8月8日(木) 午前10時～12時	東公民館	東小、塚越小 4～6年生 東中 1～3年生	18人
4	8月8日(木) 午後2時～4時	東公民館	大学生3人、社会人1人 (WICA、青少年相談員)	4人

※小・中学生は、各学年2人ずつ、合計63人からヒアリング

※年齢別にグループを分け、1グループ4～6人に市職員1名がファシリテーターとなり進行

【出向型ヒアリング】

No.	日時	場所	対象・学年	参加人数
1	8月22日(木) 午後5時半～6時半	郷町会 会館	夕方からの居場所づくり「ぽっかぽか」 が実施することも食堂の利用者 3～18歳(蕨市民・戸田市民)	14人
2	8月23日(金) 午前9時半～10時半	メリーポピンズ蕨 北町ルーム	メリーポピンズ蕨北町ルーム在 園児童(5歳児クラス)	7人
3	8月26日(月) 午前10時半～11時半	東公民館	塚越地区留守家庭児童指導室 A 館在 室児童(小学1～3年生)	12人

※合計 33人からヒアリング

※こども食堂は職員 4 人により、ランダムにヒアリング

※保育園および留守家庭児童指導室は職員 2 人により一斉ヒアリング

■ ヒアリング結果の概要

上記のヒアリングの結果について、次ページ以降に主なものを抜粋して掲載します。

【小・中学生からの意見】

(1)遊び場や居場所について

【公園】

- ・ボール遊び(キャッチボール、サッカー、バスケ)のできる公園がほしい。
- ・大きい遊具(滑り台やブランコ)を増やしてほしい。
- ・ローラースケートやスケボーのできる公園がほしい。
- ・水遊びのできる場所やプールのある公園がほしい。
- ・何をやってもいい公園がいい。
- ・小学生以上が思い切り遊べるように、小さい子と遊ぶスペースを分けてほしい。
- ・暑さ対策で日陰やミスト、おしゃべりできる屋根付きの机といすがほしい。
- ・街灯が少なく、傍を通るだけで怖い公園がある。
- ・治安の悪い公園を改善してほしい。
- ・公園のトイレが臭くて利用しづらい。
- ・公園で大人が吸っているたばこの煙や吸い殻が嫌なので、公園に喫煙スペースを作り、その中で吸ってほしい。

【児童館】

- ・児童館や公民館に個室スペース(区切られた場所)を作してほしい。一人で過ごしたり、友だちとおしゃべりしたい。
- ・天候や夏の暑さに左右されない室内の遊び場(アスレチックなど)がほしい。
- ・児童館は小さい子向けのおもちゃが多いので、小学生以上の読みたいマンガや小説、大人数で遊べるものが増えるといい。館内で流れている音楽のリクエストを聞いてほしい。

【図書館】

- ・図書館に、静かに勉強や読書のできる自習室がほしい。小学生も自習室が利用できるといい。
- ・読みたい本のリクエストをこどもたちから聞いてほしい。
- ・図書館などの自習室ではパソコンを使うことも多いので wi-fi は必須。
- ・自習の際、いつもではなくたまに、分からないことを質問できる人がいてくれると助かる。

【その他】

- ・中央プールを一年中利用できる屋内プールにして、波のプールや流れるプールがほしい。
- ・小・中学生でも簡単に利用できる軽音楽(ギター)ができるスタジオがほしい。

(2)体験活動・イベント等について

- ・夏休みの自由研究等に使えるような体験活動がもっとあるといい(現在は抽選が多い)。
- ・他校の子と交流できるような事業、イベント(スポーツイベント、キャンプ等)があるといい。
- ・三市の船や片品村ツアーが楽しかったので、自然体験(ツアーなど)に参加したい。
- ・ゴルフや弓道、陶芸など、こどもだけではなかなかできない活動をしたい。
- ・コロナ禍で中止されていた子ども会活動が復活したところがあり、うれしい。
- ・外国人との交流会があれば参加したい。
- ・夏休み以外にもボランティアをしたい。
- ・町のみんなにありがとうの祭りがあるといい。

(3)放課後や休みの日にどう過ごしてる？

- ・習い事や塾、部活動(中学生)で忙しく自由時間が少ない。
- ・ゲーム(スイッチ、スマホゲーム、ネットゲーム、カードゲームなど)で遊ぶ。YouTube を見る。
- ・公園で友だちと遊ぶ。(遊具、おにごっこ、カードゲーム、おしゃべりなど)
- ・小学校の校庭で友だちと遊ぶ。(野球やサッカー、おにごっこなど)
- ・友だちの家に遊びに行ったり、家に友だちを連れてくることは親に禁止されている。

(4)放課後や休みの日にどう過ごしたい？

- ・習い事や塾、部活動(中学生)で忙しいので、ゆっくり休んで(好きなことをして)過ごすか、友達とおしゃべりなどして過ごしたい。
- ・小学校の体育館も校庭のように開放して自由に遊べるようにしてほしい。

(5)学校についての意見

- ・給食を対面で楽しく食べたい。
- ・授業はクロムブックではなく紙で受けたい。
- ・トイレが汚くてくさい場所がある。
- ・学校に遊具を増やしてほしい。ジャングルジムとか。
- ・学校のプールを屋内にしてほしい。学校のプールをきれいにして、もっと泳ぎたい。
- ・部活の選択肢を増やしてほしい。軽音部や水泳部、茶道部、華道部、合唱部など。
- ・部室、生徒会室、放送室に冷房がなく暑い。(中学生)
- ・学校に行くとき、メイク OK にしてほしい。

【学校に行きたくない理由について】 ※不登校のこどもに質問

- ・勉強のペースがみんなと合わない。勉強がわからなくなると、席に座っているのが苦痛。
- ・教室をふらふらしていると怒られるから、教室にはいられない。

(6)悩みの相談についての意見

- ・担任の先生が異性だと相談しづらい。
- ・電話相談や SNS 相談は知らない他人だから利用したくない。チャットでの相談はしやすい。
- ・身近に進路相談できる人が欲しい。OB など年齢が近い人から経験談を聴きたい。

(7)その他の意見

【交通安全等】

- ・ゴミが多いなど、道が汚い。
- ・道路の白線が消えているところが多く交通事故が心配。自転車専用レーンを増やしてほしい。
- ・信号のある横断歩道を増やしてほしい。登下校の際に信号が無いと渡れないため、遠回りになる。

【市のPR等】

- ・蕨駅の旧みどりの窓口を観光案内や蕨市ブランド認定品等を販売する土産店にすると良い。
- ・蕨の書き順 T シャツのこどもサイズがあると良い。
- ・わらびりんごをもっと推すと良い。こどもがアイデアを出して、プロが仕上げるなど。わらびりんごあめ、ファミレス等で蕨限定メニュー、わらびりんごサイダーの全国展開など。
- ・わらびりんごを活かしたテーマパークまたは公園を作ってはどうか。(遊具がりんごの形)
- ・動物と触れ合える場所が欲しい。ワラビー(本物)を飼育できたらよい。

【若者からの意見】

(1)少子化について

- ・メディア等のネガティブな情報により、若者が結婚する気にならなくなっている。
- ・自治体によるマッチングには参加したくない。地元の人に見られるのが嫌だから。
- ・(男性として)こどもは欲しいと思うが、女性の体に負担がかかるし、相手次第なところがある。
- ・(女性として)資格をとったり、好きな仕事をしたりしながら、計画を立てて(逆算して)出産をするのが難しい。
- ・専業主夫になってくれる夫がいれば産みたい。(自分のキャリアを大事にしたい)
- ・社会人になり、経済的に安定してから産みたいが、結果として晩婚になり、体がきつそう。
- ・以前は交際に消極的であったが、付き合ってみて良さを知った。結婚も、実際してみたら喜びのほうが大きかったということもあるのではないかな。
- ・フレックス勤務が広がれば、両親が協力してこどもを育てやすくなるので、少子化対策になる。

(2)こどもの貧困について

- ・学習の格差が広がっている。学校が塾ありきの対応になっていて、親が子にお金をかけられないケース、かけたくないケースにおいて特に学習が遅れている。(教育関係者)

(3)居場所について

- ・若者にとっても、ボール遊びのできる公園が欲しい。
- ・参加者を募集している団体や活動について、より情報を拡散するためのツールを市につくっていただきたい。ホームページは見づらいし、紙媒体は見ない。

(余白頁)

第3章 計画策定の基本理念と基本的な考え方

(余白頁)

第3章 計画策定の基本理念と基本的な考え方

1. 基本理念

本計画が、本市におけるすべての子ども・若者の健全な成長と未来への希望の支えとなり、子育てしやすいまちづくりへの礎となることを目指し、計画の基本理念を次のとおりとします。

～ 基 本 理 念 ～

**こども・若者の笑顔と未来が輝き
安心して子育てができる
日本一のコンパクトシティ 蕨**

本市では、こども・若者の笑顔と明るい未来が輝くまちを目指し、日本一の小さな市域の中で、蕨市がこれまで長年育んできた、お互いが助け合うあたたかいコミュニティを、これからのこども・子育て支援に積極的に活かしながら、それぞれの施策の推進に取り組めます。

2. 計画の体系

本計画の施策の柱は、「こども大綱」の「こども施策の重要事項」を踏まえ、14の施策の柱に基づき、施策を実行します。また、「第4章 総合的な施策の展開」における具体的な施策や各事業・取組の分類については、「こどもまんなか実行計画 2024」を参考にしています。

基本 理念	基本 目標	基 本 施 策
こども・若者の笑顔と未来が輝き安心して子育てができる日本一のコンパクトシティ蔵	1 こども・若者の笑顔と未来が輝くまち	ライフステージを通じて 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 3 こどもの貧困対策 4 障害児支援・医療的ケア児等への支援 5 児童虐待防止対策の推進とヤングケアラーへの支援 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 ライフステージ別 1 こどもの誕生前から幼児期までの支援 2 学童期・思春期のこどもへの支援 3 青年期のこども・若者への支援
	2 安心して子育てができるまち	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進 3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 4 ひとり親家庭への支援

第4章 総合的な施策の展開

(余白頁)

第4章 総合的な施策の展開

基本目標1 こども・若者の笑顔と未来が輝くまち

【ライフステージを通じて】

基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

【現状・課題・方向性】

- こどもの権利の保障を推進するためには、すべてのこども・若者に対して、「こども基本法」および「子どもの権利条約」について、様々な機会を捉えて周知啓発することで、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進することが必要です。
- こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人等に対して、こども・若者が権利の主体であることを周知するとともに、こどもの権利擁護に際しては、こどもの意見が尊重され、その利益が優先して考慮されるべきであることについて周知啓発を図ります。
- こども基本法に基づく、こども政策へのこども・若者および子育て当事者の意見聴取および意見の反映については、各課所館への周知を行うとともに、こども政策のみならず、こども・若者が利用する施設等においても、できる限り、こども・若者の意見を反映するよう、全庁的な取り組みを推進してまいります。

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発等

こどもの権利に関する普及啓発		新規	子ども未来課
本計画の公表をはじめ、様々な機会を捉えて子どもの権利条約やこども基本法の趣旨および内容を広く周知し、社会全体で共有することができるよう努めます。			
学校教育における人権教育の推進		学校教育課	
様々な人権課題などに対応しながら、小学校での人権の花運動や小・中学校での人権教室、人権作文や標語への取り組みを通じ、学校教育において、こどもの発達段階に応じた人権感覚の育成に努めます。			
人権啓発活動の実施		市民協働課	
人権の花運動や人権教室を小・中学校で実施するとともに、全国中学生人権作文コンテストへの推薦や人権標語の表彰を行い人権意識の醸成を図ります。			
人権講演会や指導者養成講座の開催		生涯学習スポーツ課、庶務課、市民協働課、学校教育課	
人権講演会や人権・同和教育指導者養成講座の開催により、様々な人権問題の正しい理解と認識を深め、人権尊重の意識を育みます。			

(2) 社会参画や意見表明の機会の充実

こども施策へのこども・若者等の意見の反映	拡充	関係各課
こども基本法に基づき、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、当該こども施策の対象となるこどもまたはこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために、ヒアリングやパブリック・コメントなどの必要な措置を講ずるよう努めます。こどもからの意見聴取に当たっては、年齢や発達の程度に応じた分かりやすい方法で実施します。		
市民参画手続職員マニュアルの改訂	新規	政策課
蕨市市民参画と協働を推進する条例に基づき、市民参画を推進するための市職員向けの手引きとして作成した「市民参画手続職員マニュアル」に、こども・若者による市民参画についても掲載します。		
こども家庭センター「わらここ」におけるこどもの権利擁護		子ども未来課
こども家庭センター「わらここ」における児童虐待等の相談、対応等については、継続的に実情を把握する中で、常にこどもの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)が守られているかの評価を行い、支援を継続します。実情の把握にあたっては、こどもの本音が聞けるように、こどもの発達段階に応じて十分な配慮のもとに面接等の対応を行います。		
校則の見直し		学校教育課
学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、生徒、教職員が共に考え、見直しを図ることで、より良い学校づくりを目指します。		
留守家庭児童指導室におけるこどもの意見の反映		子ども未来課
留守家庭児童指導室では、放課後児童クラブ運営指針に基づき、こどもの人権に十分配慮し、育成支援を行うとともに、こどもに影響のある事柄や行事等の活動について、こどもの意見を反映させる機会を設けます。		
児童館におけるこどもの意見の反映		福祉・児童センター、各児童館
児童館ガイドラインに基づき、こどもの人権に十分配慮し権利擁護に努めるとともに、児童館の活動等にこどもが参加して自由に意見を述べるような機会を設けます。		

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【現状・課題・方向性】

- 本計画の策定にあたり実施した「こども・若者ヒアリング」では、児童館や公民館等で行われる各種講座や教室、イベント等の体験が楽しかったとの意見が多く、夏休みの講座や自然体験活動、他校との交流が図れる事業など、さらなる充実を求める声がありました。こどもの意見を取り入れながら、遊びや様々な体験活動(文化芸術体験、読書活動を含む)を推進してまいります。
- 本計画の策定にあたり実施した「子ども・子育て支援事業等に関するアンケート調査」では、保護者のこどもについての悩みや不安は、「子どものメディア(テレビ、ビデオ、YouTube 等)の接触時間の長さ」、「子どものしつけや生活習慣」、「子どもの生活リズム(寝る時間が遅いなど)」が上位を占めています。こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域等への普及啓発を推進します。特にメディアの接触時間の長さの改善については、様々な体験活動を推進することで、こども・若者の健やかな育成を図ります。
- 「こども・若者ヒアリング」では、公園や施設について多くの意見がありました。こどもや子育て当事者の目線に立ち、「こどもまんなかまちづくり」の視点で、こどもの遊び場の確保や子育てにやさしい住環境およびまちづくりを進めます。
- こども・若者が活躍できる機会づくりについては、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や国際交流、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進するとともに、若者の地域活動等の取組を支援します。また、在留外国人のこどもについて、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。

(1) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

ア. 多様な遊びや体験活動の提供

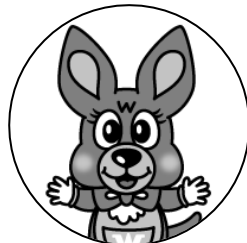
保育園における遊びや体験の推進	子ども未来課
日常の保育において、こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図ります。	
地域子育て支援センターにおける講座・教室・イベント等の開催	子ども未来課
子育てに関する講座のほか、乳幼児親子で楽しめる季節の行事やイベントを実施し、多様な遊びや体験活動の機会を提供します。	
児童館における講座・教室・イベント等の開催	福祉・児童センター、各児童館
工作や料理、レクリエーションなどの講座や教室、なつまつりやクリスマスなどの季節の行事や「子育て支援フェスタ」などのイベントを開催し、様々な遊びや体験活動の機会を提供します。	
中高生ふれあい事業	福祉・児童センター、各児童館
中高生を対象に乳幼児との触れ合いを体験する事業を、福祉・児童センターや児童館で実施し、若い世代にこどもを産み育てることの意義や喜びを実感してもらう機会を提供します。	
公民館における講座・教室・イベント等の開催	各公民館
自然・科学や文化・芸術、食育、環境学習など、様々な体験活動の機会を提供します。	

歴史民俗資料館における講座・教室等の開催	歴史民俗資料館
織作家や扇面絵師、きり絵作家などを講師に招き、各種製作・工作教室を歴史民俗資料館で実施し、様々な体験活動の機会を提供します。	
子ども大学わらびの開催	生涯学習スポーツ課
地域の専門家などを講師に招き、春休みに小学生を対象とした「プログラミング講座」を開催するなど、こどもの学ぶ力や生きる力を育むことを目的に実施します。	
自然体験学習の場の提供	生涯学習スポーツ課
「蔵・戸田・川口三市青少年の船」事業や、ふれあい交流協定を締結している群馬県片品村、栃木県大田原市での体験活動など、青少年に対して、自然体験学習の場を提供します。	
ジュニアリーダースクール事業の開催	生涯学習スポーツ課
異なる学年や学校などの仲間たちとの交流を通じ、次代を担う地域のジュニアリーダーとなるための経験の機会とするジュニアリーダースクール事業を青少年相談員協議会の主催により実施します。	
子ども会および子ども会育成会活動の推進	生涯学習スポーツ課
こどもの心身の成長と健全な仲間づくりを促進することを目的として、各地域において活動している子ども会および子ども会育成会の活動を支援するとともに、各団体同士の交流を図ります。	
少年スポーツ教室・各種スポーツ大会の開催	生涯学習スポーツ課
少年を対象にしたスポーツの体験教室を実施するとともに、市民水泳大会、市民ロードレース大会などの各種大会を通して、体力の増進、競技力の向上、健全な児童の育成を図ります。	
学校における体験活動の推進	学校教育課
こどもの豊かな心や創造性を育むため、学校における自然体験（林間学校、スキー教室）などの宿泊体験活動を実施します。	
職場体験・ボランティア活動等の実施	学校教育課
中学生ワーキングウィーク事業を実施し、中学生の職場体験を通して、社会性を養うとともに、自立心を育みます。また、様々な教育活動のなかで、福祉活動やボランティア活動などを積極的に取り入れます。	

こども・若者の意見

- ・夏休みの自由研究に使えるような体験活動がもっとあるといい。
- ・自然体験（ツアーなど）が楽しかった。
- ・ゴルフや弓道、陶芸など、こどもだけではなかなかできない体験をしたい。

こどもの意見受け止めました!



皆さんが色々な講座やイベントを楽しみ、期待してくれていることが分かってうれしいです。

市の考え方

皆さんの意見を参考に、これからもたくさんの企画をしていきます。
「こどもだけではなかなかできない体験」という視点を大切にしたいと思います。

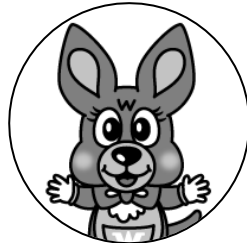
イ. 文化芸術体験機会の提供

保育園における文化芸術体験の推進	子ども未来課
保育園において、茶道、書道等の伝統文化や音楽、観劇などの文化芸術に触れる機会を提供します。	
地域子育て支援センターにおける文化芸術体験の推進	子ども未来課
講座やイベントで、乳幼児親子が音楽などの文化芸術に触れる機会を提供します。	
児童館における文化芸術体験の推進	福祉・児童センター、各児童館
講座やイベントで、音楽や観劇など、文化芸術に触れる機会を提供します。	
公民館における講座・教室・イベント等の開催【再掲】	各公民館
自然・科学や文化・芸術、食育、環境学習など、様々な体験活動の機会を提供します。	
小・中学校への音楽家の派遣	生涯学習スポーツ課
小・中学生が良質な音楽に触れ、音楽に親しむ機会を得られるよう、小・中学校の授業や部活動などに音楽家を派遣します。	
伝統文化親子教室の開催	生涯学習スポーツ課
「茶道連盟」、「彩の花(生け花)」、「邦楽舞踊連盟」など、文化協会の加盟団体による伝統文化の体験教室を公民館を会場に実施し、各連盟による大会や展示などの際に成果発表の場も設けます。	
埼玉県や蕨市の「郷土かるた」を使ったかるた大会の開催	生涯学習スポーツ課
埼玉県や蕨市の「郷土かるた」を使ったこども向けの大会を開催し、県や市の郷土についての学習や日本の伝統である「かるた」に親しむ機会を提供します。	
こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実	学校教育課
小学校5年での「心の観劇」、6年での「音楽鑑賞教室」、「小中合同音楽会」、蕨市美術連盟による小学生対象の「巨大アートに挑戦！」事業などを実施し、様々な文化的な活動に触れる機会を提供します。	

こども・若者の意見

茶道連盟の伝統文化体験教室に参加したことがきっかけで、その後も茶道を続けています。私の一番の趣味になりました。ずっと続けたいし、茶道の良さを広めたい。

こどもの意見受け止めました!



体験教室がきっかけで、大人になっても続けることができる趣味に出会えたのですね。

市の考え方

文化協会をはじめ、公民館等で活動する団体などと連携して、今後も様々な体験教室を開催し、体験教室の後も長く続けてもらえるよう取り組みます。

ウ. 読書活動の推進

図書館こども事業の開催	市立図書館
定期的に「おはなし会」や「絵本の読み聞かせ」、「紙芝居」をボランティアグループに依頼し実施します。また、「子ども読書の日イベント・本だいすき！！」をはじめ、「おはなし会」や「子ども映画会」、「図書館たんけん隊」などのイベントを実施します。	
図書の団体貸出事業の実施	市立図書館
学校教育の場で読書に親しみ、健やかな児童の心を育てるため、小学校7校全クラスに、各 40 冊の本を学期ごとに貸し出しています。	
ブックスタート事業の実施	保健センター、市立図書館
4か月児健診時に絵本を 1 冊プレゼントするとともに、ボランティアが親子に絵本の読み聞かせを行い、親子のふれあいや読書活動の推進を図ります。	
セカンドブック事業の実施	新規 市立図書館、保健センター
こどもたちが読書の楽しさを知り、様々な物語を体験することによって心の成長を促し、読書習慣を身に付けられることを目的に、3歳6か月児健診時に絵本を 1 冊プレゼントします。	
わたしのよんだ本～読書・よみきかせ手帳～の配布	市立図書館
読書の習慣化を支援するため、読書を記録する手帳「わたしのよんだ本～読書・よみきかせ手帳～」を保健センターで実施するブックスタート時や市立図書館などで配布します。	
わらび電子図書館の実施	市立図書館
いつでもどこでも気軽に読書できる環境となるよう、電子書籍の閲覧サービスを実施します。アクセス制限のない読み放題パックの絵本や電子書籍を中心に充実させていきます。	
蔵市おすすめ図書リストの作成・配布	市立図書館、子ども未来課、学校教育課
図書館と保育士、司書教諭および学校図書館教育支援員などが連携し、「蔵市おすすめ図書リスト」を作成し、乳幼児・児童生徒に配布するとともに、図書館内に特設コーナーを設置します。	
市内高校との連携	市立図書館
中高生の読書活動を推進するために、蔵高校と武南高校の図書部・図書委員によるおすすめの本を、図書館内にPOPとともに、展示しています。	
学校図書館教育の推進	学校教育課
司書教諭と学校図書館教育支援員を中心とした学校図書館教育の推進を図るとともに、学校図書館の蔵書整備を図り、こどもたちの読書環境の整備に努めます。	

エ. 生活習慣の形成・定着

早寝早起き朝ごはん運動の推進	学校教育課
成長期のこどもに不可欠な基本的生活習慣の乱れが問題になっていることから、「早寝早起き朝ごはん運動」を推進し、こどもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの改善を図ります。	
食育推進事業の実施	子ども未来課、保健センター、学校教育課
生涯にわたる心身の健康を増進するため、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育が重要であることから、家庭、学校、保育所などにおいて、様々な機会を捉えた講座の開催など、食育を推進していきます。	

健やかメディアの推進	学校教育課
未来を担うこどもたちの健やかな成長を目指すため、「蕨市健やかメディア宣言」に基づき、健やかメディア推進大会の開催、健やかメディア指導員による啓発を積極的に進めます。また、4か月児健診時に啓発パンフレットを配布するなど、乳幼児の保護者に対する健やかメディアの啓発も積極的に進めます。	

蕨市健やかメディア宣言

～ 健やかな未来へつなぐための上手なメディアとのつきあい方 ～

蕨市では2011年に「蕨市アウトメディア宣言」を制定し、電子メディアが成長に及ぼす影響を考え、全国に先駆けて取組を進めてきました。今では、スマートフォン、パソコン、タブレット端末等が普及し、学校でも一人一台端末が活用されています。

そこで「蕨市健やかメディア宣言」と改称して、引き続き、電子メディアから離れる時間も大切に、子どもたちが自分の未来のために、目的を持って活用していけるように、取組を推進していきます。 【2022年8月23日】

乳幼児の電子メディアの接触をひかえふれあいを大切にしましょう



大人も子どももスクリーンタイムを意識しましょう

*電子メディアを使う時間



ぐっすり寝るために寝る1時間前に電子メディアからはなれましょう



学校や家庭で考えたルールを守りましょう



蕨市健やかメディア推進会議・蕨市・蕨市教育委員会

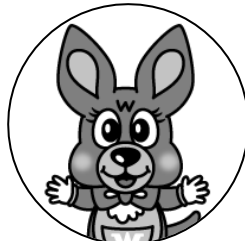
(2) こどもまんなかまちづくり

安全・安心な公園整備事業の推進	道路公園課
市内の公園の適切な管理等を行うことで、安心・快適に利用できる公園整備を進めます。公園を新規または再整備する際には、ボール遊びや自然とのふれあいなど、ニーズに対応した特色ある公園整備を推進します。公園のトイレについては、すべての市民が安心して快適に利用できる、安全で清潔なやさしいトイレの設置を進めるとともに、既存の公園についても、洋式化などの改善を図ります。	
通学路等の安全性の確保	安全安心課、道路公園課、子ども未来課、学校教育課
市内小・中学校の通学路や保育園などの園外活動時の道路の安全点検などを実施し、乳幼児や児童生徒が交通事故に巻き込まれにくい環境づくりを目指します。	
公園のバリアフリー事業の推進	道路公園課
車椅子のほか、妊産婦や幼児、子育て世帯など、すべての人が安心して公園を利用できるよう、公園整備の際には、公園施設の段差の改善・解消等を図り、バリアフリー化を推進していきます。	
公共施設のバリアフリー事業の推進	各公共施設等
車椅子のほか、妊産婦や幼児、子育て世帯など、すべての人が安心して公共施設を利用できるよう、段差の改善・解消やバリアフリートイレの設置等を図り、バリアフリー化を推進していきます。	
赤ちゃんの駅の周知	各公共施設等
乳幼児親子が利用することの多い公共施設に、ベビーベッドや授乳スペースなどを設置し、埼玉県が実施する赤ちゃんの駅の充実を図ります。また、子育て情報誌に市内の赤ちゃんの駅の一覧を掲載し、情報提供を図ります。	
三世代ふれあい家族住宅取得支援事業の実施	建築課
子育て中のこども世帯と親世帯がふれあい、助け合いながら暮らせる安全安心な住環境の形成を目的に、子育て中のこども世帯が親世帯と同居または近居するために住宅を取得しようとする場合、住宅取得に係る費用の一部を補助します。	
ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成等の実施	子ども未来課
ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成、ひとり親世帯民間賃貸住宅入居保証料制度を実施します。	

こども・若者の意見

- ・ボール遊びのできる公園がほしい。
- ・大きい遊具を増やしてほしい。
- ・おしゃべりできる屋根付きの机といすがほしい。
- ・治安の悪い公園や公園での喫煙を改善してほしい。
- ・公園のトイレを使いやすくしてほしい。

こどもの意見受け止めました!



安全で安心して利用できる公園というのが大切です。ボールや遊具で体を動かして遊びたい子だけでなく、ゆっくりおしゃべりして過ごしたい子も多いですね。

市の考え方

公園を新規、再整備する際には、皆さんからたくさんいただいた意見を参考に、安全・安心、快適に、楽しく遊べる公園を作っていきたいと思います。

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

国際理解教育の充実	学校教育課
小・中学校に配置しているALT(外国語指導助手)の活用や、中学生英語スピーチコンテストの継続開催、英語4技能テストでの、「聞く・読む・話す・書く」の技能の定着状況を把握し、授業改善に役立てるなど、ICTを活用しながら国際理解教育を推進します。	
国際交流の促進	秘書広報課
国際青少年キャンプを開催するとともに、若者が中心となって組織する国際交流ボランティア活動の主体的な取り組みを支援します。	
持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	学校教育課
ゴミや節電、森林保全などの環境教育や異文化交流などの国際理解教育により、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。	
日本語特別支援教室等の実施	学校教育課
外国から日本へ来た児童生徒のうち、日本語による会話などに困難を抱える児童生徒が、初歩的な日本語や学校生活の約束などを学習する「日本語特別支援教室」を教育センターで実施します。また、学校に日本語指導加配教員および日本語支援ボランティアを配置し、日本語による会話などに困難を抱える児童生徒を支援します。	
蕨はつらつスクール事業の実施	学校教育課
大学生等に小・中学校における児童生徒の学習・生活の支援等を行っていただく「蕨はつらつスクール事業」を実施することで、学校教育の充実を図るとともに、大学生等に対し、教育現場の体験と児童生徒との交流を通して、将来に活かせる社会的視野の拡大を図ります。	
青少年の活動機会の充実	生涯学習スポーツ課
サマーパークフェスティバル・青少年まつり、20歳のつどい(成年式)などの企画運営に対する若者の参画を促進し、青少年の活動機会の場を設けます。	

(4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ解消

保育園におけるジェンダー平等の推進	子ども未来課
職員研修等の実施により、保育園において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を図り、日々の保育に活かします。	
学校におけるジェンダー平等教育の推進	学校教育課
混合名簿や制服選択制により、ジェンダー平等や多様性の尊重を推進します。	
ジェンダー平等意識の醸成と性の多様性への理解促進	市民協働課
男女共同参画に関する知識と理解を深めるための様々な啓発活動等を通して、ジェンダー平等意識の醸成と性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解の増進を図ります。	

基本施策3 こどもの貧困対策

【現状・課題・方向性】

- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのない社会を実現するため、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」等の対策を講ずる必要があります。
- 本計画の策定にあたり実施した「子どもの生活状況調査」の結果から、保護者の所得などの家庭の状況がこどもの学力等に影響を与えることが判りました。教育における格差が生じないよう、支援を行う必要があります。
- 貧困の状況にあるこどもが、社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援や居場所づくりなどを進めるため、市民活動団体等が実施することも食堂やフードパントリー等の活動への支援を行います。
- 「子どもの生活状況調査」の結果から、ひとり親家庭(特に母子家庭)の多くが経済的に困窮している状況が判りました。ひとり親家庭の生活の安定に向けて、養育費の確保や経済的な支援を行います。

(1) 教育への支援

幼児教育・保育の無償化	子ども未来課、学校教育課、福祉総務課
急速な少子化進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するために、子育て世代の幼児教育・保育にかかる経済的負担を軽減します。	
生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	生活支援課、子ども未来課
「貧困の連鎖」の防止およびこどもの居場所づくりの一環として、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の中学生および高校生を対象に学習支援事業を実施します。	
生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもの大学受験料等の助成	生活支援課、子ども未来課
低所得世帯のこどもの進学機会の確保を支援するため、生活困窮世帯およびひとり親家庭の子どもの学習支援事業に登録している中学3年生および高校3年生(20歳未満)を対象に、大学受験料および進学に向けて受験した模擬試験の受験料を支給します。	
就学援助制度の実施	学校教育課
経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費など就学費用の一部を助成します。	
入園・入学資金、奨学金貸付事業の実施	教育総務課
こどもたちが等しく教育を受ける機会を得られるよう、私立幼稚園の入園、高等学校および大学等の入学に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、蕨市入園・入学資金貸付制度を実施します。また、有能な人材を育成することを目的に、経済的な理由により、高等学校や大学などへの進学および修学が困難な人に対し、蕨市奨学金制度を実施します。	

(2) 生活の安定に資するための支援

こども食堂・フードパントリー実施団体への支援	子ども未来課
「こども食堂」およびひとり親家庭等への食糧支援を行う「フードパントリー」を実施している市民活動団体に対し、必要な支援をしていきます。	
母子生活支援施設への入所	子ども未来課
配偶者のいない女性またはこれに準ずる事情にある女性とそのこどもを入所させて保護するとともに、これらの女性の自立を促進するために、その生活を支援します。	
生活保護・困窮者自立支援事業の実施	生活支援課
生活保護については、必要な保護を行うことで、最低生活の保障と自立を助長し、生活困窮者自立支援事業については、住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立を支援します。	

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭等に対する自立支援事業の実施	子ども未来課
経済的に安定した就業に必要な資格取得のため、教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金を支給することで、ひとり親家庭の自立支援を行います。	

(4) 経済的支援

ひとり親家庭等に対する経済的支援の実施	子ども未来課
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給事業、ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成、ひとり親世帯民間賃貸住宅入居保証料制度、交通事故および不慮の災害による遺児扶養年金、母子厚生年金等の支給等により、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	
養育費確保支援事業の実施	子ども未来課
ひとり親家庭のこどもの健やかな成長と安定した生活に必要な養育費を確保するため、養育費確保支援事業(公正証書等作成促進補助金、養育費保証契約促進補助金)を実施します。	
就学援助制度の実施【再掲】	学校教育課
経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費など就学費用の一部を助成します。	
入園・入学資金、奨学金貸付事業の実施【再掲】	教育総務課
こどもたちが等しく教育を受ける機会を得られるよう、私立幼稚園の入園、高等学校および大学等の入学に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、蕨市入園・入学資金貸付制度を実施します。また、有能な人材を育成することを目的に、経済的な理由により、高等学校や大学などへの進学および修学が困難な人に対し、蕨市奨学金制度を実施します。	

基本施策4 障害児支援・医療的ケア児等への支援

【現状・課題・方向性】

- 障害のある子どもや発達に特性のある子どもが、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、発達に関する相談支援や情報提供の充実を図るとともに、保育園等における支援体制の強化やインクルージョンを推進します。
- 医療的ケア児や聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化する必要があります。
- 特別支援教育については、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、ひとり一人の教育的ニーズに応じた学びの場の充実を推進します。

(1) 障害の有無等にかかわらず共に暮らすことができる地域づくり

障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給	福祉総務課、子ども未来課
20歳未満で精神または身体に重度の障害のある児童に手当を支給し、福祉の向上を図ります。	
重度心身障害者医療費助成の実施	福祉総務課
障害児とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	
自立支援医療（育成医療）の実施	福祉総務課
現在身体に障害があるか、また現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる児童に対し、その治療に要する医療費の一部を助成します。	
障害のある子どもに対する経済的支援事業の実施	福祉総務課
福祉タクシー利用料金助成事業、福祉自動車燃料助成事業、補装具・日常生活用具給付事業等により、障害のある子どもを持つ親や家族の経済的負担の軽減を図ります。	
ホームヘルプサービス事業の実施	福祉総務課
日常生活に支障のある障害児のいる家庭をホームヘルパーが訪問し、家事・介護等の支援を行います。	
ショートステイ事業の実施	福祉総務課
障害児を一時的に介護できなくなった場合などに、施設に短期間入所するショートステイ事業を実施し、家庭に代わり障害児を支援します。	
障害児通所支援の実施	福祉総務課
未就学児の日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援」や、就学児を対象に、放課後等において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行う「放課後等デイサービス」を実施します。	
家族支援の充実	福祉総務課、保健センター
児童発達支援センターあすなろ学園を中心に、障害児相談支援事業所において、家族に寄り添った相談支援を行っていきます。また、ペアレント・トレーニング等の支援体制を確保していきます。	
医療的ケア児等の専門的支援が必要な障害児への支援	福祉総務課
医療的ケア児等の専門的な支援が必要な障害のある子どもおよびその家族が、適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児等コーディネーターを中心として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、市全体で支援していきます。	

こどもの障害等に関する相談の実施	福祉総務課
こどもの障害や発達の気がかりについての相談を受け、各種福祉サービス等の必要な支援について案内します。また、福祉サービス等の利用開始後についても、担当の相談支援事業所が継続して相談支援を実施していきます。	
精神発達二次健診の実施	保健センター
発達について気になることや課題があるこどもに、心理士による発達検査と医師の診察を行い、医療や療育、継続的な相談等、必要な支援につなげていきます。	
発達相談の実施	保健センター
発達について気になることや課題があるこどもに、心理士による発達検査や個別の相談を行い、必要な方には療育や継続的な相談等、必要な支援につなげていきます。	
幼児教室、のびのび教室の実施	保健センター
乳幼児健診後のフォローとして、1歳6か月児以降のこどもを対象に「幼児教室」、発音に関して不安のあるこどもを対象に「のびのび教室」を実施し、こどもの発育発達について継続的な相談や支援を行います。	
こども家庭センター「わらここ」における家庭児童相談	子ども未来課
こども家庭センター「わらここ」の家庭児童相談室では、こどもに関する悩みや不安の相談を行います。また、気軽に子育てに関する相談ができるよう各児童館に出向いて「ふれあい相談」を実施します。	
地域子育て支援センターにおける子育て相談の実施	子ども未来課
地域子育て支援センターでは、発達に心配がある乳幼児の保護者の悩みに寄り添いながら、適切な相談支援につなぎます。	
障害児保育の推進	子ども未来課
集団保育が可能な障害児を、安全に配慮した保育体制を整え、保育園および留守家庭児童指導室において受け入れ、インクルージョンを推進していきます。	
保育所等訪問支援の実施	福祉総務課
保育園や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応を支援する「保育所等訪問支援」を行っています。	
こどもの居場所づくり実施団体の周知	子ども未来課
こどもの居場所であり、障害の有無に関わらず誰もが安心して楽しく過ごせる「こども食堂」や「プレーパーク」について、周知を図ります。	

(2) 障害のあるこどもの学びの充実

障害児教育の推進	学校教育課
小・中学校では、特別支援学級および発達障害・情緒障害通級指導教室や難聴言語通級指導教室を設置し、各学校が連携を図りながら、特別支援教育の充実を図ります。さらに、蕨市障害児就学支援委員会を開催し、小・中学校教員の他、専門機関職員や医師等の各委員が、就学前児童や在籍児童生徒および保護者への適切な支援についての相談体制を構築します。	
通常学級における特別な支援の実施	学校教育課
特別支援教育支援員を配置し、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒への個に応じた指導を行います。	

基本施策5 児童虐待防止対策の推進とヤングケアラーへの支援

【現状・課題・方向性】

- 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多く、親自身が抱える困難に対する支援を行うことで、こどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。虐待相談対応件数の増加等を踏まえ、こども家庭センターを中心に、関係機関等の連携により、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援の強化を図っていきます。
- 近年、その存在が顕在化しているヤングケアラーについては、蕨市ヤングケアラー支援条例に基づき、ヤングケアラーの周知を行うとともに、関係機関等の連携による適切な相談支援を行います。「子どもの生活状況調査」では、ヤングケアラーの可能性のあるこどもが存在することが判りましたが、支援を必要とするヤングケアラーが相談窓口につながるよう、ヤングケアラーの把握に取り組んでまいります。

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

こども家庭センターにおける相談支援の実施	子ども未来課、保健センター
こども家庭センターの母子保健機能を有する「わらべび」および児童福祉機能を有する「わらここ」では妊娠期から子育て期までの包括的な相談支援を実施します。合同ケース会議、児童相談システムによる情報共有、サポートプランの策定を行い、虐待予防に努めます。こどもからの相談も受け付けます。	
さわやか相談室における相談支援の実施	学校教育課
学校生活の中での様々な不安や悩みを、気軽に相談できる「さわやか相談室」を市内各中学校で実施します。教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が専門性を活かして、問題の解決に向けた支援を行います。	
要保護児童対策地域協議会の開催	子ども未来課
虐待を受けている子をはじめとする要保護児童および要支援児童、様々な困難を有する特定妊婦の早期発見や迅速な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所をはじめとする各関係機関と連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を行います。	
関係機関等における児童虐待の早期発見	子ども未来課、学校教育課、市民協働課
保育園や学校、留守家庭児童指導室等において、こどもの様子等を把握することで、児童虐待を早期に発見し、適切な対応を図ります。また、DVと児童虐待は、同時に発生する場合も多いことから、配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談との連携を図ります。	
養育支援訪問事業の実施	保健センター
妊産婦および養育発達面で支援が必要なこどもや、子育て支援が必要な親子を対象に保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。	
子育て世帯訪問支援事業の実施	子ども未来課
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	

親子関係形成支援事業の実施	新規	子ども未来課
こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じてこどもへの関わり方を学ぶペアレント・トレーニングを実施します。		
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	新規	子ども未来課
子育ての負担を軽減し、児童虐待を未然に防止するため、レスパイトケア等を目的とした子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施を検討します。		
児童虐待防止に関する周知・啓発		子ども未来課
児童虐待防止月間等の機会を捉え、児童虐待防止に関する周知・啓発を行います。市庁舎では、女性への暴力を防止する週間のシンボルである「パープルリボン」と児童虐待防止月間のシンボルである「オレンジリボン」をコラボレーションするなど、効果的な啓発に努めます。		
里親制度の推進		子ども未来課
里親入門講座を県と共催するとともに、里親制度の周知啓発に努めます。		

（２）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの周知		子ども未来課
令和 6 年 3 月に制定した「蕨市ヤングケアラー支援条例」を周知するとともに、ポスターの掲示や相談カードの配布、動画の配信等によりヤングケアラーの周知に努めます。		
ヤングケアラーの実態把握・支援の実施	拡充	子ども未来課
学校や関係団体等への周知および研修を実施するとともに、記名式の実態把握調査の実施を検討します。また、こども家庭センター「わらここ」に「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラー本人の意見を尊重しながら、要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録し、ヤングケアラーを支援します。		
こども家庭センター「わらここ」における家庭児童相談【再掲】		子ども未来課
こども家庭センター「わらここ」の家庭児童相談室では、親子関係やこどもに関する悩みや不安、児童虐待、ヤングケアラーなどの相談を行います。また、気軽に子育てに関する相談ができるよう各児童館に出向いて「ふれあい相談」を実施します。		
子育て世帯訪問支援事業の実施【再掲】		子ども未来課
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
さわやか相談室における相談支援の実施【再掲】		学校教育課
学校生活の中での様々な不安や悩みを、気軽に相談できる「さわやか相談室」を市内各中学校で実施します。教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が専門性を活かして、問題の解決に向けた支援を行います。		

基本施策6 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

【現状・課題・方向性】

- 子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあることから、誰も自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者への自殺対策を強化する必要があります。
- 近年、子どもが巻き込まれる犯罪として、インターネットの利用に係る犯罪被害が大きな社会問題となっています。子どものインターネット利用に関しては、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫していることから、情報リテラシーの習得、フィルタリングの利用促進、保護者による適切な管理の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組むことが重要です。
- 犯罪被害等の防止については、子どもの生命を守り、安全を確保することがすべての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策、性被害防止への対策等を進める必要があります。
- 子ども・若者の非行防止については、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

(1) 子ども・若者の自殺対策

学校における子どもの自殺対策	学校教育課
蕨市いじめ未然防止ワーキンググループ作成による年3回の学校生活アンケートやライフスキルの手法を取り入れた授業を実施するとともに、スクールカウンセラーやさわやか相談員の配置により児童生徒への相談支援を実施します。	
こころの健康相談の実施・相談窓口の周知	保健センター
精神科医、保健師による様々な心の悩みや精神疾患などの相談を行います。また、国や県等が行う相談支援窓口(若年層や女性も利用しやすいSNSを活用した相談窓口)や本市の関連する相談支援窓口を掲載したチラシの配布、ポスターの掲示、ホームページの作成等により相談窓口の周知を図ります。	
自殺対策を支える人材育成	保健センター、福祉総務課
誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成講座や傾聴ボランティア等の必要な研修を行い、自殺対策を支える人材を育成します。	

(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	学校教育課
児童生徒が自ら作成したインターネットやSNSの利用に関するルールづくりや1人1台端末へのフィルタリング、健やかメディアの取組などを推進することで、子どもがルールを守って、安全にインターネットを利用できる環境を整えます。	
健やかメディアの推進【再掲】	学校教育課
未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指すため、「蕨市健やかメディア宣言」に基づき、健やかメディア推進大会の開催、健やかメディア指導員による啓発を積極的に進めます。また、4か月児健診時に啓発パンフレットを配布するなど、乳幼児の保護者に対する健やかメディアの啓発も積極的に進めます。	

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力防止対策

生命（いのち）の安全教育の推進	学校教育課
心身の機能の発達に関する理解や、理性により行動を制御する力、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心の醸成等を学校の教育活動全体で推進しています。また、自分や仲間のことをもっと知ることや話の聞き方、上手に断る方法等ライフスキルの手法を用いたプログラムを小・中学校の全学年で実施します。	
デートDV防止の推進	市民協働課、学校教育課、生涯学習スポーツ課、各公民館
交際相手からの暴力(デートDV)の防止を図るため、デートDV防止啓発ハンドブックを中学校1年生および成年式で配布するほか、保護者や地域の人に対する啓発や学習機会の提供を行います。	
アイリスホットラインの周知	市民協働課
埼玉県が実施する24時間対応の性暴力等犯罪被害者専用相談電話「アイリスホットライン」の周知に努め、こどもを含む性犯罪や性暴力被害者への支援を図ります。	
こどもの性暴力被害防止の推進	新規 人事課、子ども未来課、学校教育課
こどもの性暴力の被害防止に向け、教師や保育士など、こども関連業務に従事する者の性犯罪歴等を確認する仕組みである「日本版DBS」の施行にあたっては、適切に運用してまいります。	

(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

ア. 防犯、交通安全、防災対策

住民の自主防犯活動の実施	安全安心課
防犯パトロール活動を行っている自主防犯活動団体を広く周知し、まちぐるみで防犯活動に取り組む姿勢を示すことで、市民の防犯に対する意識を向上させ、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進します。	
防犯灯整備事業の実施	安全安心課
防犯灯のLED化により、夜間における犯罪の防止や通行の安全確保を図ります。	
街なか防犯カメラ設置および家庭用防犯カメラ設置補助事業の実施	安全安心課
市内200台の防犯カメラの設置に加え、個人宅等の防犯カメラ設置に係る費用の一部補助事業を実施し、犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。	
子ども110番の家の実施	生涯学習スポーツ課
市内小・中学校の通学路などを中心に、小・中学校、小・中学校PTA、町会・自治会、蕨市少年センター、青少年育成蕨市民会議などの協力の下に、一般家庭や店舗に承諾をいただいて、「子ども110番の家」を設置し、こどもの安全を確保します。	
通学路等の安全性の確保【再掲】	安全安心課、道路公園課、子ども未来課、学校教育課
市内小・中学校の通学路や保育園等の園外活動時の道路の安全点検などを実施し、乳幼児や児童生徒が交通事故に巻き込まれにくい環境づくりを目指します。	
学校付近や通学路等におけるパトロール活動の推進	学校教育課
市内小・中学校ごとに、登校時や下校時の立哨指導を実施し、また、地域と連携を図り、町会ごとに安全パトロール等を実施します。	
自転車用ヘルメットの着用促進	安全安心課
令和5年4月1日から自転車用ヘルメット着用が努力義務となったことから、着用促進に向けて普及啓発を行うとともに、自転車用ヘルメットの購入費補助事業を実施します。	

こどもや子育てする家庭に配慮した防災対策	安全安心課
災害時の避難所設営の際の授乳スペースの確保や、避難生活が長期化した際の妊産婦や乳幼児への配慮、応急保育実施のための育児用品の確保など、こどもや子育て世帯に配慮した防災対策を進めます。	

イ. 体系的な安全教育の推進

学校における防犯教育等の実施	学校教育課
各学校で、不審者に出会った場合の対処方法や、防犯ブザーの携帯の徹底などの防犯教育を実施します。また、学校ごとに不審者対応避難訓練を開催し、教職員の対応、行動について研修を行うとともに、蕨戸田学校警察連絡協議会が中心となり関係機関等との情報交換を定期的に実施しています。	
保育園での交通安全教室の実施	子ども未来課
保育園では、道路の安全な歩き方等について、警察職員による交通安全教室を実施します。	
小・中学校での交通安全教室の実施	学校教育課
小学校では、自転車の安全な乗り方等を学ぶため、4年生を対象に「子ども自転車運転免許講習」を実施します。中学校では、スクエアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を実施します。	
保育園・小・中学校での防災教育の推進	子ども未来課、学校教育課
保育園および小・中学校では、防災訓練等を通じて、安全確保のために必要な事項を実践的に理解する防災教育を推進します。中学校では、中学生地域防災支援事業として、WSS(ワラビ・サポーティング・スチューデント)を組織し、地域防災の一助となる中学生を育成します。	

(5) 非行防止と自立支援

補導活動の実施	生涯学習スポーツ課
補導員により、市内の駅周辺並びに繁華街を中心に、月6回程度の巡回補導を行います。また、機まつりとおかめ市での特別補導を実施するとともに、桜まつりと夏祭りの時期にも地区補導を実施します。	
非行防止教室の実施	学校教育課
埼玉県警察 非行防止指導班「あおぞら」による飲酒・喫煙などの不良行為や暴力・窃盗などの加害行為等の防止に関する非行防止・薬物乱用防止教室や、YouTube 埼玉県警公式チャンネルを活用したネットトラブル防止の啓発活動を実施します。	
少年センターの設置	生涯学習スポーツ課
青少年の健全な育成に関し、関係機関、団体と緊密な連絡を保ち効果的な活動を推進するため、蕨市少年センターを設置し、見回りや「愛の一声」活動、相談など、青少年の健全な育成を推進します。	
環境浄化活動の実施	生涯学習スポーツ課
少年センターの補導活動時において、市内の酒類・タバコ等の自動販売機の設置状況の調査やゲームセンター・カラオケボックス等の店舗調査を行うとともに、書店やビデオ販売・レンタル店などの店員に、成人向けの図書等の販売、貸出、陳列に関する青少年に対する配慮への協力を要請しています。また、青少年に有害な図書(悪書)の回収を目的とした「白い箱」を、JR蕨駅構内に設置し、環境浄化を図ります。	

基本施策7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

【現状・課題・方向性】

- すべての人が、こどもや若者が社会にとって大切な存在であることを認識することで、子育てを自分のこととして捉え、こどもや若者、子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進めるとともに、こども・子育てに特化した情報提供やバリアフリーの推進等により、こども・若者、子育てに温かいまちづくりを進めます。
- こどもや子育て中の方々を支援する市民活動団体等の活動を支援することで、こども・若者、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

(1) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等

マタニティキーホルダーの配付	保健センター
母子健康手帳の交付や各種助成券の交付とあわせてマタニティキーホルダーを配付します。	
わらびおめでとうギフト（仮称）事業の実施	新規 子ども未来課
こどもの誕生をお祝いする「わらびおめでとうギフト（仮称）」をお渡しするとともに、子育て情報等の提供により、子育て支援のきっかけづくりを行います。	
子育て支援情報等の提供	拡充 秘書広報課
子育て支援情報やこども・子育て支援の催しなどの情報を広報紙、ケーブルテレビ、市ホームページによって周知を図るほか、市公式 LINE の導入など SNS の充実を図ります。	
子育て情報誌の発行	子ども未来課
妊娠、出産、育児、相談、教育など子育てに関するあらゆる情報を掲載した子育て情報誌「わらび子育てほっと情報」を発行し、子育て情報を分かりやすく提供します。	
母子健康手帳アプリの導入	新規 保健センター
妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援を行うため、情報発信やアンケートの実施、面談予約機能を有する子育て支援アプリを導入します。	
公共施設における子育て情報の提供	福祉・児童センター、各児童館、各公民館、市民協働課
福祉・児童センターや児童館、公民館において、親子またはこどもが参加できる講座やイベント等の情報提供を行います。また、わらびネットワークステーションでは、こども・子育て関係の市民活動団体情報をはじめ、市内の子育て関連情報を提供します。	
公園のバリアフリー事業の推進【再掲】	道路公園課
車椅子のほか、妊産婦や幼児、子育て世帯等、すべての人が安心して公園を利用できるよう、公園整備の際には、公園施設の段差の改善・解消等を図り、バリアフリー化を推進していきます。	
公共施設のバリアフリー事業の推進【再掲】	各公共施設等
車椅子のほか、妊産婦や幼児、子育て世帯等、すべての人が安心して公共施設を利用できるよう、段差の改善・解消やバリアフリースイールの設置等を図り、バリアフリー化を推進していきます。	

赤ちゃんの駅の周知【再掲】	各公共施設等
乳幼児親子が利用することの多い公共施設に、ベビーベッドや授乳スペースなどを設置し、埼玉県が実施する赤ちゃんの駅の充実を図ります。また、子育て情報誌に市内の赤ちゃんの駅の一覧を掲載し、情報提供を図ります。	
パパ・ママ応援ショップ事業	子ども未来課
埼玉県が実施するパパ・ママ応援ショップ事業については、妊娠中および高校生までのこどものいる家庭を対象に、協賛する店舗からの様々なサービスを受けることで、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めます。	

(2) こども・子育て支援団体等の活動支援

子育て支援団体等の活動の場の提供	各公民館、福祉・児童センター、各児童館、市立図書館
公民館や児童センター、児童館、図書館等の市内公共施設では、市内で活動する子育て関係の市民活動団体や地域団体に活動の場を提供することで、子育て支援活動の活性化を図ります。	
こどもの居場所づくりの担い手の育成支援	市民協働課、子ども未来課
こどもの居場所づくりに関心がある人などに対し、居場所づくりに関する相談支援や情報提供等を行うことにより、こどもの居場所づくりの担い手の育成支援に努めます。	
こどもの居場所づくり実施団体への支援	子ども未来課
こどもの居場所づくり実施団体への支援として、「こども食堂」の周知やこども食堂等への寄附物品の提供やマッチング、「プレーパーク」活動等への支援などを行うことにより、連携して地域でこどもを見守る環境づくりを推進します。	

【ライフステージ別】

基本施策1 こどもの誕生前から幼児期までの支援

【現状・課題・方向性】

- 安心して妊娠や出産、産後の期間を過ごせるよう、妊娠前から幼児期まで切れ目のない相談支援や心身の負担の軽減を図るための産後ケアおよび家事・育児支援を実施していきます。
- 妊娠、出産、子育てに係る費用が家庭の大きな負担になっていることから、健康診査や出産費用等に対する経済的支援を実施します。併せて、不妊や不育症の検査を受ける方への支援を実施します。
- アンケート調査では、就労を継続する母親が増加しており、保育ニーズについては、今後も高い状態が続くことが考えられます。一方、令和8年度から「こども誰でも通園制度」が全国的に本格実施となり、保護者の就業の有無に関わらず、こどもの育ちを等しく、切れ目なく保障することとなっていることから、保護者のニーズに合わせた質の高い保育が提供できるよう取り組みを進めてまいります。併せて、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みを進めます。

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保**ア. 母子保健等の充実**

不妊・不育症検査費助成事業の実施等	保健センター
不妊や不育症の検査を受ける方への経済的支援を実施します。併せて、埼玉県が実施する先進医療不育症検査費助成、不妊症・不育症・プレコンセプションケア(妊娠・出産・避妊や不妊等)に関する相談窓口の周知を図ります。	
母子健康手帳の交付	保健センター
妊娠届出後に母子健康手帳や妊婦健康診査等助成券を交付します。また、マタニティキーホルダーや父子手帳の配布も行います。	
母子健康手帳アプリの導入【再掲】	新規 保健センター
妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援を行うため、情報発信やアンケートの実施、面談予約機能を有する子育て支援アプリを導入します。	
こども家庭センター「わらべび」における相談支援の実施	保健センター
こども家庭センター「わらべび」では、妊産婦の健康を保持し、適切な育児が行われるように、母子健康手帳交付(妊娠届出)時より妊娠中・出産・産後の不安等を把握し、必要な支援を実施します。	
妊婦のための支援事業	新規 保健センター
妊婦支援給付金の支給手続きと並行して、母子健康手帳交付(妊娠届出)時、妊娠8か月頃、乳児家庭全戸訪問時等の機会に、妊娠中・出産・産後の不安等を把握し、必要な支援を実施します。	
妊婦健康診査等の一部費用助成	保健センター
妊産婦の健康保持のために、妊婦健康診査および産婦健康診査の一部費用助成を実施します。難聴の早期発見のための新生児聴覚スクリーニング検査の一部費用助成を実施します。	

低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業	保健センター
妊娠の可能性のある低所得妊婦の方に、指定医療機関で受ける妊娠確定のための初回産科受診料を助成し、その後の相談支援も併せて実施します。	
妊娠期・乳幼児期に係る講座の実施	保健センター
妊娠・出産・育児のライフステージに合わせた、講座・教室等を実施します。	
助産施設入所事業の実施	子ども未来課
経済的な理由等で病産院または助産所に入院できない妊産婦の方を入所させて、助産を受けさせることを目的とし実施します。	
里帰り出産への支援	保健センター
里帰り出産により一定期間蔵市外で生活する母子が、里帰り先で安心して過ごせるよう、里帰り先自治体との連携を図り、必要な支援を行います。	
乳児家庭全戸訪問事業（新生児・産婦訪問指導）の実施	保健センター
保健師等が出生児の家庭を訪問し、育児相談、身体測定および産後の相談、子育て支援に関する情報提供を行います。母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行うことで、支援が必要な家庭に適切な支援を行います。	
産後ケア事業の実施	保健センター
産後 1 年未満の産婦の方（流産、死産含む）を対象に、産後ケアを実施します。短期入所型、通所型、居宅訪問型の利用により、助産師等による心身のケアや育児に関する相談などが受けられます。	
養育支援訪問事業の実施【再掲】	保健センター
妊産婦および発育発達面で支援が必要なこどもや、子育て支援が必要な親子を対象に保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。	
子育て世帯訪問支援事業の実施【再掲】	子ども未来課
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	
電話健康相談の実施	保健センター
保健師と栄養士の健康に関する電話相談を実施します。	
こども家庭センター「わらここ」における家庭児童相談【再掲】	子ども未来課
こども家庭センター「わらここ」の家庭児童相談室では、親子関係やこどもに関する悩みや不安、児童虐待、ヤングケアラーなどの相談を行います。また、気軽に子育てに関する相談ができるよう各児童館に出向いて「ふれあい相談」を実施します。	

イ. 乳幼児期のこどもの健康の増進

乳幼児健康診査事業の実施	拡充	保健センター
1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の健康診査を実施します。健康診査では、身体面、発育面、発達面等の疾病の早期発見や保健指導を行うとともに、養育環境の確認や、養育者への育児に関する助言を行い、必要な方は支援につなげていきます。		
予防接種事業の実施		保健センター
疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種法に定められた定期の予防接種を実施します。		
フッ化物塗布事業の実施		保健センター
乳幼児健康診査等における、フッ化物歯面塗布を実施します。		
歯ッピーわらびの開催		保健センター
口腔衛生の向上を目的に、妊婦や乳幼児から高齢者までを対象に、蕨市歯科医師会が中心となり、歯科保健の普及・啓発を図り、歯の健康づくりを推進します。		
妊娠期・乳幼児期に係る講座の実施【再掲】		保健センター
妊娠・出産・育児のライフステージに合わせた、講座・教室等を実施します。		

ウ. 医療提供体制の充実

小児救急医療支援の実施		保健センター
蕨市・戸田市の2医療機関で実施します。		
休日・平日夜間急患診療所の実施		保健センター
小児科一次救急体制の充実を図るため、蕨市・戸田市の休日・平日夜間急患診療所で実施します。また、蕨市歯科医師会・戸田市と連携し、医療体制の充実を図っていきます。		

(2) こどもの誕生から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

ア. 幼児教育・保育等の提供

保育園・地域型保育事業の実施		子ども未来課
保護者の就労や傷病等により、家庭において保育することができない未就学児童について、保育園および小規模保育園等での保育を実施します。		
延長保育事業の実施		子ども未来課
保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに対応するため、各保育園において延長保育事業を実施します。		
一時預かり事業の実施		子ども未来課
保護者の就労や傷病、出産、冠婚葬祭、または、育児疲れ等からのリフレッシュなどを図るため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、市内4か所の公立保育園で保育する「一時的保育事業」および地域子育て支援センターでの「一時預かり事業」を実施します。		

ファミリー・サポート・センター事業の実施	子ども未来課
「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になり、育児の援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	
緊急サポート事業の実施	子ども未来課
「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になり、風邪や発熱などの病気のこどもの預かりや宿泊を伴う預かり、その他緊急時の預かりなどの援助を行う緊急サポート事業を実施します。	
病児・病後児保育事業の実施	子ども未来課
保護者の勤務の都合等により家庭で保育できない病気または病気の回復期の児童を、施設で看護師、保育士が一時的に預かる病児・病後児保育事業を病児保育室「にじのへや」で実施します。	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 新規	子ども未来課
保護者の孤立を防ぎ、こどもの育ちを支援するため、保育園等に通園していない生後6か月から2歳までの乳幼児を対象に、月一定時間までの保育を令和8年度より実施します。	
利用者支援事業（保育・子育てコンシェルジュ）による相談支援	子ども未来課
利用者支援事業として、子ども未来課に保育・子育てコンシェルジュを配置し、保育園等の入園に関する相談や子育て支援事業の提供について、子ども未来課窓口できめ細やかに対応し、待機児童ゼロを継続していきます。併せて、地域子育て支援センターや児童館等に出向いて、相談に応じます。	

イ. 幼児教育・保育の質の向上

保育園等への巡回指導支援の実施	子ども未来課
子ども未来課に配置している巡回支援指導員が各保育園等を巡回し、こどもに対する適切な保育の実施や保育環境の整備等について指導・助言を行うことで、保育の質の向上を図ります。	
保育士等への研修の実施	子ども未来課
保育士等が参加しやすいよう市主催の各種研修を実施することで、人材の育成と保育の質の向上を図ります。	
保育士確保への支援 拡充	子ども未来課
保育士の確保が課題になっていることから、「保育士等宿舍借り上げ支援事業」を実施するほか、ハローワーク等との共催による「保育士面接会」等の実施や、保育士の負担軽減を図る取り組みなどにより、保育士が充足し、保育の質の向上につながるよう取り組んでいきます。	
幼児教育・保育と小学校の円滑な接続の推進 拡充	子ども未来課、学校教育課
幼稚園・保育園・小学校の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、保育所保育指針等や小学校学習指導要領に基づく幼児教育・保育と小学校の円滑な接続により、小1プロブレムと呼ばれる状況が改善されるよう、保育園等と小学校の連携を推進していきます。	
公立保育園等の環境改善の推進	子ども未来課
公立保育園等の施設について、空調設備や遊具、トイレ、防犯対策設備等の改修を行うことで、長寿命化を図るとともに、保育環境の改善を図ります。	

基本施策2 学童期・思春期のこどもへの支援

【現状・課題・方向性】

- 確かな学力と豊かな人間性をもち、たくましく生きる児童生徒の育成を目指し、自ら学び、考える「生きる力」の育成、魅力ある教育活動の展開、学習環境の向上や地域に根差した教育の展開を図ることなどが求められていることから、時代に即した教育内容や教育環境の更なる充実を図ります。
- こどもの豊かな心と健やかな体の育成を図るため、道徳教育の推進、こどもの体力向上、学校保健の推進、学校給食の充実および食育の推進などの取り組みを進めてまいります。
- すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童指導室や放課後子ども教室等の整備を進めていくことが求められています。
- 市民活動団体のこどもの居場所づくりの活動への支援も含め、こどもたちが安心して楽しく過ごせる、多様なこどもの居場所づくりを進めます。
- 近年増加している不登校の児童生徒への対応が喫緊の課題となっていることから、適切な相談や支援を行い、教育の機会の確保に努めていきます。また、いじめ防止の対策については、豊かな心の育成に向けた教育やいじめ撲滅に向けた児童生徒の主体的な取り組みのほか、こどもの心情に寄り添った、適切で丁寧な相談支援対応を行います。

(1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

ア. 教育環境の整備・充実

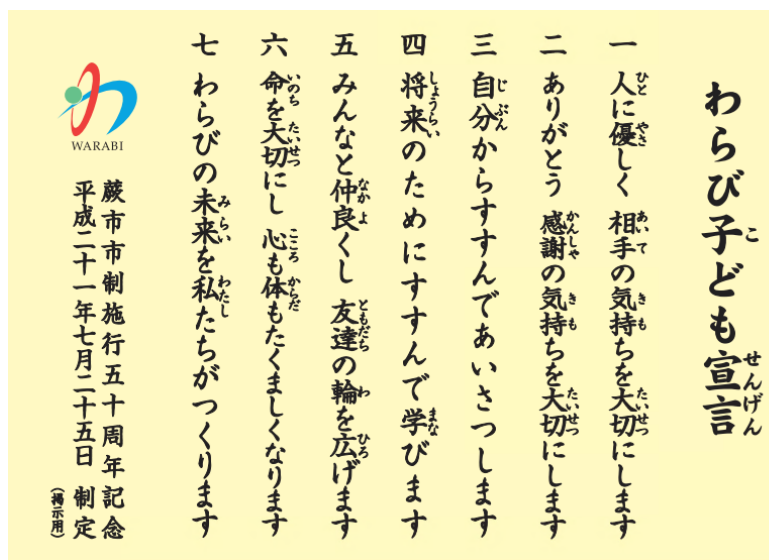
GIGA スクール構想の推進	教育総務課、学校教育課
GIGA スクール構想により配備した1人1台端末を活用し、動画や音声など様々な教材による個別最適な学習の実施や、共同編集機能を用いた協働的な学びを推進します。また、端末の維持・更新、ICT 活用環境の充実を図ります。	
魅力的な教育活動の展開	学校教育課
デジタルドリル等の ICT を活用した個別最適な学習を推進するとともに、はつらつスクール事業やスクール支援員の配置、教育センターでの日本語特別支援教育による学校生活や学習の支援を図ります。	
学校トイレ改修事業の推進	教育総務課
児童生徒が健やかに学習・生活できるよう、トイレの改修を進めることで、学校環境の改善を図ります。	

イ. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

コミュニティ・スクール等の推進	学校教育課
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)および学校応援団の取り組みなどの充実と活用により、学校・家庭・地域が連携し、地域に根差した学校づくりを推進します。	
部活動外部指導者の配置	学校教育課
地域と連携して、中学校の部活動へ外部指導者を配置することにより、生徒のスポーツ・芸術文化活動および部活動の充実を図ります。	

ウ. 豊かな心の育成

豊かな心の育成	学校教育課
豊かな心の育成を図るため、小・中学校における特別の教科道德の授業等の指導方法の工夫・改善を図るとともに、福祉教育、ボランティア体験などを推進します。	
わらび子ども宣言の周知	生涯学習スポーツ課
蕨における近代教育の礎を築いた先人の教え等を基盤とし、未来ある蕨市のこども像の実現に向けた、青少年健全育成の指針として制定した「わらび子ども宣言」について、周知を図ります。	



エ. 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組の推進

健やかな体の育成	学校教育課
市内 10 校の体力向上推進委員会を中心に、新体力テストの結果を考察し、それを基に学校ごとに課題を設定します。また、学校ごとに体力向上奨励種目等を設定したり、児童生徒ひとり一人の課題に応じた取り組みにより、全市的に児童生徒の総合的な体力向上に努めます。	
少年スポーツ教室・各種スポーツ大会の開催	生涯学習スポーツ課
少年を対象にしたスポーツの体験教室を実施するとともに、市民水泳大会、市民ロードレース大会などの各種大会を通して、体力の増進、競技力の向上、健全な児童の育成を図ります。	

オ. 学校保健の推進

こころとからだの健康増進事業の実施	学校教育課
定期健康診断、各種健診(心臓・脊柱側弯・小児生活習慣病予防・結核)を通して健康教育の推進を図るとともに、児童生徒の生活実態調査を実施し、その結果により、健康的に生きていく力を育みます。	

カ. 学校給食の充実、食育の推進

学校給食の充実	学校給食センター
安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、地場産の野菜を使った給食や地元生産者とのふれあい交流を通じて、郷土への愛着や食に関する関心を促進する等、食育の取組を推進します。	

(2) 居場所づくり

ア. こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

放課後子ども教室の実施	生涯学習スポーツ課
こどもたちが安心して安全な環境で、勉強やスポーツ、文化活動等を行う居場所として、地域の方たちの参画により、月曜日の放課後に小学校の余裕教室などを活用した「放課後子ども教室」を実施します。	
わらび学校土曜塾の実施	生涯学習スポーツ課
地域の方や元教員、大学生等の協力により、土曜日に市内小学校および公民館を会場に開催します。児童の自主的な学習をサポートし、学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ります。	
中高生受け入れ事業の実施	福祉・児童センター
中高生の居場所づくりの一環として、福祉・児童センターの部屋の一部を中高生にも開放し、自習や読書等に利用できるよう、夏休み期間に実施します。	
公民館のフリースペースの活用	各公民館
下蔵公民館の「すまいるぱーく」など、各館で公民館のフリースペースや空いている部屋を活用し、児童生徒が勉強や遊びなど、自由に気軽に利用できるように開放します。	
生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業【再掲】	生活支援課、子ども未来課
「貧困の連鎖」の防止およびこどもの居場所づくりの一環として、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の中学生および高校生を対象に学習支援事業を実施します。	
こどもの居場所づくり実施団体への支援【再掲】	子ども未来課
こどもの居場所づくり実施団体への支援として、「こども食堂」の周知やこども食堂等への寄附物品の提供やマッチング、「プレーパーク」活動等への支援などを行うことにより、連携して地域でこどもを見守る環境づくりを推進します。	

イ. 放課後児童対策に係る取組の強化

留守家庭児童指導室の実施・整備	子ども未来課
留守家庭児童指導室において、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生の遊びおよび生活の場を提供し、こどもの健全な育成を図るとともに、保護者のニーズに対応するよう整備に努めます。	
留守家庭児童指導室の質の向上	子ども未来課
こどもの放課後の遊びと生活の場である留守家庭児童指導室でこどもたちが安心して過ごせるよう、指導員に対する研修や巡回支援指導員等による指導・助言により、質の向上を図ります。	

(3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

主権者教育の推進	学校教育課
社会科を中心として、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等について指導し、主体的に社会参画できるような主権者教育を推進します。	
消費者教育の推進	学校教育課
家庭科や社会科において、発達段階に応じて、多様な契約や消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み等について指導し、消費者教育を推進します。	

キャリア教育の推進	学校教育課
将来社会の一員として主体的に生きていくために必要な力の育成を目指し、中学生ワーキングウィークやホップステップわらびっ子等の事業を推進します。	

(4) いじめ防止対策の強化

学校におけるいじめ防止対策	学校教育課
蕨市いじめ未然防止ワーキンググループ作成による年 3 回の学校生活アンケートやライフスキルの手法を取り入れた授業を実施します。また、蕨市いじめのない明るい学校づくり会議において、小・中学校でのいじめ防止対策やインターネットルール啓発の取組発表、グループ協議を行います。	
豊かな心の育成【再掲】	学校教育課
豊かな心の育成を図るため、小・中学校における特別の教科道徳の授業等の指導方法の工夫・改善を図るとともに、福祉教育、ボランティア体験などを推進します。	

(5) 不登校の子どもへの支援

不登校児童生徒対策の推進	学校教育課
「蕨COCOLOプラン」により、関係機関と連携しながら不登校児童生徒への学びの保障や支援を行います。	
教育支援センター（日々草学級）・校内教育支援センターにおける支援の実施	学校教育課
学校へ行きたい意思がありながら、なかなか学校に適應できないため登校できないなどの悩みを抱えている児童生徒が通う「教育支援センター」を教育センターで実施します。また、各小・中学校内において、校内教育支援センターの設置を進めます。	
教育センターにおける相談等の実施	学校教育課
学業、生活や不登校についての相談を受けるとともに、教育センターを中心に、各中学校のさわやか相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒に対して、社会的自立をするための力を養います。	
さわやか相談室における相談支援の実施【再掲】	学校教育課
学校生活の中での様々な不安や悩みを、気軽に相談できる「さわやか相談室」を市内各中学校で実施します。教育センターを中心に、さわやか相談室と連携を図り、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が専門性を活かして、問題の解決に向けた支援を行います。	

(6) 校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止

校則の見直し【再掲】	学校教育課
学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、生徒、教職員が共に考え、見直しを図ることで、より良い学校づくりを目指します。	
体罰や不適切な指導の防止	学校教育課
倫理確立委員会での研修を定期的実施し、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。	

基本施策3 青年期のこども・若者への支援

【現状・課題・方向性】

- 経済的な理由で修学が困難な状況にならないよう奨学金制度等の利用促進を図ります。
- 青年期のこども・若者の居場所や活動の場の提供、地域活動等を行うこども・若者への支援を行うことで、まちへの愛着を促進するとともに、その力をまちづくりに活かします。
- 結婚を希望する若者への出会いの機会の創出支援を推進します。

(1) 高等教育の修学支援

入園・入学資金、奨学金貸付事業の実施【再掲】	教育総務課
こどもたちが等しく教育を受ける機会を得られるよう、私立幼稚園の入園、高等学校および大学等の入学に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、蕨市入園・入学資金貸付制度を実施します。また、有能な人材を育成することを目的に、経済的な理由により、高等学校や大学などへの進学および修学が困難な人に対し、蕨市奨学金制度を実施します。	
生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもの大学受験料等の助成【再掲】	生活支援課、子ども未来課
低所得世帯のこどもの進学機会の確保を支援するため、生活困窮世帯およびひとり親家庭のこどもの学習支援事業に登録している中学3年生および高校3年生(20歳未満)を対象に、大学受験料および進学に向けて受験した模擬試験の受験料を支給します。	

(2) 青年期のこども・若者の居場所や活動の場の提供および支援

勤労青少年ホームの利用促進	勤労青少年ホーム
青年期のこども・若者の活動場所である中央コミュニティ・センター内の勤労青少年ホームについて周知し、利用促進を図ります。	
中高生受け入れ事業の実施【再掲】	福祉・児童センター
中高生の居場所づくりの一環として、福祉・児童センターの部屋の一部を中高生にも開放し、自習や読書等に利用できるよう、夏休み期間に実施します。	
市内高校との連携【再掲】	市立図書館
中高生の読書活動を推進するために、蕨高校と武南高校の図書部・図書委員によるおすすめの本を、図書館内にPOPとともに、展示しています。	
安全・安心な公園整備事業の推進【再掲】	道路公園課
市内の公園の適切な管理等を行うことで、安心・快適に利用できる公園整備を進めます。公園を新規または再整備する際には、ボール遊びや自然とのふれあいなど、ニーズに対応した特色ある公園整備を推進します。公園のトイレについては、すべての市民が安心して快適に利用できる、安全で清潔なやさしいトイレの設置を進めるとともに、既存の公園についても、洋式化などの改善を図ります。	

生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業【再掲】	生活支援課、子ども未来課
「貧困の連鎖」の防止およびこどもの居場所づくりの一環として、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の中学生および高校生を対象に学習支援事業を実施します。	
こどもの居場所づくり実施団体への支援【再掲】	子ども未来課
こどもの居場所づくり実施団体への支援として、「こども食堂」の周知やこども食堂等への寄附物品の提供やマッチング、「プレーパーク」活動への支援などを行うことにより、連携して地域でこどもを見守る環境づくりを推進します。	
国際交流の促進【再掲】	秘書広報課
国際青少年キャンプを開催するとともに、若者が中心となって組織する国際交流ボランティア活動の主体的な取り組みを支援します。	
蕨はつらつスクール事業の実施【再掲】	学校教育課
大学生等に小・中学校における児童生徒の学習・生活の支援等を行っていただく「蕨はつらつスクール事業」を実施することで、学校教育の充実を図るとともに、大学生等に対し、教育現場の体験と児童生徒との交流を通して、将来に活かせる社会的視野の拡大を図ります。	
青少年の活動機会の充実【再掲】	生涯学習スポーツ課
サマーパークフェスティバル・青少年まつり、20歳のつどい(成年式)などの企画運営に対する若者の参画を促進し、青少年の活動機会の場を設けます。	

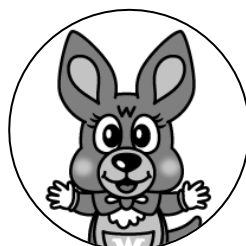
(3) 若者への結婚支援

SAITAMA 出会いサポートセンター	政策課
若者の結婚に向けた出会いの機会の創出支援のため、埼玉県が運営する「SAITAMA 出会いサポートセンター」について、市内在住の方は利用登録料が割引となるよう取り組んでまいります。	

若者の意見受け止めました!

こども・若者の意見

- ・若者にとっても、ボール遊びのできる公園がほしい。
- ・親がこどもにお金をかけられない場合等は特に学習が遅れ、学習の格差が広がっている。



若者も公園でボールなどを使って体を動かしたいニーズがあることが分かりました。親の経済格差が学習格差につながっていることを若者も憂いているのですね。

市の考え方

公園を新規、再整備する際には、若者の皆さんにとっても利用しやすい公園となるよう整備していきたいと思います。
低所得の家庭等のこども・若者が利用できる学習支援教室の利用促進に取り組んでいきます。

基本目標2 安心して子育てができるまち

基本施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状・課題・方向性】

○教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由のひとつとなっているとの声があることから、幼児教育・保育の無償化など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施していきます。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化【再掲】	子ども未来課、学校教育課、福祉総務課
急速な少子化進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するために、子育て世代の教育・保育にかかる経済的負担を軽減します。	
就学援助制度の実施【再掲】	学校教育課
経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費など就学費用の一部を助成します。	
入園・入学資金、奨学金貸付事業の実施【再掲】	教育総務課
こどもたちが等しく教育を受ける機会を得られるよう、私立幼稚園の入園、高等学校および大学等の入学に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、蕨市入園・入学資金貸付制度を実施します。また、有能な人材を育成することを目的に、経済的な理由により、高等学校や大学などへの進学および修学が困難な人に対し、蕨市奨学金制度を実施します。	
学校給食の無償化	学校給食センター
保護者の経済的負担を軽減するため、給食費の完全無償化を国とともに推進し、また、市独自に2人目以降給食費無償化の取組を進めます。	
児童手当の支給	子ども未来課
18歳年度末までのこどもを養育する方に児童手当を支給することで、子育てに係る経済的支援を実施します。	
こども医療費支給事業の実施	子ども未来課
こどもの健康増進や子育ての環境を整えるために、高校修了前のこどもにかかる医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	
出産育児一時金の支給	医療保険課
蕨市国民健康保険被保険者が出産した時は、その世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給します。また、一時金の直接支払制度に対応していない医療機関で出産する場合に、出産資金が借りられる出産費資金貸付制度も併せて実施します。	

基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

【現状・課題・方向性】

○地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

利用者支援事業（保育・子育てコンシェルジュ）による相談支援【再掲】	子ども未来課
子ども未来課に保育・子育てコンシェルジュを配置し、保育園等の入園に関する相談や子育て支援事業の提供について、子ども未来課窓口できめ細やかに対応し、待機児童ゼロを継続していきます。併せて、地域子育て支援センターや児童館等に出向いて、相談に応じます。	
地域子育て支援センター事業の実施	子ども未来課
乳幼児親子の交流や子育て相談、子育てに関する講座等を乳幼児親子が気軽に集える地域子育て支援センターで実施します。	
児童館の利用促進および子育て講座・イベント等の開催	福祉・児童センター、各児童館
こどもと保護者が自由に交流できる場を提供するとともに、年齢別のつどいや子育てに関する各種講座や「子育て支援フェスタ」などのイベントの開催により子育て支援を推進します。また、利用しやすい施設となるよう環境改善を図ります。	
公民館における子育て広場等の開催	各公民館
子育て広場など、保護者が気軽に集え、情報交換できる場の充実を図るとともに、保護者同士が相互成長する機会の充実に努めます。	
妊婦のための支援事業【再掲】	新規 保健センター
妊婦支援給付金の支給手続きと並行して、母子健康手帳交付（妊娠届出）時、妊娠8か月頃、乳児家庭全戸訪問時等の機会に、妊娠中・出産・産後の不安等を把握し、必要な支援を実施します。	
妊婦支援給付金の支給	保健センター
妊娠届出により妊婦と妊娠しているこどもの人数に応じて給付（新規）支給します。	
こども家庭センターにおける相談支援の実施【再掲】	子ども未来課、保健センター
こども家庭センターの母子保健機能を有する「わらべび」および児童福祉機能を有する「わらここ」では妊娠期から子育て期までの包括的な相談支援を実施します。合同ケース会議、児童相談システムによる情報共有、サポートプランの策定を行い、虐待予防に努めます。	
地域子育て相談機関の設置	新規 子ども未来課
妊産婦やこども・子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援につながることでできる身近な相談機関として、地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安として設置します。	
体罰によらない子育てのための広報啓発	子ども未来課
体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めるため、広報その他啓発活動を行います。	

(2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進

一時預かり事業の実施【再掲】	子ども未来課
保護者の就労や傷病、出産、冠婚葬祭、または、育児疲れ等からのリフレッシュなどを図るため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、市内4か所の公立保育園で保育する「一時的保育事業」および地域子育て支援センターでの「一時預かり事業」を実施します。	
ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】	子ども未来課
「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になり、育児の援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	
緊急サポート事業の実施【再掲】	子ども未来課
「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になり、風邪や発熱などの病気のこどもの預かりや宿泊を伴う預かり、その他緊急時の預かりなどの援助を行う緊急サポート事業を実施します。	

(3) 家庭教育支援

公民館の子育て講座等の開催	各公民館
子育てや家庭教育に関する学習機会を提供します。また、子育てサロン等を実施し、悩みや不安を共有できるような親同士の交流の場を提供します。	
親子関係形成支援事業の実施【再掲】	子ども未来課
こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じてこどもへの関わり方を学ぶペアレント・トレーニングを実施します。	

基本施策3 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【現状・課題・方向性】

- 「子ども・子育て支援事業等に関するアンケート調査」の結果では、子育てを父母ともに行う家庭の増加や父親の就業時間の減少等、共働き・子育てが進んできています。父母が相互に協力しながら子育てする共働き・子育てを支援します。
- 長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画を促進し、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

(1) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男女共同参画啓発紙の発行	市民協働課
ワーク・ライフ・バランスの推進や男女がともに子育てに取り組む意識の醸成のためには、男女共同参画についての認識を深めることが重要であることから、男女共同参画啓発紙「パートナー」を発行し、啓発に努めます。	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	市民協働課
家庭生活と職業生活を両立しながら男女がともに子育て等に取り組めるよう、啓発を行っていきます。	
多様な就業等促進への支援	商工観光課
保護者の仕事に関する多様なニーズに応えるため、パートタイムや派遣労働などについては、労働セミナーの実施や相談先の紹介等を行うとともに、国や県の支援事業もPRしながら支援を行います。	
ポジティブアクションの普及	商工観光課
男女がともに対等な職業生活が送れるよう、ひとり一人が職場責任を自覚するとともに、募集、採用、配置、昇進などにおける事実上の格差をなくすなど、ポジティブアクション制度の普及・啓発に努めます。	
父子手帳の配布	保健センター
男性が育児に主体的に関わるきっかけづくりとして、母子健康手帳交付時に希望者に「父子手帳」を配布しています。	
父親が参加できる事業の推進	子ども未来課、保健センター、福祉・児童センター、各公民館
妊娠中に参加できるパパ・ママ講座や父と子で参加できる料理教室や運動などの各種講座、教室、イベント等を市内各公共施設において実施します。また、地域子育て支援センターでは、土曜日に父親が参加しやすい講座等を開催することにより、休日の育児参加を推進します。	
一日保育士体験事業	子ども未来課
市内公立保育園等において、保護者が参加できる「一日保育士体験事業」を実施し、父親の育児への参画意識の向上を図ります。	

基本施策4 ひとり親家庭への支援

【現状・課題・方向性】

○仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことが現状です。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各種経済的支援のほか、就労支援等が適切に行われるよう取り組んでいきます。また、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等に対する経済的支援の実施【再掲】	子ども未来課
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給事業、ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成、ひとり親世帯民間賃貸住宅入居保証料制度、交通事故および不慮の災害による遺児扶養年金、母子厚生年金等の支給等により、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	
ひとり親家庭等に対する自立支援事業の実施【再掲】	子ども未来課
経済的に安定した就業に必要な資格取得のため、教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金を支給することで、ひとり親家庭の自立支援を行います。	
養育費確保支援事業の実施【再掲】	子ども未来課
ひとり親家庭のこどもの健やかな成長と安定した生活に必要な養育費を確保するため、養育費確保支援事業(公正証書等作成促進補助金、養育費保証契約促進補助金)を実施します。	
こども食堂・フードパントリー実施団体への支援【再掲】	子ども未来課
「こども食堂」およびひとり親家庭等への食糧支援を行う「フードパントリー」を実施している市民活動団体に対し、必要な支援をしていきます。	
母子生活支援施設への入所【再掲】	子ども未来課
配偶者のいない女性またはこれに準ずる事情にある女性とそのこどもを入所させて保護するとともに、これらの女性の自立を促進するために、その生活を支援します。	
生活困窮世帯・ひとり親家庭等のこどもの学習支援事業【再掲】	生活支援課、子ども未来課
「貧困の連鎖」の防止およびこどもの居場所づくりの一環として、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の中学生および高校生を対象に学習支援事業を実施します。	
生活困窮世帯・ひとり親家庭等のこどもの大学受験料等の助成【再掲】	生活支援課、子ども未来課
低所得世帯のこどもの進学機会の確保を支援するため、生活困窮世帯およびひとり親家庭のこどもの学習支援事業に登録している中学3年生および高校3年生(20歳未満)を対象に、大学受験料および進学に向けて受験した模擬試験の受験料を支給します。	

第5章 子ども・子育て支援法に係る「第2期 蕨市子ども・子育て支援事業計画」の 評価及び「第3期蕨市子ども・子育て 支援事業計画」量の見込みと提供体 制、確保の方策

(余白頁)

第5章 子ども・子育て支援法に係る「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」の評価及び「第3期蕨市子ども・子育て支援事業計画」量の見込みと提供体制、確保の方策

子ども・子育て支援法第61条により、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めることとなっています。

本章では、令和2年3月に策定した、「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みに対する実績について評価を行うとともに、「第3期蕨市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期(確保方策)等を定めます。

1. 「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」の評価

(1) 教育・保育施設

① 幼稚園・認定こども園（1号および2号認定 3歳児～5歳児）

市内の幼稚園については、令和6年度現在、私立幼稚園3園がありますが、市域の狭い本市では、およそ5割の児童が市外の幼稚園に通っています。実績値(利用者数)については、1号認定こどもの利用は年々減少傾向にあります。2号認定(教育希望)こどもの利用についてはおおむね横ばいとなっており、保育の必要性がありながら教育希望をする利用者の割合は増加傾向となっております。

(単位：人)

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①第2期計画 見込み量	1号認定	703	693	654	495	494
	2号認定 (教育希望)	192	189	179	210	210
	合計	895	882	833	705	704
②実績値 (利用者数)	1号認定	627	587	516	413	347
	2号認定 (教育希望)	252	240	219	232	251
	合計	879	827	735	645	598
②-①		-16	-55	-98	-60	-106

②保育園など

保育園については、第2期計画期間内において、認可保育園2園および小規模保育園2園を開園し、令和6年度現在の施設数は、認可保育園 15 園(公立5園、私立10園)、小規模保育園 13 園の計 28 園となっています。また、令和4年度より、保育の必要性がある満 3 歳未満のこどもを対象に、市内の一部の幼稚園で定期的な預かり(一時預かり事業幼稚園型Ⅱ)を行っています。利用定員は認可保育園 1,334 人、小規模保育園 227 人、幼稚園型Ⅱ36 人の計 1,597 人となっており、令和元年度に比べ 224 人の定員増となっております。

ア 保育園、認定こども園(保育部分)(2号認定 3歳児～5歳児)

3歳児～5歳児の実績値(利用申込者数)については、令和4年度までは減少傾向でしたが、そこから増加傾向に転じております。また、確保量については実績値(利用申込者数)を上回っております。なお、3歳児だけでみますと、実績値(利用申込者数)が確保量を上回っている年度がほとんどであり、小規模保育園から認可保育園に転園できない3歳児を小規模保育園において特例で保育しています。

(単位：人)

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
第2期計画 見込み量	保育園	771	777	751	735	750
①確保量	保育園	797	797	842	842	842
②実績値 (利用申込者数)	保育園	749	729	704	749	761
②－①		-48	-68	-138	-93	-81

(単位：人)

うち3歳児		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①確保量	保育園	232	232	247	247	247
②実績値 (利用申込者数)	保育園	264	251	223	280	266
②－①		32	19	-24	33	19

イ 保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（3号認定 0歳児～2歳児）

0歳児～2歳児については、0歳児の利用申込者数についてはおおむね横ばいとなっており、1・2歳児の利用申込者数については、令和4年度をピークに減少傾向となっております。また、確保量については実績値(利用申込者数)を上回っております。

(単位：人)

		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
		0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
第2期計画 見込み量		96	637	95	656	94	660	93	646	92	617
	合計	733		751		754		739		709	
①確保量		128	579	128	579	140	627	137	618	137	618
	合計	707		707		767		755		755	
②実績値		100	571	112	592	81	628	100	592	101	565
	合計	671		704		709		692		666	
②－①		-36		-3		-58		-63		-89	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

利用者支援事業については、子ども未来課において基本型の「保育・子育てコンシェルジュ」および特定型を配置し、教育・保育施設の利用に関する相談や子育て支援事業等の情報提供を実施し、保健センターにおいて母子保健型の「子育て世代包括支援センター事業」を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談事業を行ってきました。令和5年度には、「子育て世代包括支援センター事業(母子保健)」と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、「こども家庭センター」を開設しました。

(単位：か所)

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①第2期計画見込み量	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3
②実績値 (実施事業数)	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

※R6年度の母子保健型はこども家庭センター型に変更

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点については、地域子育て支援センターを令和2年度に1か所、令和5年度に1か所新たに開設(民間委託)し、令和6年時点で5か所設置しています。新たな開設等の理由により利用者数は大幅に増加しております。

(単位：人回)

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①第2期計画見込み量		2,848	2,851	2,946	6,615	6,602
②実績値 (利用者数)	こっこぴよ	143	241	377	236	—
	プチプチ	118				
	バンビー	1,395	1,683	1,926	2,630	—
	きらきらきつず	117	117	194	146	—
	ほっこり～の塚越	218	1,483	1,945	2,120	—
	ほっこり～の中央				327	—
	合計	1,991	3,524	4,442	5,459	—
②－①		-857	673	1,496	-1,156	—

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しました。実績値は、年々見込み量を上回ってきています。

(単位：人)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①第2期計画 見込み量	651	644	640	634	634
②実績値	646	880	871	876	—
②－①	-5	236	231	242	—

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行いました。実績値は、年々見込み量を下回っておりますが、乳児数の減少によるものと考えられます。

(単位：人)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①第2期計画 見込み量	570	567	560	556	550
②実績値	487	455	473	500	—
②－①	-83	-112	-87	-56	—

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、実績値が見込み量を上回っています。

(単位：人)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①第2期計画 見込み量	131	130	129	128	127
②実績値	115	212	176	189	—
②－①	-16	82	47	61	—

⑥ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

本市では、蕨市社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。提供会員数および両方会員数については、おおよそ横ばいとなっておりますが、依頼会員数が減少傾向となっており、事業の更なる周知が課題となっています。

（単位：人、人日）

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①第2期計画見込み量		2,255	2,265	2,260	2,259	2,250
②実績値	依頼会員数	478	440	433	415	—
	提供会員数	100	107	103	115	—
	両方会員数	89	88	89	75	—
	活動実績	1,272	1,427	1,682	1,286	—
②活動実績－①		-983	-838	-578	-973	—

⑦ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、公立保育園4園において一時的保育事業を行いました。実績値は見込み量を下回りました。

（単位：人日）

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①第2期計画見込み量		2,154	2,138	2,111	2,051	2,041
②実績値		1,944	1,671	1,961	1,755	—
②－①		-210	-467	-150	-296	—

⑧ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

本市では、子育て援助活動事業（病児・緊急対応型強化事業）として、特定非営利活動法人病児保育を作る会に委託し、緊急サポート事業を実施し、また、小規模保育園併設の病児保育室「にじのへや」で病児・病後児保育事業を委託にて実施しています。病児・病後児保育事業についてはコロナ禍ということもあり、令和4年度までは利用実績数が少なくなっておりました。しかし、令和5年3月にICTシステムの導入および新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、令和5年度は実績数が大幅に増えております。

（単位：人日）

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①第2期 計画見込 み量	病児・病後児保育事業	374	403	432	460	490
	子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	30	31	32	33	34
	合計	404	434	464	493	524
②実績値	病児・病後児保育事業	79	176	95	287	—
	子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	23	89	70	48	—
	合計	102	265	165	335	—
②－①		-302	-169	-299	-158	—

⑨ 放課後児童健全育成事業

留守家庭児童指導室については、第2期計画期間内において、民設民営 4 室開設し、令和 6 年度現在の施設数は、公設公営7室、公設民営9室、民設民営5室の計 21 室となっており、確保量としては110人増となっております。しかし、実績値(在室者数)についても年々増加し、定員を超えて受け入れている指導室も少なくない状況から、確保量の増加を図る必要があります。

【留守家庭児童指導室】

(単位：人)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
第 1 期計画確保方策	685	725	765	805	805
①確保量	685	725	725	765	795
②実績値	739	751	791	848	866
②－①	54	26	66	83	71

【一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童指導室）および放課後子ども教室の目標事業量】

目標		R 6 年度
一体型の放課後児童クラブ および放課後子ども教室	①第2期計画見込み量	10
	②実績値	17
	②－①	7

2. 「第3期蕨市子ども・子育て支援事業計画」量の見込みと提供体制・確保の方策

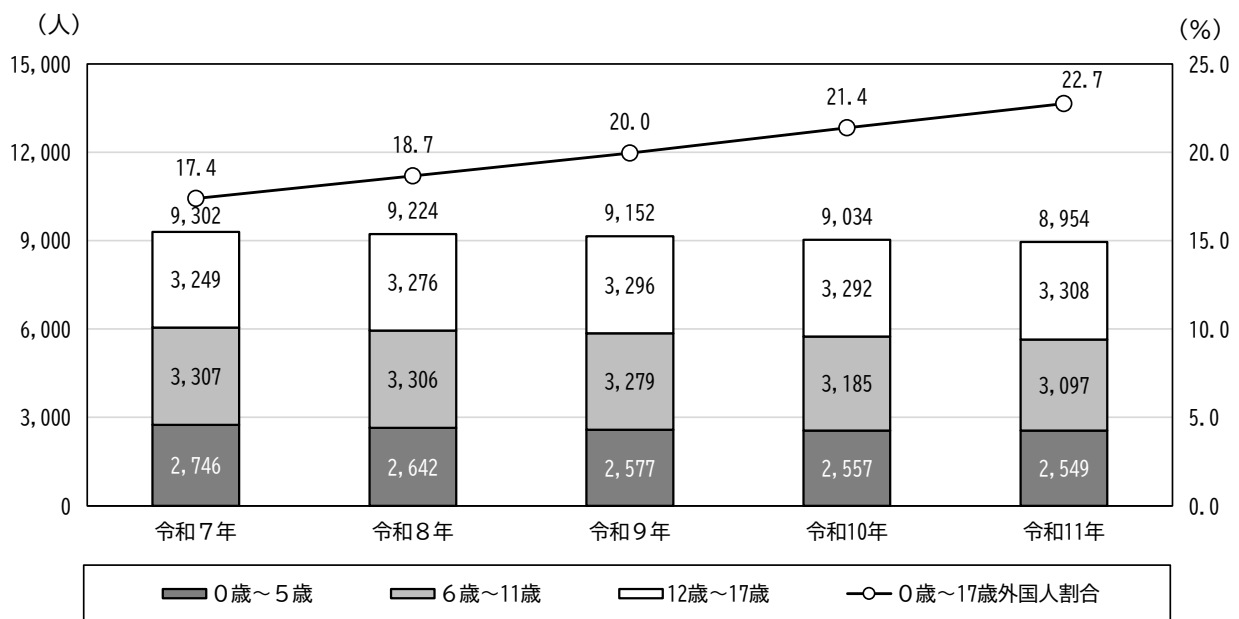
(1) 将来のこども人口

蕨市では、近年、外国人人口の急激な増加が見られるため、市全体の将来人口を推計するに当たって、外国人人口の増加を考慮した推計を行いました。

推計に当たっては、令和2年から令和6年の蕨市人口(住民基本台帳)を用い、日本人と外国人とを以下に示す別々の方法で将来人口を推計し、合計値を用いました。

- ・日本人については、コーホート変化率法を用いて将来人口を推計。
- ・外国人については、令和2年から令和6年の増減人数(平均値)を、令和7年以降の年ごと増減人口と設定して将来人口を推計。
- ・外国人0歳児の推計方法

平均出生数(令和2年～令和6年)を令和7年以降の各年に適用。



(単位：人)

	R 7年	R 8年	R 9年	R10年	R11年
0歳～5歳	2,746	2,642	2,577	2,557	2,549
6歳～11歳	3,307	3,306	3,279	3,185	3,097
12歳～17歳	3,249	3,276	3,296	3,292	3,308

(2) 教育・保育事業等の提供区域の考え方

市域が 5.11 km²と小さな本市では、「市全体」を一区域とする設定としました。

(3) 計画の推進方策

幼稚園、認定こども園、保育園、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業の利用状況および利用希望から、今後の「量の見込み」とそれに対応した「確保方策」を設定します。なお、令和4年児童福祉法改正により新規3事業も地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、また、令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに3つの事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

I 教育・保育施設の充実

- ①幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号及び2号認定、3歳児～5歳児）
- ②保育園、認定こども園（保育部分）（2号認定、3歳児～5歳児）
- ③保育園・認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（3号認定、0歳児～2歳児）

II 地域子ども・子育て支援事業（13事業＋6事業）の推進

- ①利用者支援事業
 - ②地域子育て支援拠点事業
 - ③妊婦健康診査
 - ④乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤養育支援訪問事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
 - ⑧一時預かり事業
 - ⑨延長保育事業
 - ⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）
 - ⑪放課後児童健全育成事業
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
 - ⑭子育て世帯訪問支援事業
 - ⑮児童育成支援拠点事業
 - ⑯親子関係形成支援事業
- R4年児童福祉法改正
による新規3事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
 - ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 - ⑲産後ケア事業
- R6年子ども・子育て支援法
改正による新規3事業

I 教育・保育施設の充実

幼稚園、認可保育園、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号および2号認定、3歳児～5歳児）

幼稚園などの教育の利用を希望する3歳児から就学前の児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保します。

（単位：人）

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1号認定	315	257	224	203	190
	2号認定 (教育希望)	254	230	224	226	235
確保方策		569	487	448	429	425

②保育園、認定こども園（保育部分）（2号認定、3歳児～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳児から小学校就学前までの児童を保育する認可保育園等で確保を図ります。

（単位：人）

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		767	776	785	794	799
確保方策	保育園	842	842	842	842	842

③保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（3号認定、0歳児～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳児から2歳児までの児童を保育する認可保育園、地域型保育事業等で確保を図ります。

【0歳児】

（単位：人）

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		99	103	107	111	115
確保方策	保育園	87	87	87	87	87
	地域型保育	44	44	44	44	44
	幼稚園型Ⅱ	6	6	6	6	6
	合計	137	137	137	137	137

【1歳児】

(単位：人)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		265	252	256	260	263
確保方策	保育園	192	192	192	192	192
	地域型保育	90	90	90	90	90
	幼稚園型Ⅱ	12	12	12	12	12
	合計	294	294	294	294	294

【2歳児】

(単位：人)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		308	321	309	315	313
確保方策	保育園	213	213	213	213	213
	地域型保育	93	93	93	93	93
	幼稚園型Ⅱ	18	18	18	18	18
	合計	324	324	324	324	324

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業（19 事業）の推進

① 利用者支援事業

子ども未来課で基本型の「保育・子育てコンシェルジュ」および特定型を実施することにより、教育・保育施設の利用に関する相談や子育て支援事業等の情報提供を行います。また、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を運営することにより、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図ります。

(単位：か所)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3

(単位：か所)

地域子育て相談機関	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	0	3	3	3	3
確保方策	0	3	3	3	3

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児親子の交流、子育てについての相談や情報提供、子育て講座等を行う地域子育て支援拠点事業については、保育園併設型の地域子育て支援拠点を設置することにより、また民間事業者に委託することにより事業を実施します。

(単位：人回、か所)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	5,226	5,150	5,042	5,034	5,022
確保方策	5,226	5,150	5,042	5,034	5,022
	5	5	5	5	5

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

(単位：人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	844	848	851	855	855
確保方策	844	848	851	855	855

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(単位：人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	452	454	456	458	460
確保方策	452	454	456	458	460

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(単位：人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	183	184	185	185	186
確保方策	183	184	185	185	186

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業:ショートステイ事業)を実施します。
(単位:人日)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	0	10	10	10	10
確保方策	0	10	10	10	10

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業であり、本市では、蕨市社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(単位:人日)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		1,428	1,428	1,416	1,376	1,338
確保 方策	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	1,428	1,428	1,416	1,376	1,338

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園での預かり保育のほか、公立保育園4園および地域子育て支援センターにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業を実施します。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】

(単位:人日)

幼稚園		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1号認定	1,114	1,048	1,018	1,004	1,001
	2号認定	38,190	35,928	34,917	34,438	34,304
確保方策		39,304	36,976	35,935	35,442	35,305

【一時預かり事業(在園児対象型を除く)】

(単位:人日)

保育園・地域子育て支援センター	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	2,105	2,044	2,006	1,994	1,989
確保方策	2,105	2,044	2,006	1,994	1,989

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、利用時間以外の時間に保育を行う事業であり、各保育園等において実施します。

(単位：人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	983	946	923	915	913
確保方策	983	946	923	915	913

⑩ 病児・病後児保育事業、子育て援助活等支援事業（病児・緊急対応強化事業）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生等を一時的に保育する事業です。本市では、子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)として特定非営利活動法人病児保育を作る会に委託し、緊急サポート事業を実施するとともに、小規模保育園併設の病児保育室「にじのへや」へ、病児・病後児保育事業を委託し、実施します。

(単位：人日)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		321	310	301	299	298
確保 方 策	病児・病後児保育事業	272	262	255	253	252
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	49	48	46	46	46
	合計	321	310	301	299	298

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の事由により、放課後等の保育を必要とする小学生に対し、適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図る留守家庭児童指導室の整備を図ります。

【留守家庭児童指導室】

(単位：人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	872	894	898	873	841
1年生	249	271	248	228	225
2年生	254	246	267	245	225
3年生	201	226	219	237	218
4年生	145	126	142	138	149
5年生	20	22	19	22	21
6年生	3	3	3	3	3
確保方策	835	875	875	875	875

【放課後子ども教室の年度ごとの実施計画】

(単位：校区)

R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
7	7	7	7	7

留守家庭児童指導室と放課後子ども教室については、福祉部局と教育委員会の連携により、「連携型」または「校内交流型」での実施を推進してまいります。また、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応については、こども家庭センター等の関係機関との連携等を図ってまいります。事業の質の向上については、職員を対象とした研修等を実施します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得状況により、特定教育・保育施設等に支払う日用品等、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加費、幼稚園に支払う副食費等を助成する事業です。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。事業者が円滑に参入できるよう必要に応じた支援を行っていきます。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図る事業を実施します。

(対象者数：人日)

項 目	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	250	262	274	286	300
確保方策	250	262	274	286	300

⑮ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。今後の動向等に注意し、事業の検討を行っていきます。

(対象者数：人日)

項 目	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

⑯ 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

(対象者数：人)

項 目	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

(対象者数：回)

項 目		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み		1,744	1,746	1,748	1,750	1,752
確保方策	こども家庭センター	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292
	上記以外の委託事業	452	454	456	458	460
	合計	1,744	1,746	1,748	1,750	1,752

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊びおよび生活の場を与えるとともに、利用乳幼児およびその保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

(対象者数：人日)

項 目		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
0歳児	量の見込み	—	3	3	8	8
	確保方策	—	3	3	8	8
1歳児	量の見込み	—	3	3	9	8
	確保方策	—	3	3	9	9
2歳児	量の見込み	—	3	2	6	6
	確保方策	—	3	3	6	6

⑲ 産後ケア事業

産後、家族等からの支援を受けられない・育児に対して不安があるなど、育児支援を必要とする方に対し、産後ケア事業(短期入所型・通所型・訪問型)を行います。

(対象者数：人日)

項 目	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	300	309	315	324	330
確保方策	300	309	315	324	330

（４）教育・保育の一体的提供およびその推進に関する体制の確保

I 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の普及は、大変重要であると考えています。

本市においても、認定こども園の設置については、既存の幼稚園や保育園を引き続き活用しながら、保護者のニーズを踏まえ、設置希望者に対し適切な助言や支援を行っていきます。

II 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 教育・保育施設の役割

就学前のこどもの教育を担う幼稚園および養護と教育を一体的に行う保育所が果たす役割は大変大きく、保護者のニーズに対応した、より質の高い教育・保育を提供していくことが重要となっています。本市では、増大する保育需要に対応するため、民間の力を活用しながら、必要に応じた認可保育園および地域型保育事業を展開します。

②すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての家庭の多様なニーズに対応するため、幅広い子育て支援サービスを展開します。

III 各事業間および、関係機関との連携

3歳未満の保育を行う地域型保育事業については、特定教育・保育施設との連携を進め、地域型保育事業における適切な保育が実施されるよう支援していきます。また、市内の幼稚園・保育園等と小学校の交流・連携を深めることにより、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。さらに、小学校と留守家庭児童指導室の連携や地域の子育て支援を行う関係機関、関係団体等との連携・協働を推進します。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、施設・事業者の事務負担への配慮や保護者に対する適時適切な情報提供を行うなどして施設等利用給付を円滑に行います。

(余白頁)

第6章 計画の推進体制と進捗管理

(余白頁)

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1. 取組みの方針

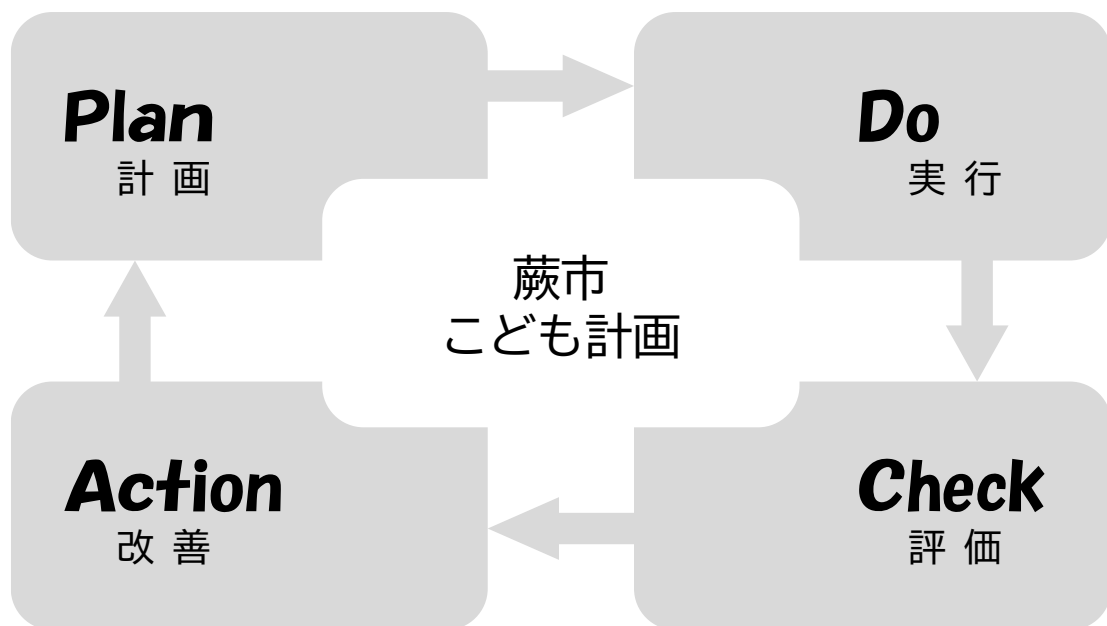
本計画は、蕨市子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、市民ひとり一人が行政と協働して計画の推進に取り組めます。

2. 計画の推進体制

こどもの保護者や保育・教育関係者、学識経験者等から構成される「蕨市子ども・子育て会議」を引き続き開催し、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行うとともに、必要に応じて本計画の見直しについて審議します。

3. 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価（PDCAサイクル）し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。そこで、計画推進の中心となる「蕨市子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「こどもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、より多くの市民の声が生かせるよう、本計画の評価、改善を継続的に進めます。



4. 評価にあたっての指標

本計画の評価にあたり、基本目標ごとに以下の指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

基本目標1 こども・若者の笑顔と未来が輝くまち

指標	現状値	目標値
生活の満足度が高いこどもの割合 【生活状況調査 問18で満足度6～10と答えた割合】	72.5%	75.0%
学校の授業がわかるこどもの割合 【生活状況調査 問8で「いつもわかる」「だいたいわかる」と答えた割合】	57.6%	60.0%
困っていることや悩みごとを相談できないこどもの割合 【生活状況調査 問17で「だれにも相談できない、相談したくない」と答えた割合】	7.6%	6.5%
障害や病気、ひとり親などの家族のために、本来大人がやる家事や家族の世話をしているこどものうち、つらいと感じているこどもの割合 【生活状況調査 問26で「つらい」「とてもつらい」と答えた割合】	12.1%	10.0%
市民活動団体が実施する市内のこどもの居場所(こども食堂、学習支援、プレーパーク)の数 【現状値は、令和6年10月末現在】	4か所	5か所
生活困窮世帯・ひとり親家庭等のこどもの学習支援教室への参加者数 【現状値は、令和6年10月末現在】	45人	60人

※ 「生活状況調査」とは、「こどもの生活状況調査」のうちこどもを対象に行った調査のこと

基本目標2 安心して子育てができるまち

指標	現状値	目標値
子育てしやすいと思う市民の割合 【市民意識調査で「蕨市は子育てしやすいまちだと思いますか」の問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合。現状値は、令和2年度～6年度の平均値】	81.1%	85.0%
子育てをする上で気軽に相談できる相手のいる就学前児童保護者の割合 【子ども・子育て調査 問10で「いる／ある」と答えた割合】	91.4%	93.0%
父母ともに子育てを担っている人の割合 【子ども・子育て調査 問6(就学前児童保護者)、問4(小学生保護者)で「父母ともに」と答えた割合】		
就学前児童保護者	63.5%	70.0%
小学生保護者	59.3%	65.0%
産後ケア事業の利用者数 【現状値は、令和5年度の利用者数】	48人	330人

※ 「子ども・子育て調査」とは、「子ども・子育て支援事業等に関するアンケート調査」のこと

資料編

(余白頁)

資料編

1. 蕨市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するほか、子ども・子育て支援等に関する事務を行うため、蕨市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織及び委員)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
 - (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 前号の子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
 - (4) 公募による市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和39年蕨市条例第4号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(令和5年3月23日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月11日条例第15号)

この条例中第1条及び第2条の規定は令和5年10月2日から、第3条の規定は同月10日から施行する。

附 則(令和6年6月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 蕨市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分			氏名	所属等	備考
保護者	1号	保育園保護者	加藤 慶子		
		幼稚園保護者	坂口 槇子		
		留守家庭児童指導室保護者	古宮 奈津子		
事業に従事する者	2号	保育園	前橋 佳代子	メリーポピンズ蕨北町ルーム園長	
		幼稚園	菊地 洋太郎	わらび幼稚園副園長	副会長
		小規模保育園	日山 秀利	ひなた保育園蕨園長	
		留守家庭児童指導室	植杉 勝紀	NPO 法人エリア・フロンティア・システム代表理事	
		子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	内村 佳子	蕨市社会福祉協議会	
		子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	内海 千津子	NPO 法人子育てママ応援塾ほっこり～の代表理事	
		こどもの居場所づくり事業	新妻 朋子	夕方からの居場所づくり「ぼっかぽか」外遊びを考える会「どろんこの王様」代表	
知識経験を有する者	3号	民生委員・児童委員協議会	秋元 知子	主任児童委員	
		学識経験者	後藤 さゆり	共愛学園前橋国際大学教授	会長
公募による市民	4号	公募委員	石井 敦		
		公募委員	園川 泰子		
		公募委員	宮本 健太		

(任期：令和6年1月30日～令和8年1月29日)

3. 蕨市子ども・子育て会議開催経過

開催日等		会議内容
第1回	令和6年4月22日	・ 委嘱状交付 ・ 正副会長互選 (1) 蕨市こども計画について (2) 第3期蕨市子ども・子育て支援事業計画利用希望調査の結果報告について (3) 「子どもの生活状況調査（案）」について (4) 「こども・若者ヒアリング（案）」について (5) その他
第2回	令和6年9月3日	(1) 「蕨市子どもの生活状況調査」結果報告について (2) 「こども・若者ヒアリング」結果報告について (3) 計画骨子（案）等について (4) 将来のこども人口について (5) 第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (6) 令和6年度の新規事業等について (7) その他
第3回	令和6年11月25日	(1) 蕨市こども計画（素案）について (2) その他
第4回	令和7年2月7日	(1) 蕨市こども計画（案）に関するパブリック・コメント結果について (2) 蕨市こども計画（最終案）について (3) その他

4. 蕨市こども計画策定庁内連絡会設置要綱

令和6年3月26日要綱第27号

(設置)

第1条 本市におけるこども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第10条第2項に規定する市町村計画等の策定(以下「計画の策定」という。)に当たり、調査、研究等を行うため、蕨市こども計画策定庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 健康福祉部子ども未来課長
- (3) 職員のうちから市長が任命する者
- 2 庁内連絡会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 庁内連絡会に副会長を置き、健康福祉部子ども未来課長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 庁内連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

5. 蕨市こども計画策定庁内連絡会委員名簿

(敬称略)

No.	職	所属等	氏名
1	会長	健康福祉部長	根 津 賢 治
2		副参事兼秘書広報課長	有 里 友 希
3		総務部次長兼政策課長	佐 藤 則 之
4		市民生活部安全安心課長	加 藤 宏 之
5		市民生活部商工観光課長	松 永 祐 希
6		市民生活部市民協働課長	倉 石 尚 登
7		健康福祉部次長兼福祉総務課長	國 井 信太郎
8		健康福祉部生活支援課長	越 正 男
9	副会長	健康福祉部次長兼子ども未来課長	福 田 望
10		健康福祉部副参事兼福祉・児童センター所長	関 久 徳
11		健康福祉部保健センター所長	安 治 直 尚
12		都市整備部次長兼建築課長	斎 藤 純 一
13		都市整備部道路公園課長	榎 戸 晃
14		教育部教育総務課長	白 鳥 幸 男
15		教育部次長兼学校教育課長	小 山 晃 弘
16		教育部次長兼生涯学習スポーツ課長	加 納 克 彦
17		教育部中央公民館長	鈴 木 啓 文
18		教育部図書館長	佐 藤 昌 史

6. 蕨市こども計画策定庁内連絡会開催経過

開催日等		会議内容
第1回	令和6年4月18日	(1) 蕨市こども計画について (2) 第3期蕨市子ども・子育て支援事業計画利用希望調査の結果報告について (3) 「子どもの生活状況調査(案)」について (4) 「こども・若者ヒアリング(案)」について (5) その他
第2回	令和6年8月30日	(1) 「蕨市子どもの生活状況調査」結果報告について (2) 「こども・若者ヒアリング」結果報告について (3) 計画骨子(案)等について (4) その他
第3回	令和6年11月19日	(1) 蕨市こども計画(素案)について (2) その他
第4回	令和7年1月30日	(1) 蕨市こども計画(案)に関するパブリック・コメント結果について (2) 蕨市こども計画(最終案)について (3) その他

7. 用語集

	用語	解説
1	1号認定児童	子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育給付認定」のうち満3歳以上の小学校就学前こどもで教育のみを必要とする児童。
2	2号認定児童	子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育給付認定」のうち満3歳以上の小学校就学前こどもで教育・保育施設での保育を必要とする児童。
3	3号認定児童	子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育給付認定」のうち満3歳未満の小学校就学前こどもで教育・保育施設での保育を必要とする児童。
D	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある者等からの暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力のほか、性的・経済的な暴力も含む。
G	GIGA スクール構想	児童・生徒に、1人1台の端末の配布と高速ネットワーク設備への対応のほか、教育のICT化を進める国の取組のこと。
I	ICT	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
S	SNS	Social Networking Service の略。個人間の交流を支援するサービス。
あ	あすなろ学園（児童発達支援センター）	児童発達支援センターとして、戸田市と共同で設立した施設のこと。児童発達支援センターは、専門性に基づく発達支援・家族支援機能を有し、地域における障害児支援の中核的役割を担う。
い	育児休業制度	育児・介護休業法に基づき、こどもが生まれた後、1年間(両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事情がある場合は最長2年。)子の養育のために勤務を休業できる制度。
	一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かり、保育を行う事業のこと。
	生命（いのち）の安全教育	発達の段階に応じて、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、ひとり一人を尊重する態度等を身に付けることを目指す教育のこと。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
	インクルージョン	包含、内包を意味する英語(inclusion)のことであり、障害者の権利に関する条約では、障害者(児)への地域社会への参加・包容(インクルージョン)の促進等が定められている。
か	確保方策	「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業について、保護者に対し「利用希望把握調査」を行った上で、5年間の「量の見込み」を推計し、それに対する具体的な提供体制を確保する(確保方策)こととされている。
	家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に設けるものであり、蕨市では、こども家庭センター「わらここ」内に設置している。
き	キャリア教育	ひとり一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

き	教育センター	保護者や児童・生徒、教職員に対する教育相談やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる支援をはじめ、不登校の児童生徒に対する教育支援センター(日々草学級)や、日本語による会話などに困難を抱える外国人児童生徒に対する日本語特別支援教室を行っている。また、教職員の資質・指導力向上のためのさまざまな研修を行うとともに、学校における対応事案、配慮事案に対する支援を行う。
け	ゲートキーパー	身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。「命の門番」としても位置付けられている。
こ	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
	合同ケース会議	こども家庭センターにおいて、統括支援員を中心に、各家庭の情報や課題を保健師と子ども家庭支援員等がそれぞれの視点から共有・意見交換し、アセスメント結果に基づき、適切な支援方針を決定する会議。
	コーホート変化率法	「コーホート」とは、同じ年に生まれた人々の集団のことを指し、「コーホート変化率法」は、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
	国際青少年キャンプ	蕨市と交流のあるアメリカ合衆国エルドラド郡やドイツリンデン市に、市内在住の中学2年生から高校3年生(原則13歳から17歳)の青少年を派遣する国際交流事業のこと。
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
	こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。蕨市では、母子保健機能を有する「わらべび」を保健センター内で、児童福祉機能を有する「わらここ」を本庁舎内の子ども未来課に設置し、児童相談システムの導入や合同ケース会議を実施することで機能の一体化を図っている。子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業(こども家庭センター型)としても位置付けられている。
	こども食堂	地域の人々が主体となり、こどもが1人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂であり、貧困家庭のこどもへの支援や孤食の解消、食を通じた地域交流の場としての役割を果たしている取組。
	子ども大学わらび	「子ども大学」は、地域の専門家等が講師となり、こどもの知的好奇心を刺激する講義や体験活動を行う事業。蕨市では地域の専門家を講師に招き、春休みに小学生を対象とした「子ども大学わらび」を開催。
	子どもの権利条約	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は1989年11月20日に国連総会において採択された、世界中すべてのこどもたちがもつ人権(権利)を定めた条約である。日本は1994年4月22日に批准。
	こどもの居場所	こどもの居場所は、「家でも学校でもなく居場所と思えるような場所」のことであり、代表的なものとしてはこども食堂、学習支援教室、プレーパークの3つが挙げられる。
	こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる制度のこと。令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として全市町村で実施。

こ	コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効なしくみのこと。
さ	産後ケア事業	新たに、子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつとなった事業。産後の母子に対して、助産師等による心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業。
	三市の船	戸田・蕨・川口三市青少年の船事業の略。戸田、蕨、川口の三市の青少年が船旅で伊豆諸島へ向かい、仲間同士の親睦を深める。
し	持続可能な開発のための教育（ESD）	ESD は「Education for Sustainable Development」の略であり、持続可能な社会の創り手を育む教育のことをいう。
	児童相談システム	市区町村が実施する児童相談や家庭相談に関わる業務を総合的にサポートするソフトウェアシステムのこと。
	児童相談所	県の相談機関として、こどもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところ。児童虐待や障害、里親になりたい方の相談等に専門の職員が応じている。
	児童養護施設	児童福祉法に定められた施設であり、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整え、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。
	主権者教育	国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していく教育のこと。
	巡回支援指導員	保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、助言・指導を行う者のこと。
	小1 プロブレム	小学校入学後の1年生で集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月にわたって継続すること。
	小規模保育園（小規模保育事業）	市区町村が認可する、おもに 0 歳児から 2 歳児の乳幼児を対象とした定員 6 人以上 19 人以下の保育施設。
	消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のこと。
	ショートステイ（福祉、介護関係）	要介護者等が施設に短期間入所し、日常生活の世話や機能訓練などを受けるサービス。
	人権の花運動	小学生を対象に、花の種子や球根などを、こどもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動のこと。
す	新生児聴覚スクリーニング検査	新生児に行う聴覚の検査であり、聴覚の問題の早期発見と適切な指導につなげる目的で行われる。
	スクールカウンセラー	問題行動・不登校等の課題解決を図るため、児童・生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助をする専門家のこと。
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒の不安や悩み等に対応するため、児童生徒の置かれた環境に働きかけ、福祉機関等に学校や家庭を繋げ支援する専門職のこと。
	スクール支援員	児童・生徒の豊かな心や生きる力を育むために、教科指導等での補助や支援のほか、学校生活全般についての補助を行う職員のこと。
	スケアード・ストレイト教育技法	怖い思い、ヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法のこと。具体的には、スタントマンによるリアルな交通事故再現という手法を取り入れたもの。

せ	生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度のこと。
ち	地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に規定される、13 事業に加え、令和 4 年児童福祉法改正による新規 3 事業、令和 6 年子ども・子育て支援法改正による新規 3 事業を加えた 19 の事業のこと。93 ページ参照。
	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。本市では、地域子育て支援センターとして実施。
と	特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け、施設型給付の対象となった教育・保育施設のこと。
	特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け、地域型保育給付の対象となった地域型保育事業のこと。
	特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
	戸田・蕨・川口三市青少年の船	戸田・蕨・川口三市青少年の船事業のこと。戸田、蕨、川口の三市の青少年が船旅で伊豆諸島へ向かい、仲間同士の親睦を深める。
に	日本版 DBS	教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組みのこと。
	乳児家庭全戸訪問事業	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業。蕨市では「こんにちは赤ちゃん訪問」として実施。
	認可保育園（認可保育所）	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。
	認定こども園	3 歳児から就学前のこどもに幼児教育と保育の両方を提供する施設として、都道府県知事の認定を受けた施設。
は	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者等からの暴力に関する相談や支援を行う機関。
	機まつり	8 月に行われる蕨市最大規模のお祭りのこと。かつて蕨で栄えた織物業の繁栄を祈願する式典を経て、昭和 26 年に始まった。
ひ	病児・病後児保育事業	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育を行う事業。
ふ	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として行う相互援助活動のこと。
	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。
	フードパントリー	ひとり親家庭や生活困窮世帯など、さまざまな理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域で無料で配付する活動または場所のこと。
	プレーパーク	冒険あそび場とも呼ばれ、すべてのこどもが自由に遊ぶことを保障する場であり、こどもは遊ぶことで自ら育つという認識のもと、こどもと地域とともに作り続けていく屋外の遊び場のこと。

ふ	プレコンセプションケア	女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みのこと。
ほ	保育・子育てコンシェルジュ（利用者支援事業／基本型・特定型）	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。保育の利用に関する相談や子育て支援事業に関する情報提供を行う。蕨市では、利用者支援事業の基本型および特定型の実施に当たり配置する職員を保育・子育てコンシェルジュと呼んでいる。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているおおむね 18 歳未満のこどものこと。
	ヤングケアラー・コーディネーター	学校や関係機関との連携により、ヤングケアラーを把握し、相談支援を行う役割を担う、ヤングケアラー支援の中核となる職員のこと。
よ	養育支援訪問事業	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。
	幼児教育・保育無償化	令和元年10月から始まった、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもおよび住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料を無償化する制度。
	幼稚園の預かり保育	通常教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う在園児を対象とした一時預かり事業。
	要保護児童対策地域協議会	児童相談所や警察署、保健所等の様々な関係機関が参加し、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童や特定妊婦等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う。蕨市では子ども未来課のこども家庭センター「わらここ」が調整機関を務めている。
ら	ライフスキル	WHO が提唱する、「日常生活に生じるさまざまな問題や要求に対して、より建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」のこと。
り	倫理確立委員会	教頭が主催し、教諭・養護教諭等で構成される委員会。教職員の倫理観や規範意識等を高めるため、年間を通して不祥事防止に向けた研修等を企画・運営する。
る	留守家庭児童指導室（放課後児童健全育成事業）	子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業のひとつ。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、健全な育成を図る事業。蕨市では留守家庭児童指導室と呼んでいる。
れ	レスパイトケア	在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのこと。
ろ	労働力率	生産年齢に達している人口のうち、労働力として経済活動に参加している者の比率。
わ	ワーク・ライフ・バランス	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。
	蕨 COCOLO プラン	国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）（令和 5 年 3 月 31 日）を受け、蕨市としての不登校対策や取組の方向性・計画を取りまとめたもの。
	わらびネットワークステーション	蕨市が設置し、市民活動を支援する団体とし設立された「わらび市民ネット」と市が協働で運営している施設のこと。市民活動団体や、これから活動を始める方を支援するため、市民活動の情報の収集・発信をはじめとした、市民活動のサポートを行う。
	わらびりんご	錦町の農家の故・吉澤正一氏が約 20 年かけて研究開発した日本一早く実がなるりんごのこと。強い酸味を生かした「わらびりんごサイダー」等の商品化が行われている。

(仮) 蕨市こども計画【素案】

令和7年3月

発 行 蕨市
編 集 蕨市健康福祉部子ども未来課
住 所 〒335-8501
埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
T E L 048-432-3200 (代表)
U R L <https://www.city.warabi.saitama.jp/>
